

鯨類座礁対処マニュアル  
(令和4年度改訂版)

水産庁

令和4年6月17日

(令和6年7月一部改正)

## 鯨類座礁対処マニュアル(令和4年度改訂版)の配布に当たって

「鯨類座礁対処マニュアル」は、鯨類座礁の増加及びそれに伴う国民の座礁鯨類への関心の高まりを受けて、水産庁が設置した座礁鯨類処理問題検討委員会（座長：小野征一郎近畿大学教授）での検討を経て、平成16年9月に完成したものである。

本マニュアルは、実際に座礁鯨類の処理に立ち会った自治体の担当者及び専門家等の助言を踏まえて作成されており、発生現場で座礁に対処する方々の視点に立った機能的なマニュアルとして、関係者が利用しやすいものとなるように構成されている。平成24年5月には、平成18年度に座礁鯨類の処理経費を助成する水産庁の補助事業（海産哺乳類混獲等管理促進事業）が地方自治体への税源移譲により一般財源化され、平成20年にコククジラが水産資源保護法の下での保護対象種となるなどの関係法令の改正等が行われたことを踏まえ、本マニュアルを改定したところである。今般、令和元年7月1日より我が国の大型鯨類を対象とした商業捕鯨が再開され、さらには令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことを踏まえ、現状を反映したものとするため、本マニュアルを改訂することとしたものである。

鯨類をめぐるっては、我が国では科学的根拠に基づく適切な資源管理を行うための資源量調査や捕獲枠の設定などを行っているところであるが、座礁、漂着といった漁獲行為以外の要因による鯨類の死亡状況を把握することがより適切な鯨類の管理につながると考えており、また、国際的にも座礁の実態の把握と座礁鯨類への適切な対応が求められているところである。

本マニュアルが、今後とも座礁鯨類の効果的な処理に活用されることを強く望むものである。

令和4年6月17日  
水産庁国際課捕鯨室

## 目次

鯨類座礁対処マニュアルの作成に当たって	1
<b>第1部 本マニュアルの利用に当たって</b>	<b>3</b>
1 本マニュアルの構成とねらい	3
(1) マニュアルの対象	
(2) マニュアルの構成	
(3) 語句の説明	
2 座礁鯨類の利用に関わる法的規制及び手続き	6
(1) 食用利用	
(2) 試験研究等の学術目的利用	
<b>第2部 座礁発生時の対処</b>	<b>8</b>
<b>メインテキスト</b>	
1 座礁発生に備えた事前準備	8
(1) 鯨類座礁現地対策本部の設置	
(2) 都道府県の対処体制の整備	
(3) 初動連絡体制の整備	
(4) 治療等のための取組の許可	
2 座礁発生後の対処	9
(1) 座礁鯨類発見時の対応と初動体制	9
1) 情報収集	
2) 現地対策本部の設置と業務内容	
3) 現地対策本部、都道府県支援窓口、水産庁等との間の協議体制	
4) 座礁現場の保全と安全確保	
(2) 現地対策本部が行う座礁鯨類の処置	10
1) 座礁鯨類が生存していた場合	
ア 救出の可否の判断	
イ 救出	
2) 座礁鯨類が死亡した場合(既に死亡していた場合を含む。)	
ア 処理業者の選定	
イ 鯨体の学術調査	
ウ 鯨体の利用(販売目的を含む。)	
エ 鯨体及び残滓の処理	

(3) 事後処理 .....	12
<b>サブテキスト</b>	
<b>I 鯨類の種類の見分け方 .....</b>	<b>13</b>
<b>II 座礁初動体制と現場対応 .....</b>	<b>16</b>
1 初期現場対応	
2 現地対策本部設置	
3 地域内及び近隣市町村との連絡協議体制	
4 現地(市町村)と都道府県間の連絡協議体制	
5 水産庁との連絡協議体制	
6 座礁地域の保全(鯨体の保全)	
7 処理業者の確保と契約	
8 市町村職員の動員体制	
9 ボランティア受入れ体制と原則	
10 外部研究調査機関受入れ体制と原則	
11 マスコミ対応	
12 見物者対応	
* 座礁初動体制と現場対応フローチャート .....	19
<b>III 救出の可否及びその判断並びに救出方法 .....</b>	<b>20</b>
1 小型多数の座礁	
2 大型単体の座礁	
3 大型多数の座礁	
<b>IV 鯨体の学術調査(座礁鯨体調査要領) .....</b>	<b>23</b>
1 基本的なデータの収集	
2 写真撮影	
3 鯨体計測	
4 鯨体解剖	
<ひげ鯨の場合>	
<マッコウクジラの場合>	
5 標本採集	
6 標本所持の届出とDNA登録	
<b>V 死亡した鯨体の処置処分 .....</b>	<b>31</b>
1 死亡後の座礁鯨類の鯨体の法的性格	

2	座礁鯨類を処理する者	
3	死亡鯨体の処理方法	
	(1) 埋却(埋設)処分	
	(2) 焼却処分	
4	死亡鯨体の他海域への移動・排除	
<b>VI</b>	<b>鯨類座礁地等の清掃等原状回復作業について</b>	<b>57</b>
1	大型鯨類座礁時に想定される座礁地等の状況	
2	必要とされる対応	
3	作業に当たっての注意点	
付録 1	座礁鯨類処理問題検討委員会における検討の概要	61
2	座礁・混獲した鯨類への対処法	67
3	関連法令等	
	(1) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(抄)	83
	(2) 漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項 ただし書の規定に基づく農林水産大臣が別に定めて 告示する漁業(平成13年農林水産省告示第563号)	86
	(3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項 ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて 告示するひげ鯨等を定める件 (平成16年農林水産省告示第1834号)	87
	(4) 漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条から 第93条までの鯨類(いるか等小型鯨類を含む。)の 捕獲・混獲等の取扱いについて(平成13年7月1日 付け13水管第1004号水産庁長官通知)	88
	(5) 漁業法施行規則(抄)	104
	(6) 漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究 等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領	105
	(7) 保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の 運用等に関する基本的な事項について	114
	(8) 「水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令」の 施行に伴うコククジラの取扱いについて (平成19年12月20日付け19水管2210号 水産庁資源管理部遠洋課長通知)	126

(9) 食品衛生法(抄)	132
(10) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(抄)	135
(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄) 及び同施行令(抄)	136
(12) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における 良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の 処理等の推進に関する法律(抄)	144
4 小型鯨類資源管理方針(暫定方針)	146
5 誓約書	148
6 海外における座礁対応基本方針及び事例	149
7 鯨研通信 1986年9月 第364号	153

## 鯨類座礁対処マニュアルの作成に当たって

平成 14 年 1 月 22 日未明、鹿児島県大浦町の海岸に 14 頭にも上るマッコウクジラが集団座礁し、その対処ぶりはマスコミを通じ広く全国に知られるところとなった。処理作業は困難を極めたが、多くの方々のご努力と諸官庁の支援により、最終的には一頭の救出、一頭の埋設そして 12 頭の海底沈下に無事落着いた。しかし、この一連の処理から多くの行政的課題が残され、また当事者であった鹿児島県および大浦町からは、水産庁に対し将来に備えた処理マニュアル作成が強く要望された。

こうした要望の下に、平成 14 年 9 月「座礁鯨類処理問題検討委員会」が発足したが、討議を通じ、この作業に従事された多くの方々が、座礁鯨対処に対する技術的および法的な多くの困難に直面してきたこと、また、特に地方自治体にとって本問題の処理が緊急且つ重要な課題であることを知った。

本検討委員会は、これまでに 7 回の委員会を開催し、制度面での見直しをも視野に入れつつ、獣医学や鯨類調査研究等の専門家の意見や、関係すると考えられる法令を所管する省庁のオブザーバー参加を得て、幅広い見地から考察を加え、座礁鯨の適切な処理体制について検討を行ってきた。座礁処理には問題が多く、特に座礁処理に備えた包括的な法制整備が必要と思われるが、一方鯨類の座礁は現実に進行中の事象であり、検討委員会ではこの問題に現実的にどのように対処するかについて議論を重ね、座礁処理に関する基本方針については概ね委員間の合意を見た（「座礁鯨類処理問題検討委員会における検討の概要」（付録 1））。

現在捕獲・利用が原則的に禁止されている、IWC 規制種であるひげ鯨やマッコウクジラが座礁した場合、これらの鯨について資源の有効利用及び処理費用補填の観点から、一定の条件の下で利用を認めるための制度改正を行うとともに、これまでの処理マニュアルでは対応できなかった大型座礁（小型鯨の集団座礁及び大型鯨の座礁）に焦点を当て、救出のみならず救出不可能な場合や利用を行う場合の対処について新たなマニュアルを作成した。

作成にあたっては、本検討委員会の委員でありまた鹿児島県大浦町における集団座礁処理にもあつた加藤秀弘遠洋水研鯨類生態研究室長<sup>\*1</sup>を編集委員長とし、本項末に明記した鯨類調査専門家や座礁処理に経験の深い獣医師を委員に迎え、その他多くの方の御協力を仰ぐこととした。本マニュアルは今後の進行に応じなお改訂が必要と思われるが、実践的マニュアルとしては概ね必要な要件を満たしていると考えている。編集委員及び協力者の方々、そして御支援頂いた水産庁および事務局（遠洋課捕鯨班）<sup>\*2</sup>の方々には記して御礼申し上げたい。

本マニュアルでは、処理を行う過程での専門家の支援方策等が明記されており、この活用により、地元の自治体等が円滑に処理を進める手助けとなることを期待している。

平成 16 年 9 月

鯨類座礁処理問題検討委員会  
委員長 小野征一郎

\*1 現一般財団法人日本鯨類研究所顧問

\*2 現国際課捕鯨室

座礁鯨類処理マニュアル編集委員会名簿（敬称略）：

編集委員長；加藤秀弘（独立行政法人水産総合センター遠洋水産研究所鯨類生態研究室長）

編集委員（五十音順）；石川創（財団法人日本鯨類研究所調査部次長、獣医師）、後藤睦夫（同研究部次長）、板東武治（同研究部、鯨類生物研究室研究員）、前田一己（鹿児島県林務水産部水産振興課長）

協力者（敬称略）：

独立行政法人水産総合センター遠洋水産研究所鯨類生態研究室；岩崎俊秀、木白俊哉 浮魚資源部数理解析研究室；庄野宏

鹿児島県水産振興課；高橋宏、坂井康孝

鹿児島県川辺郡大浦町；前野輝行（町長）、太鼓智弘（経済課）

株式会社森組（森千秋社長）

共同船舶株式会社

水産庁及び事務局（敬称略）

竹谷廣之（資源管理部長）、海野洋（前資源管理部長）、桑知文（前遠洋課長）、山下潤（遠洋課長）、森下丈二（前遠洋課捕鯨班長）、諸貫秀樹（遠洋課捕鯨班長）、星川泰輝（遠洋課課長補佐）、光富喜一郎（元遠洋課海産哺乳類管理官）、佐藤愁一（前遠洋課捕鯨班企画官）、大部寛治（遠洋課捕鯨班捕鯨係長）

# 第1部 本マニュアルの利用に当たって

## 1 本マニュアルの構成とねらい

### (1) マニュアルの対象

学術的な狭義の分類では、“座礁”は生きながらにして陸域又は瀬への乗り上げであり、死亡した後の乗り上げは“漂着”として区別されるので、表現的には以下のように定義できる：

座礁：「生きたまま」海岸又は潮間帯に乗り上げた状況

漂着：「死亡した状態で」海岸又は潮間帯にたどり着いた状況

しかしながら、「漂着」であっても事故処理に伴う困難性には共通する部分が多いことから、本マニュアルにおける“鯨類座礁”には「漂着」も含めるものとする。ただし、定置網等への混獲については、既に別途処置手続きガイドライン（「座礁・混獲した鯨類への対処法」（付録2））が確立されており、ここでは対象に含めない。

一方、座礁鯨類のサイズや頭数も事故処理に与える影響が大きい。我が国の沿岸で漂着事例の多いひげ鯨のミンククジラは体長8m体重8トンにもなり、平成14年に集団座礁した歯鯨類最大のマッコウクジラの雄では体長16m体重60トンに達する。また、座礁頭数が多いほど事故処理の困難性は高く、特に社会集団をつくる歯鯨の集団座礁に際しては、頭数によっては小型鯨類であっても大型鯨類の座礁並の困難さに直面する場合もある。本マニュアルでは、事故処理対策への便宜上、以下のグループ分けを行っておく：

大型鯨類；ひげ鯨並びにマッコウクジラ及びツチクジラ

小型鯨類；マッコウクジラ及びツチクジラを除く歯鯨（イルカ類）

小型少数；当面小型鯨類20頭以下

小型多数；当面小型鯨類21頭以上

本マニュアルでは、このうち大型鯨類と小型多数の座礁を対象とすることとし、小型少数の座礁はガイドライン（「座礁・混獲した鯨類への対処法」（付録2））に従って対処することとする。

### (2) マニュアルの構成

本マニュアルは、座礁対処の流れに従ったメインテキストと、必要に応じて参照するサブテキストに分かれている。

メインテキストにおいては、座礁の初動体制から最終的な鯨体処置までに至る各過程における判断と選択肢について述べられており、専門的な技術と情報や事例についてはサブテキストに記載されている。また、関連する法規については、別途付録3に収録しているので、適宜参照されたい。なお、基本的なメインテキストの構成は、以下のとおりである：

- 1 座礁発生に備えた事前準備
  - (1) 鯨類座礁現地対策本部の設置
  - (2) 都道府県の対処体制の整備
  - (3) 初動連絡体制の整備
  - (4) 治療等のための取組の許可
- 2 座礁発生後の対処
  - (1) 座礁鯨類発見時の対応と初動体制
    - 1) 情報収集
    - 2) 現地対策本部の設置と業務内容
    - 3) 現地対策本部、都道府県支援窓口、水産庁等との協議体制
    - 4) 座礁現場の保全と安全確保
  - (2) 現地対策本部が行う座礁鯨類の処置
    - 1) 座礁鯨類が生存していた場合
      - ア 救出の可否の判断
      - イ 救出
    - 2) 座礁鯨類が死亡した場合（既に死亡していた場合を含む。）
      - ア 処理業者の選定
      - イ 鯨体の学術調査
      - ウ 鯨体の利用（販売目的を含む。）
      - エ 鯨体及び残滓の処理
  - (3) 事後処理

サブテキストには以下の情報が含まれ、メインテキストの詳細を理解するための参考とすることができる。

- I 鯨類の種類の見分け方
- II 座礁初動体制と現場対応
- III 救出の可否及びその判断並びに救出方法
- IV 鯨体の学術調査（座礁鯨体調査要領）
- V 死亡した鯨体の処置処分
- VI 鯨類座礁地等の清掃等原状回復作業について

また、関連情報として以下の項目を巻末にまとめた。

付録1 座礁鯨類処理問題検討委員会における検討の概要

- 付録2 座礁・混獲した鯨類への対処法
- 付録3 関係法令等
- 付録4 小型鯨類資源管理方針（暫定方針）
- 付録5 誓約書
- 付録6 海外における座礁対応基本方針及び事例
- 付録7 鯨研通信

### （3）語句の説明

本マニュアルの編集に際し、直接水産を担当したことの無い地方公共団体の職員が好むと好まざるとに関係なく座礁鯨類に対処せざるをえないことを想定し、用語については可能な限り専門用語を避け、平易にするように心がけた。ただし、ほかに適当な語句が見当たらない場合、あるいは語句の意味に誤解を与えない目的で難解な用語とせざるをえない場合があるため、それらの語句については以下に説明することとした。

**座礁**：座礁とは本来船舶が海面に近い岩礁に乗り上げて動かなくなることであるが、ここでは鯨類についても座礁と呼ぶこととする。なお、研究者間では英語でストランディングと呼ぶ場合も多いが、ここでは必要な場合を除き座礁に統一している。

**捕獲**：本マニュアルでは、鯨体の全部又はその一部を占有する行為とし、占有される鯨類の生死には関わらないものとする。

**救出**：本マニュアルでは、座礁し自力では海に戻れなくなった鯨類を人為的に救い、海に戻そうとする行為とする。

**埋設、埋却**：埋設は有用物（今後利用が予定されている物）を保管等の目的で埋めること、埋却は不用になった物を廃棄目的で埋めることを意味する。本マニュアルでは、骨格標本作製等の目的で対象物を埋めることを埋設とし、廃棄目的で鯨体又はその残滓を埋めることを埋却として区別している。

**残滓**：本マニュアルでは、鯨体の利用を行った際に発生する不用物とする。

**(鯨体の他海域への)移動・排除、海底沈下**：本マニュアルでは、移動・排除とは、座礁等した鯨体を他海域へ移動・排除する行為とする。移動・排除に当たっては、海上保安署(保安部)、都道府県及びその他関係機関からの指導・助言を踏まえ適切に処理する必要がある。また、海底沈下は移動・排除の一手法であるが、単に移動・排除しただけでは漂流し、再び座礁する可能性がある場合に、鯨体が浮遊しないよう何らかの処置を行うなどして、生活環境及び海洋環境の保全上支障のないよう海底に沈下する

行為をいう。

座礁対処責任者：鯨類の座礁が発生した際に、その海岸線を有する市町村に設置された鯨類座礁現地対策本部を指揮する者とする。

座礁対処支援窓口：必要に応じて座礁対処責任者を支援するために、座礁が発生した海岸線を有する都道府県に設置される窓口とする。

座礁対処支援アドバイザー：座礁対処責任者が必要に応じて技術的な支援を求めることができる鯨類座礁対処についての専門的知見や技術を有する者とする。

## 2 座礁鯨類の利用に関わる法的規制及び手続き

救出が困難になった等の座礁鯨類については、そもそも意図して捕獲しようとするものではないことから、処理経費の捻出、資源の有効利用との観点から利用が認められている。ただし、残滓については関係法令の規定に従い適切な処理を行う必要があり、処理費用がかかる場合には利用者が応分の費用負担を行う必要がある。また、利用目的に応じて、以下の点にも留意する必要がある。

なお、ツチクジラ、小型鯨類及び「漁業の許可及び取締り等に関する省令」（昭和38年農林省令第5号）（以下「許可省令」という。付録3（1））第94条に規定された鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリ）については、試験研究等の学術目的以外の目的での利用は認められていない。

### （1）食用利用

「漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示するひげ鯨類等を定める件」（付録3（3））が定める救出が困難になった等の座礁鯨類（ツチクジラを除く大型鯨類）については、定置網漁業により混獲された鯨類の場合と同様に、座礁状況の報告及びDNA登録を行うことを条件に、食用利用が認められている。

ただし、過去に「寄り鯨」として、食用を含め利用してきた歴史がある反面、座礁鯨類の食用利用による食中毒発生事例や罹病鯨発見の事例もあり、慎重な判断が必要である。従って、「食品衛生法」（付録3（9））の体系の中で、食品としての安全性を十分確保しうることが前提となる。

## (2) 試験研究等の学術目的利用

座礁鯨類を試験研究等の学術目的で利用する場合には、ツチクジラを除く大型鯨類については、「許可省令」(付録3(1))に基づいて、農林水産大臣に報告する必要がある(DNA登録を含む)。

また、「許可省令」(付録3(1))第94条に規定された鯨類(シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリ)については、「漁業法施行規則」(以下「施行規則」という。付録3(5))及び「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。付録3(6))に基づき、農林水産大臣の許可を受けるとともに、「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について(令和2年12月1日付け2水推第1177号水産庁増殖推進部長通知)」(以下「保護対象水産動植物の取扱い等について」という。付録3(7))に基づき、水産庁増殖推進部長に報告する必要がある。その他の鯨類については、「漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条から第93条までの鯨類(いるか等小型鯨類を含む。)の捕獲・混獲等の取扱いについて(平成13年7月1日付け13水管第1004号水産庁長官通知)」(以下「鯨類の捕獲・混獲等の取扱いについて」という。付録3(4))に基づき水産庁資源管理部長に届出するとともに、届出書に研究目的、研究計画等の記載が必要である。

なお、座礁鯨類を利用して骨格標本等を作製するための埋設に当たっては、土地の所有者又は管理者から土地占有許可を受ける必要があり、その手続は、当該土地を管理する法令に従って行う必要があり、具体的には所有者又は管理者と協議し、その指示に従わなければならない。また、標本作製の過程で発生する内臓等の残滓の処理に当たっては、土地の所有者又は管理者及び各地方公共団体の清掃部局、環境部局その他の関係する部局と打合せを行うとともに、必要があれば、各地方公共団体の関係部局の指導を受けるほか、市町村が行う処理に対して受益者として応分の協力が必要となる場合がある。

(問合せ先：都道府県水産部局、水産庁国際課捕鯨室、水産庁漁場資源課生態系保全室)

## 第2部 座礁発生時の対処

本項では、座礁発生から事後処理に至るまでの一連の処理について、具体的な対処方法を記述したが、同時に全体の流れをフローチャート(P19)として示したので、適宜参照されたい。

### メインテキスト

#### 1 座礁発生に備えた事前準備

##### (1) 鯨類座礁現地対策本部の設置

市町村は、市町村役場内に大型鯨類の座礁又は小型鯨類の多数の座礁の発生を想定した鯨類座礁現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置するための体制を整えておく必要がある。市町村長等が座礁対処責任者として現地対策本部を指揮する。また、現地対策本部は、鯨類座礁対処に関係する水産部局、環境部局、土木関係部局、消防署等をもって構成し、必要に応じて、地元漁業協同組合、都道府県水産関係部局、環境部局、地元警察署、水産試験場その他必要とする機関及び個人をメンバーに加えることができる。

現地対策本部は鯨類の座礁発生時に適時招集され、適切に対処するため、情報交換、救出作業を実施するか否かの判断基準、鯨体残滓の処分方法等、鯨類座礁対処に関する事項全般について検討し、関係機関と協議・調整し、指示を行う等の役割を担う。

##### (2) 都道府県の対処体制の整備

都道府県は、座礁が発生した管内市町村への指導・支援を行うための座礁対処支援窓口（以下「都道府県支援窓口」という。）を予め指定しておく。都道府県支援窓口は、鯨類座礁対処に関係する部局間の緊密な連絡調整を行い、また、現地対策本部と水産庁との円滑な意思疎通を図ることにより、鯨体を迅速に処理できるよう努める。また、現地対策本部に対し必要な支援を行う。

##### (3) 初動連絡体制の整備

都道府県及び市町村は、本マニュアルで対応すべき大規模な座礁の発生に備え、管内の連絡網を事前に整備しておくとともに、下記の発見報告に必要な情報と合わせ、ポスターを掲示する等により鯨類の座礁発生が予測される地域の地方公共団体及びその出先機関、漁業協同組合、学校等に対する周知活動を行う。

- ・ 通報者の氏名、連絡先
- ・ 座礁発見日時
- ・ 座礁場所と海岸の地形
- ・ 座礁鯨類の生死
- ・ 座礁鯨類の頭数と大きさ（可能であれば鯨種も含む。サブテキスト「I 鯨類の種類の見分け方」参照）

- ・ その他必要と思われる事項

#### (4) 治療等のための取組の許可

「許可省令」(付録3(1))第94条に規定された鯨類(シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリ)について、座礁鯨類の治療又は回復のための取組を行う者にあつては、予め「施行規則」(付録3(5))及び「事務処理要領」(付録3(6))に基づき農林水産大臣の許可を受けることとする。

## 2 座礁発生後の対処

### (1) 座礁鯨類発見時の対応と初動体制(サブテキスト「II 座礁初動体制と現場対応」参照)

#### 1) 情報収集

座礁対処責任者は、鯨類の座礁の報告を受けた場合、報告に基づき現地に職員等を派遣し、座礁状況、鯨の移動の可否、現場写真(メールで関係機関に送信するためデジタル写真が有効)等の情報を収集する。

#### 2) 現地対策本部の設置と業務内容

報告を受けた座礁対処責任者は、座礁規模を勘案して、「座礁・混獲した鯨類への対処法」(付録2)で対応するか、本マニュアルで対応するかを判断し、後者の場合、現地対策本部を設置する。現地対策本部は、次の事項について検討のうえ、適宜、必要な業務を遂行する。

ア 座礁鯨類の救出の可否

イ 座礁鯨類の処置

ウ 座礁現場における対応

- ・ 現場の保全
- ・ ボランティアの受入れと体制整備
- ・ 見物者対応及び安全確保
- ・ マスコミ取材への対応
- ・ 任意の研究調査への対処エ その他必要と認められること

#### 3) 現地対策本部、都道府県支援窓口、水産庁等との協議体制

座礁対処責任者は、現地対策本部設置後速やかに、都道府県支援窓口(国際課捕鯨室)に座礁状況等を報告する。また、都道府県支援窓口は遅滞なく水産庁(国際課捕鯨室)に報告された座礁状況等を伝える。

水産庁は、座礁対処責任者と都道府県支援窓口の要請と協議に基づき、関係省庁(厚生労働省、国土交通省(海上保安庁を含む。)、環境省等)に対し本マニュアルの対象となる座礁発生を通知し、必要な連携を図る。また、座礁対処責任者から技術的支援の要請があった場合、水産庁は都道府県支援窓口と協議のうえ、座礁対処支援アドバイザー(以下「支援アドバイザー」という。)を座礁対処責任者に対して推薦するものとする。

#### 4) 座礁現場の保全と安全確保

座礁対処責任者は、座礁現場周辺の保全を図るとともに、海岸管理者、港湾管理者又

は漁港管理者と協議し、立入禁止等の必要な措置を講ずる。また、現場海面で鯨の体油等の拡散が懸念される場合には、オイルフェンス等によりその防止に努める。なお、見物者等による交通の混乱が予想される場合は、必要に応じて現地警察署と連携して交通規制などの措置を講ずる。

## (2) 現地対策本部が行う座礁鯨類の処置

### 1) 座礁鯨類が生存していた場合

#### ア 救出の可否の判断

現地対策本部は、サブテキスト「Ⅲ 救出可否及びその判断並びに救出方法」を参照し、救出の可否を判断する。判断に迷う場合は、都道府県支援窓口又は支援アドバイザーの助言を受けることも可能である。なお、外国で救出を試みた者が死亡・負傷した事例もあることから、救出に当たる者の安全と救出の実現可能性を勘案して判断する。

#### イ 救出

救出が可能と判断された時には、サブテキスト「Ⅲ 救出可否及びその判断並びに救出方法」を参考にしつつ救出を試みる。座礁した大型鯨類の救出に当たっては、前もって損失発生に対応した内容の（ボランティアベースではない）業務契約を業者と締結し、責任の所在を明らかにしておくべきである。また、状況によっては、管内消防署等の支援を受けることも必要である。なお、ボランティアからの協力申入れがあった場合には、予め危険性を告知し、ボランティアの安全を可能な限り確保し、危険な作業（サブテキスト「Ⅲ 救出可否及びその判断並びに救出方法」参照）には従事させないことを原則とする。大型鯨類の座礁の場合には、原則としてボランティアを参加させないことが望ましいが、ボランティアを受け入れることとした場合には、事故に備えてボランティア保険への加入要請等を検討する必要がある。いずれの場合であっても、作業に従事する者の安全を最優先する。

### 2) 座礁鯨類が死亡した場合（既に死亡していた場合を含む。）

#### ア 処理業者の選定

現場作業には、水工土木的な作業を伴うことが多く、また作業も危険であるため、経験と技術が確かな業者を選定して、損失発生に対応した内容の業務契約を業者と結び、作業に当たらせる。この作業にボランティアからの協力申入れがあった場合には、ボランティアの安全を十分確保し、危険な作業には従事させないことを原則とする。

#### イ 鯨体の学術調査

鯨体の学術調査を行うに当たっては、サブテキスト「Ⅳ 鯨体の学術調査（座礁鯨体調査要領）」に従うことを推奨する。ただし、調査実施の可否は座礁対処責任者が判断する。なお、鯨体調査の内容は簡易なものから詳細なものまであり、現場の状況に応じて実施項目を選択するが、その際、座礁対処責任者は支援アドバイザー等に直接調査実施を要請するか、又は助言を得て、自ら実施することができる。また、作業の安全に問題がない調査項目については、ボランティア等の支援を受けても良い。ま

た、他の調査研究機関(者)が調査を申し出た場合は、現場での混乱を回避するため、必ず座礁対処責任者の指示に従うことを条件に調査を認めても良い。ただし、必要に応じて、予め「誓約書」(付録5)を提出させる。

なお、学術調査であっても、鯨体の一部又は全部を採取する場合は、「許可省令」(付録3(1))及び「鯨類の捕獲・混獲等の取扱いについて」(付録3(4))に従い、ツチクジラを除く大型鯨類については、農林水産大臣に報告する必要がある(DNA登録を含む。)、小型鯨類及びツチクジラについては、「学術目的所持の届出書」を農林水産大臣(水産庁資源管理部長)に提出する必要がある。「許可省令」(付録3(1))第94条に規定された鯨類(シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリ)においては、「施行規則」(付録3(5))及び「事務処理要領」(付録3(6))に従い農林水産大臣の許可を受けるとともに、「保護対象水産動植物の取扱い等について」(付録3(7))に従い水産庁増殖推進部長に報告する必要がある、許可を取得することなく鯨体の一部又は全部を採取した場合、「許可省令」(付録3(1))第117条第1項第1号で2年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課されることとなる。

#### ウ 鯨体の利用(販売目的を含む。)

座礁対処責任者は、座礁鯨類の捕獲は意図的な捕獲に当たらないこと、座礁した鯨類の処理に大変な労力及び費用を要すること、海洋生物資源の有効利用を図ることが必要であること等を勘案して、「許可省令」(付録3(1))及び「鯨類の捕獲・混獲等の取扱いについて」(付録3(4))に従い、希望者に鯨体の一部又は全部の利用を行わせることができる(骨格標本等の非食用利用を含む。)。その場合、利用者に同通知に基づく報告書を提出させるとともに、ツチクジラを除く大型鯨類の場合には個体識別のためのDNA分析を行わせ、「捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書」を提出させる必要がある。

ただし、「許可省令」(付録3(1))第94条に規定された鯨類(シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリ)については、試験研究に用いるもので、その目的が必要かつ妥当なものとして「施行規則」(付録3(5))及び「事務処理要領」(付録3(6))に基づき、農林水産大臣の許可を受ける必要がある。

なお、ツチクジラを除く大型鯨類はその食用利用が認められているが、利用者が鯨体を食用に供する際には、第1部の2の(1)で示すように、「食品衛生法」(付録3(9))に従い安全性が十分確保されていることが必要不可欠である。

#### エ 鯨体及び残滓の処理

鯨体を利用した場合の残滓及び非利用時の鯨体の処理については、関係法令等に基づき、下記の手続に従い、適正に行わなければならない。

なお、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(付録3(12))の趣旨に照らし合わせて、海岸漂着物等として鯨体を処理する場合にあっては、海岸管理者等の責任の下、関係する各主体間での適切な役割分担と連携を確保しつつこれを進めることが肝要

である。

① 鯨体の一部を利用した場合

鯨体の一部を学術利用、食用利用、事業活動の用に供する目的で利用した場合には、当該利用者が当該鯨体の残滓を自らの責任において適正に処理しなければならない。したがって、座礁対処責任者は利用者に対し、適切な指導と調整を行うこととする。また、当該鯨体の残滓が多量となる場合には、市町村長は、利用者に対し、当該鯨体の残滓の減量に関する計画の作成、当該鯨体の残滓を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

② 鯨体を利用する者がいない場合

座礁した鯨体を一般廃棄物として処理する場合は、市町村は、廃棄物処理法（付録3（11））に基づき自ら定めた一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないうちに当該鯨体の収集、運搬及び処分をしなければならない。なお、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、当該土地の占有者となるべく自ら処分するように努めなければならない。自ら処分しない場合は、当該土地の占有者が市町村の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

また、海上保安署又は海上保安部が、鯨体を利用していないものとして、船舶の航行の安全確保の観点から座礁等した場所から他海域への移動・排除を認めた場合、座礁対処責任者は同署又は同部及びその他関係機関からの指導・助言を踏まえて適切に鯨体を処理しなければならない（サブテキスト「V 死亡した鯨体の処置処分」）。

座礁した鯨体の処理には、①関係法令に基づく陸上での埋却又は焼却、②他海域への移動・排除の2通りが考えられるが、いずれの方法においても多くの制約が伴うため、市町村、都道府県の環境部局、関係省庁等に問い合わせ、協議して処分方法を決定しなければならない。ただし、焼却処分については相当の困難を伴うため、現実的な方法としては推奨できない。

また、生活環境、地形等の状況を考慮の上、座礁対処責任者は当該鯨体を放置することも可能である。

（3）事後処理

座礁対処責任者は、清掃、体油の中和処理等により、座礁現場周辺の原状回復を行う（サブテキスト「VI 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について」）。

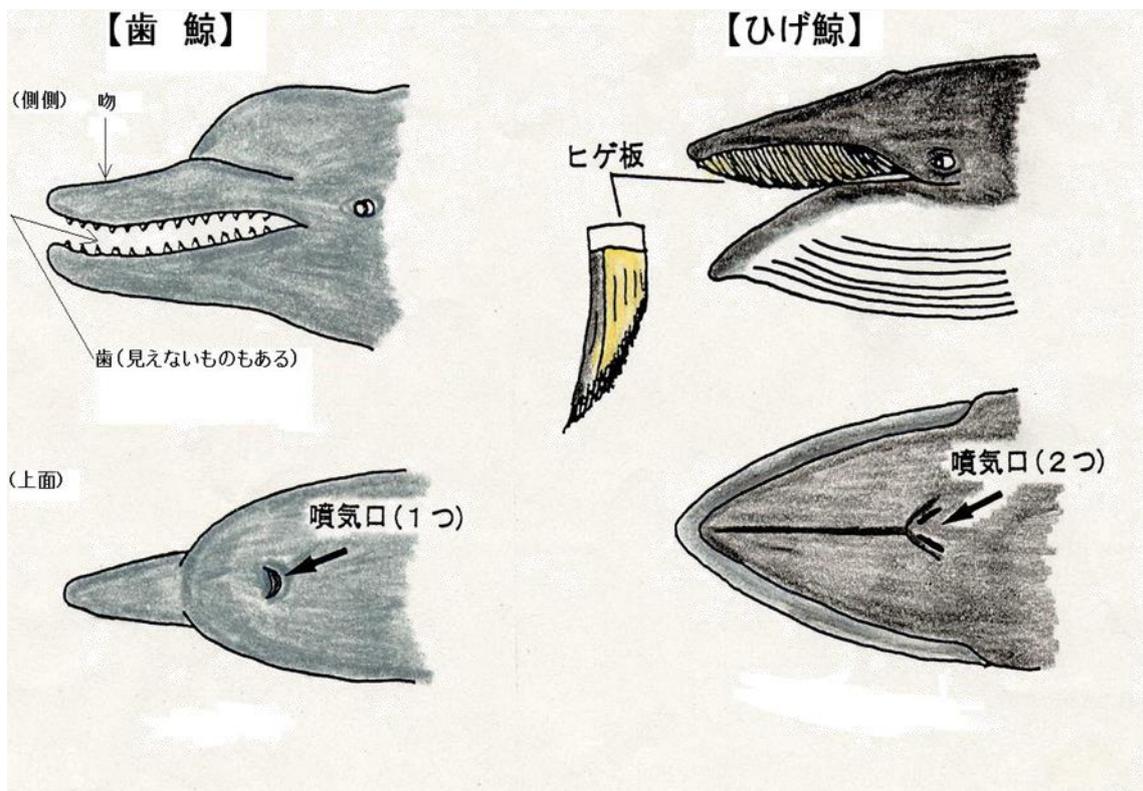
一連の座礁対処終了後、座礁対処責任者は「鯨類の座礁・混獲等の取扱いについて」（付録3（4））に基づき報告書を作成し、都道府県水産部局の長を経由して水産庁資源管理部長に提出する。

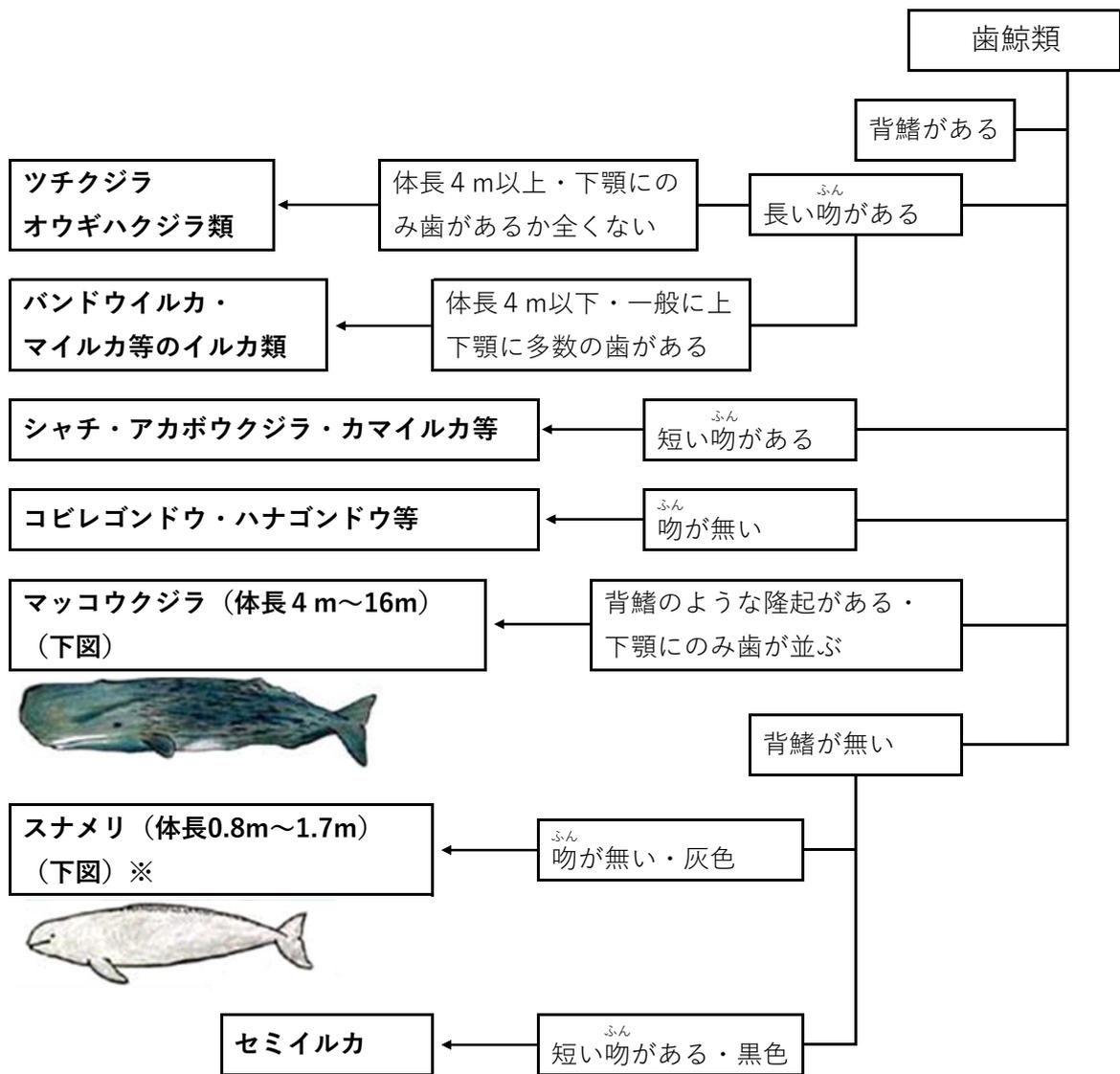
なお、各地から義援金等が寄せられるケースもあり、収支に関する一般的な報告義務を負う場合も想定されるので、会計収支を正確に記録しておく。

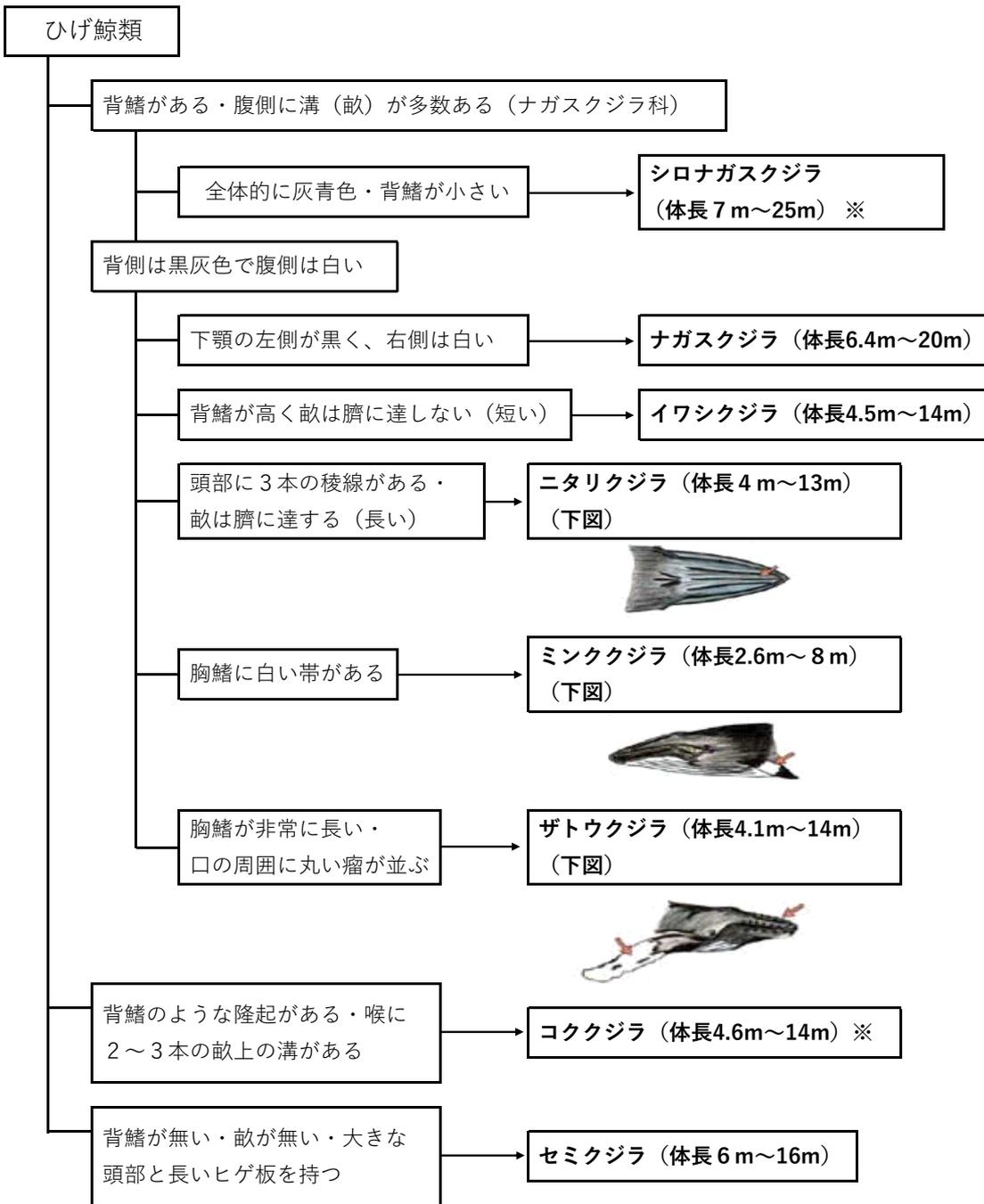
## サブテキスト

### I 鯨類の種類の見分け方

- 1 鯨類は大きく歯鯨とひげ鯨のグループに分けられる。ここではそれぞれの特徴に従って、主な鯨類の種を特定できるようにした。なお、各鯨種の詳しい見分け方は、国立科学博物館の海棲哺乳類図鑑 ([https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/pictorial\\_book/index.html](https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/pictorial_book/index.html)) でも検索することが出来る。
- 2 歯鯨は一般に上下の顎の両方又は下顎のみに歯が見られ（オウギハクジラの雌などでは、歯が歯肉に埋もれていることがある。）、噴気口（鼻の穴）は一つしかない。吻（ふん）の長い種や短い種がある。
- 3 ひげ鯨は上顎にブラシ状のクジラヒゲが多数あり、噴気口（鼻の穴）は二つある。







※ 許可省令別表第13に掲載される対象種

## Ⅱ 座礁初動体制と現場対応

### 1 初期現場対応

- (1) 座礁等の発見者等が市町村役場等に通報する。
- (2) 市町村は都道府県に、都道府県は国に、それぞれ通報する。
- (3) 見物者も多く、見物者の安全対策、交通整理等も必要である。



写Ⅱ-1 集団座礁したマッコウクジラ

写Ⅱ-2 座礁現場に集まる多くの見物者

### 2 現地対策本部設置

- (1) 既存組織での対応が困難であると判断した場合、市町村は現地対策本部を設置するのが最も現実的である。
- (2) 災害対策本部方式の部署機能体系を構築し対応する。(総務班、関係機関連絡調整班、マスコミ対策班、資材調達班、交通整理班、現地対応班、救出・処理班等)
- (3) 現地対策本部は、市町村職員、都道府県関係者、学識経験者、専門家、水産関係技術者等で構成するのが望ましい。
- (4) 会議は、現場近くで随時開催するのが望ましい。

### 3 地域内及び近隣市町村との連絡協議体制

- (1) 座礁地の属する市町村は隣接する市町村、漁業協同組合等関係機関に対し、協力を要請する。(場合によっては、処理作業船の入港許可等が必要になる。)
- (2) 近隣住民等に対しても、十分に状況説明し、協力を要請する。(死亡鯨体は、時間の経過に伴い、強烈な異臭、大量の油を発する場合がある。)

### 4 現地(市町村)と都道府県間の連絡協議体制

- (1) 現地対策本部と都道府県関係機関とは、都道府県支援窓口を介し、対応を協議する。
- (2) 都道府県は処理に関する技術や情報等の提供、処理費用等について協力する。

## 5 水産庁との連絡協議体制

現地対策本部と水産庁とは、都道府県支援窓口を通じ、対応を協議する。水産庁は都道府県を通じ、可能な範囲で技術的支援等を行う。

## 6 座礁地域の保全（鯨体の保全）

- (1) 鯨肉や歯等の盗難防止のため 24 時間体制の監視が必要。警察等にも可能な限り協力を要請する。
- (2) 夜は可能な限りライトアップし、満潮時は岸から監視し、干潮時には個体周辺を定期巡回する。
- (3) 漁港等に死亡鯨体を留め置く場合は、漁業者や周辺住民への配慮から、入念な油処理、異臭除去のための対策を講じる必要がある。

## 7 処理業者の確保と契約

- (1) 業者の選定に当たっては、鯨体の大きさ、数等に応じた設備（使用する作業関係重機や船等）やダイバー等の作業人員が整っているかどうか、また、死亡鯨体の腐敗が早く、扱いが困難になる場合があることから、それらに即座に対応できるかどうかを考慮する必要がある。
- (2) 大型鯨類の場合は、運搬方法としては、海上搬送が現実的である。
- (3) 死亡鯨体を海岸、漁港等に長時間留め置く場合は、腐敗等による環境汚染が危惧されるため、清掃作業等について専門業者を選定する必要がある。

## 8 市町村職員の動員体制

上記、「2 現地対策本部設置」に示すように、座礁の規模によっては、多くの人員の確保が必要である。

## 9 ボランティア受入れ体制と原則

一般のボランティア活動と異なり、事故等予測不可能な事態も想定されることから、特に大型鯨類の座礁の場合には、ボランティアの受入れは原則として行わないことが望ましい。

## 10 外部研究調査機関受入れ体制と原則

所在、所属等が明確な者、その者の率いる調査チームは受け入れるが、調査にあたっては、必ず座礁対処責任者の統制に従ってもらうことが必要であり、必要に応じて「誓約書」（付録5）を提出してもらう。

## 11 マスコミ対応

- (1) 煩雑な状況となることが多く、また、公平性の確保との観点から、個々への対応は可能な限り避け、随時記者会見方式で行うのが望ましい。
- (2) 救出作業等危険を伴う場面での撮影や昼夜を問わずの取材等、状況によってはマスコミ側の取材自粛を求めるなど、ある一定の取材ラインを検討することも必要である。



写Ⅱ-3 座礁現場には多くのマスコミ関係者が見られた



写Ⅱ-4 記者会見も随時行われた

## 12 見物者対応

現地への関係者以外の侵入禁止や現地周辺の交通整理が最大の問題となる。警察はもとより、近隣市町村等関係機関に対し、協力を要請する必要がある。



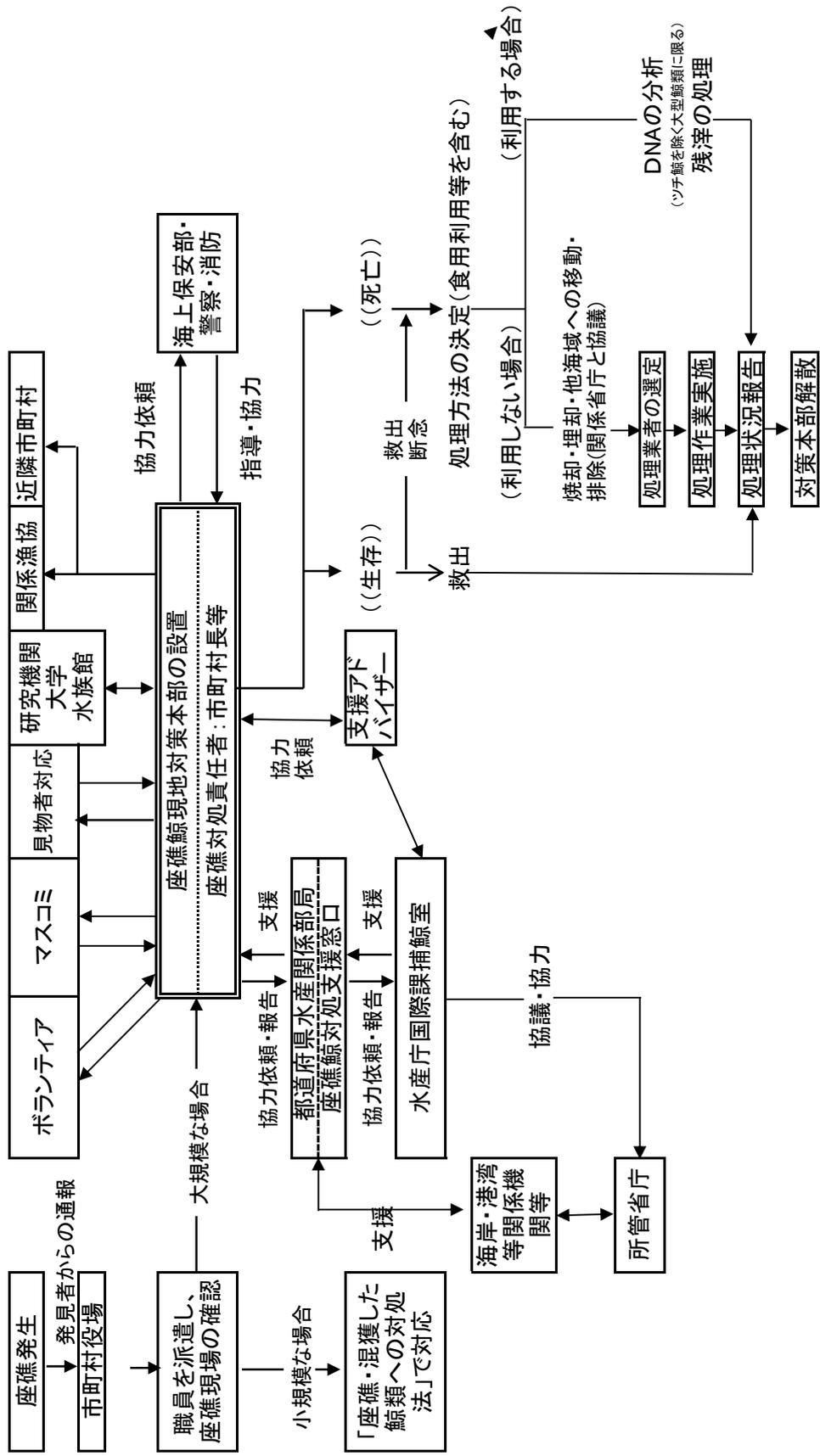
写Ⅱ-5 現場周辺での交通整理



写Ⅱ-6 座礁現場への進入路口を制限した

写真提供・資料作成協力：鹿児島県川辺郡大浦町（現在は鹿児島県南さつま市）

# 座礁初動体制と現場対応フローチャート



### Ⅲ 救出の可否及びその判断並びに救出方法

小型、大型鯨類を問わず救出の可否の判断は、まず救出者の人命を最優先に考えてなされるべきである。平成 19 年 3 月 13 日に愛媛県宇和島市の宇和島湾において迷入したマッコウクジラを救助しようとした際に、クジラが暴れ小型船が転覆し死者が発生してしまったケースもあり、救出に当たっては人命が危険にさらされないよう行われるべきである。そして、その次の観点として、地形と天候等の環境要因から救出の可否の判断がなされるべきである。すなわち、①座礁場所が、救出者が安全に立ち入れる場所か、座礁個体が大きい場合は重機や資材が搬入できる場所かを判断する。現場までの安全な道がない海岸、岩礁地帯、満潮時に海浜が水没するような場所での救出活動は避けるべきである。②多くの場合、救出活動は波打ち際で行われ、小型個体の場合は沖まで座礁個体を運ぶ作業が伴う。このため海況が悪い場合の救出活動は極めて危険である。座礁対処責任者は周囲の状況から救出活動が人命に危険が及ぶと判断した場合、救出活動を禁止するか、ただちに救出活動を中断しなければならない。

各座礁例における救出の判断及び方法について以下に述べるが、救出にあたって尾びれにロープ等をくくりつけて引っ張る方法は鯨類の生存を著しく危うくするので差し控えること。なお、詳細な対処方法については「座礁・混獲した鯨類への対処法」(付録 2)を参照されたい。

#### 1 小型多数の座礁

これまでの事例では、行政に通報が来た時点ですでにボランティアによる救出活動が行われている事が多い。この場合、前述の危険が無ければこれを妨げるものではないが、沖へ鯨体を移動するような場合には、ウェットスーツの着用を呼びかけるなどの注意が必要である。また、鯨類の取扱いに慣れた水族館や、救出経験者、学識者等に連絡が取れば速やかに協力を依頼する。

座礁対処責任者は現場近くに現地対策本部を置き、座礁個体、救出個体数を調べ、救出作業全体の把握を行うよう努める。ボランティアによる救出活動が開始される前、あるいは現場の管理が可能と判断した場合は、座礁対処責任者が中心となり水族館職員など経験者の応援を得て、ボランティアの名前を登録して経験者の下に数名ずつグループを作り 1 頭毎に 1 グループで行動する方法が効果的である。この際に装備や体力により海に入り放流するグループと、海岸で次の放流個体を手当てするグループに分けると作業効率が上がる。また現地対策本部はマスコミ対応を行うとともに、無謀な救出活動を止めたり、死体持ち去り防止の監視も行ったりする必要がある。救出活動の実際に当たっては以下の点に注意する。

- (1) 元気な個体及び動かせる範囲で大型の個体を優先的に沖に出す。
- (2) 鯨体を牽引する際は、骨折を避けるため胸びれをつかまない。また、ロープを使用する場合は尾びれに掛けず、脇の下に掛けることが望ましい。
- (3) 海岸で放流を待つ個体には散水を行うとともに、腹側の砂地を掘って姿勢を安定させ、

可能であれば浮力が得られるように努力する。

- (4) 漁業協同組合、海上警察、海上保安庁等の協力が得られれば、船で沖へ曳航あるいは船上輸送して放流する方が、成功率が高い。海上での牽引も(1)、(2)と同様な手法で行い、この際ロープは浮力のあるものを使用した方が良い。
- (5) 沖へ出しても戻ってきてしまう場合や、海況が悪化して海上での作業が困難な場合等は、トラック等で近隣の港湾まで輸送して港湾内に一旦放流する方法も一案である(後日自力で脱出した成功例がいくつかある)。ただし、港湾内での放流に関しては港湾管理者や漁業協同組合等との事前協議が必要である。
- (6) 放流に際しては、事後調査のために出来る限りプラスチックタグなどの標識を装着するべきである。タグがない場合でも、背びれの皮膚の黒い部分を1cm四方程度薄く(1mm程度)剥ぎ取って個体毎に保存しておく、視覚的なマーキング及びDNA鑑定に有効である。
- (7) 発見時に既に死亡していたり、救出できなかつたりした個体については、別項で述べる調査の対象となる。この際に分散する死体に速やかに番号付けをして(口腔内に番号を付した紙を入れておく、と良い)、地図上に死体位置を記録した後に一カ所に集積する。この作業は組織的な調査活動と衛生的な死体処理を可能にするとともに、死体の食用持ち去りを防止する効果がある。

## 2 大型単体の座礁

救出を行うか否かは、前項と同じく人命の優先が第一要因、地形と天候が第二要因である。特に大型個体の救出にはパワーシャベル等の重機が不可欠のため、これらの機材が現場に進入できるかが判断のポイントになる。天候などの理由で救出が不適と判断された場合でも、無謀な救出活動による事故を防止するためには、警察などと協力した監視活動が必要である。

国内における鯨類座礁事例では、放流するか保護施設に収容しない限り、座礁した鯨が発見後2日以上生存した例は皆無である。特に、小型鯨類より大型鯨類、歯鯨よりひげ鯨においては、座礁した場合に自らの体重により急速に循環不全を起こすことが予想される。すなわち、座礁初期に救出を行わなければ生存率は極めて低いと言える。

数少ない座礁大型鯨類の救出成功例では、浮力を得られるか否かが重要な鍵となっていた。鯨体が満潮時の潮汐線より完全に孤立してしまった場合はほぼ救出は不可能と考えられる。鯨が座礁後にダメージを受ける前の初期救出の重要性を考え合わせれば、座礁後最初の満潮で浮力を得て放流できなければ、その後の救出成功の可能性は極めて低いと考えるべきであろう。また大型鯨類の救出活動に当たっては、鯨が重く力も強いだけに、不用意な取扱いが重大な事故を招くおそれがある。小型鯨類の救出と異なり、座礁対処責任者は事故を未然に防ぐためにボランティアの行動を制限し、不必要な者を排除する必要がある。可能であれば、鯨に触れる者は最初から座礁対処責任者が必要と認めた、あるいは作業のために契約した者のみに限定すべきである。

救出活動の実際にあたっては以下の点に注意する。

- (1) 砂浜で満潮を待つ間は、重機を使って座礁鯨の下部及び海側を掘り下げ、浮力を得やす

くする。またエンジンポンプ等を用いて体表への散水に心がける。

- (2) 海上からの曳航は、基本的に浮力が得られない場合は困難であるが、鯨の大きさや船の馬力如何では成功する場合もある。注意すべき点として、鯨の体重（ミンククジラ成体で8トン程度、マッコウクジラ10mで30トン程度、16mで60トン程度）と牽引に伴う摩擦を充分考慮して機材を選ぶ必要があることが挙げられる。また、尾びれにロープを掛けての牽引は、たとえ成功したかにも鯨の脊椎に重大な損傷を与えたとの報告があり、できれば避けるべきである。牽引の際には幅広のロープを脇下から掛けることが望ましい。
- (3) 救出活動中に大型鯨類の動きで最も注意を要するのは尾びれの動きである。数十トンもの巨体を動かす強力な推進力を生む尾びれは、巨大な凶器となりうる。作業者は尾びれのそばに近寄らず、尾びれの不意の動きに対応できるよう十分注意を払う必要がある。
- (4) 救出後の生存状況を知る上での貴重な資料となるので、放流に際しては、可能な限り体表やひれの傷の写真撮影や皮膚片などのDNA採集等、後日再発見された時に個体を特定できる材料を確保しておく。

### 3 大型多数の座礁

日本における大型鯨類の集団座礁は事例が少ないが、海外の事例などを見てもその救出は極めて困難と言わざるを得ない。よほどの好条件が整わなければ全頭の救出は不可能なので、現実的選択として最も救出しやすいと思われる個体に救出努力を集中するべきである。従って集団座礁発生の際は、まず前述の地形・天候の条件をクリアした上で、優先的に救出する個体を決定する。作業従事者、作業に当たっての注意事項などは前項と同じである。集団座礁においては、特にボランティアが集まりがちであるが、小型鯨類の事例と異なり人力でどうなるものではなく、また危険の度合いが大きく異なるため、不必要な人間の排除とマスコミへの対応については相当の努力を行う必要がある。

## IV 鯨体の学術調査（座礁鯨体調査要領）

座礁鯨類は死亡後の腐敗が早いため、周囲に住宅等がある場合は迅速な対応が求められる。少数の小型鯨類の場合は多人数は必要ないが、小型鯨類でも多数の場合や大型鯨類の座礁の際は、効率的な調査を行うためには測定班、標本採集班、剖検班のような作業チームを作ることにも有用な手段である。また、解剖を行う場合、学術調査のメンバーは解剖担当者と密に連携し、安全な作業を行うよう心掛ける。なお、以下に示す調査項目は座礁鯨体が既に死亡していることを前提としているが、救出を選択した場合の調査方法についてはサブテキストⅢ-1-(6)及びⅢ-2-(4)を参照のこと。

- \* 死亡した座礁鯨類を試験研究等の学術目的で利用する場合は、許可省令等に基づいて、農林水産大臣等への報告、農林水産大臣による許可等（ツチクジラを除く大型鯨類についてはDNA登録を含む）が必要になる。

### 1 基本的なデータの収集

調査を行う際には基本的なデータとして、調査者、鯨種、個体数、場所、発見日時、発見時の状態、性別、採集した標本の種類等を記録する。

### 2 写真撮影

理想的には腹側面、体側面、背側面及び口を開いて、あるいはクジラヒゲの様子がわかるようにした口部の写真が望ましい。更に、写真による個体識別カタログが作られている種では、個体識別のための特徴（例えばザトウクジラでは尾びれ、セミクジラではこぶ状隆起）を撮影しておく。また、体色のパターン、特有の斑紋、傷跡や損傷、鯨の座礁状況についても撮影しておくが良い。

### 3 鯨体計測

解剖に先立ち、あるいは並行して鯨体の計測を行う。鯨体計測は、可能な限り以下の記録用紙の該当する箇所について実施する。計測は直線長とし、ポールなどを用いて可能な限り正確に計測するよう努める。

計測結果の記録様式は、一般財団法人日本鯨類研究所ホームページ：  
(<https://www.icrwhale.org/zasho1.html>) に掲載されているものを活用されたい。

### 4 鯨体解剖

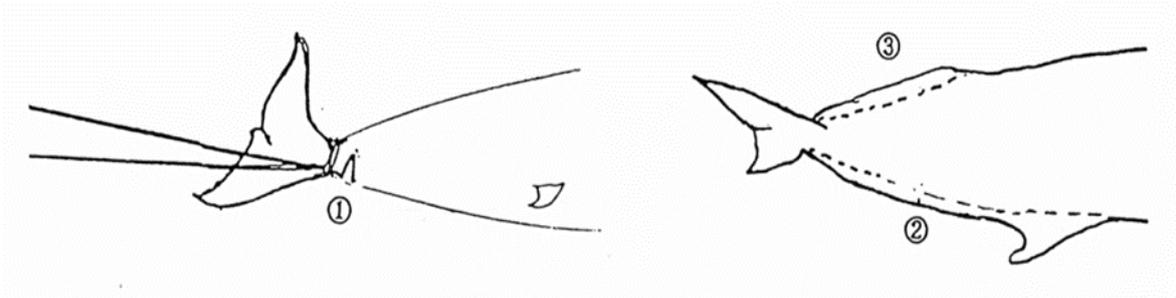
<ひげ鯨の場合>

ひげ鯨の解剖は、以下の手順で行う。解剖には大包丁を使用し、可能であればワイヤーや重機等も利用して行う。鯨体が大型の場合は危険を伴うため、安全に十分留意した上で作業を行う。

以下には、左体側が上の状態での解剖方法を示す。

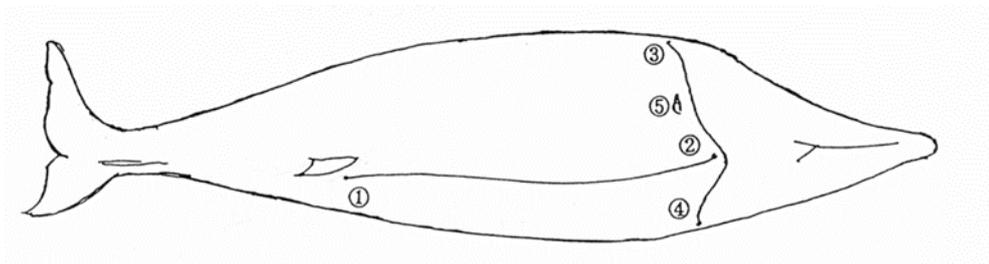
(1) 尾びれの切断

- 尾びれ付け根 (①) にかけたワイヤーを牽引しながら、ワイヤーに近い尾椎骨間に包丁を入れ、尾びれを切り落とす。
- 尾柄部背側 (②)、腹側 (③) の脂皮を切り落とす (背側は背びれ前方まで、腹側は肛門後方まで)。



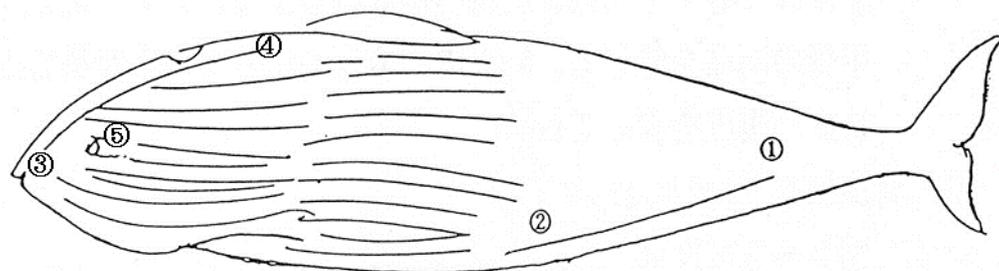
(2) 背側の剥皮準備

- 背部正中線に沿って、背びれ前部から頭部にかけて、脂皮に切れ目を入れる (①→②)。
- 左の耳から右の耳にかけて、頭骨に沿って脂皮に切れ目を入れる (③→④)。
- ⑤の位置に穴を開け、ワイヤーを通しておく。



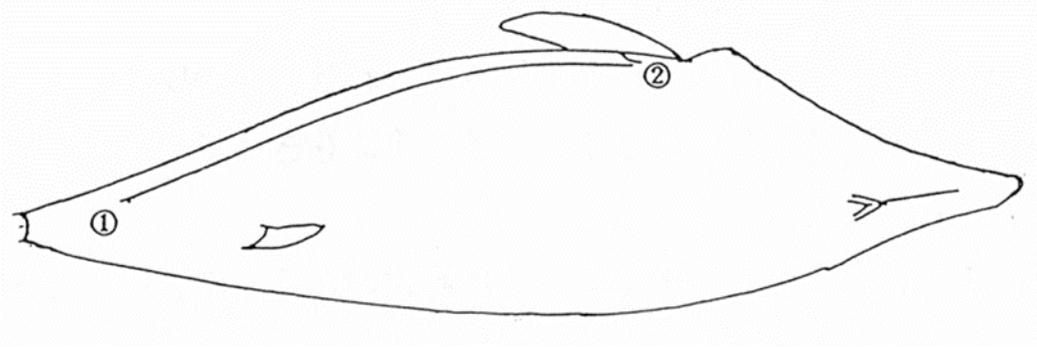
(3) 腹側の剥皮準備

- 生殖孔の下部より頭方に向けて、鰓の直前まで脂皮に切れ込みを入れる (①→②)。
- 下顎骨腹側に沿って、胸びれの関節まで切れ目を入れる (③→④)。
- 鰓の先端部 (⑤) に穴を開け、ワイヤーを通しておく。



(4) 体側の剥皮準備

- ・ 背皮と腹皮の境界として、尾方から頭方にかけて切れ目を入れる (①→②)
- ・ 胸びれ基部の上腕骨頭と肩甲骨の間の関節を切断する。



(5) 腹側の剥皮

- ・ 「(3) 腹側の剥皮準備」で通したワイヤーを尾方に牽引し、畝と腹皮を剥離する。この時、右の下顎骨下面に沿って包丁を入れ、さらに右体側の畝と脂皮の境界に沿って包丁を入れつつ畝を剥離する。

(6) 背側の剥皮

- ・ 「(2) 背側の剥皮準備」で通したワイヤーを尾方に張り、左の背皮を剥離する。この時、肩甲骨は脂皮につけたまま剥離する。

(7) 背肉の切除

- ・ 脊椎骨の横突起背面及び棘突起側面に沿って包丁を入れ、頭部は後頭骨に沿って包丁を入れて左の背肉を落とす。この時、必要に応じて背肉にワイヤーをかけ、牽引しながら包丁を入れる。

(8) 腹肉・内臓の分離

- ・ 左の肋骨先端部を切り開く。更に肋骨と胸骨の隙間を通過して脊椎骨(頸椎)方向に切り開くとともに、腹腔から腹肉下面に向けても同様に切り開き、内臓を露出させる。
- ・ 肋骨基部と脊椎骨横突起の関節をはずす。
- ・ 肋骨前部にワイヤーを通して尾方に牽引し、気管や胸腔、腹腔内臓器とともに腹肉を引き剥がす。

(9) 頭部の切断

- ・ 左下顎付け根にワイヤーをかけ、頭方に牽引する。
- ・ 頸椎と頭骨後頭窩の間を、大包丁で切り開き、頭部を分離する。

(10) 鯨体の反転

- ・ ワイヤーをかけて左右から張り、右体側が上になるよう鯨体を回転させる。

(11) 右体側の解剖

- ・ 同様の手順で右体側の脂皮、背肉、肋骨及び腹肉を剥ぐ。

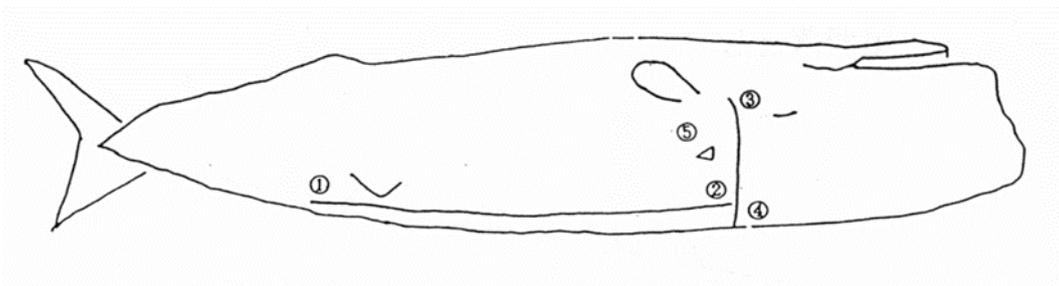
(12) 頭部の解剖

- ・ 下顎を基部関節に沿って切り落とす。
- ・ 上顎骨下面に沿って、クジラヒゲを切り落とす。

<マッコウクジラの場合>

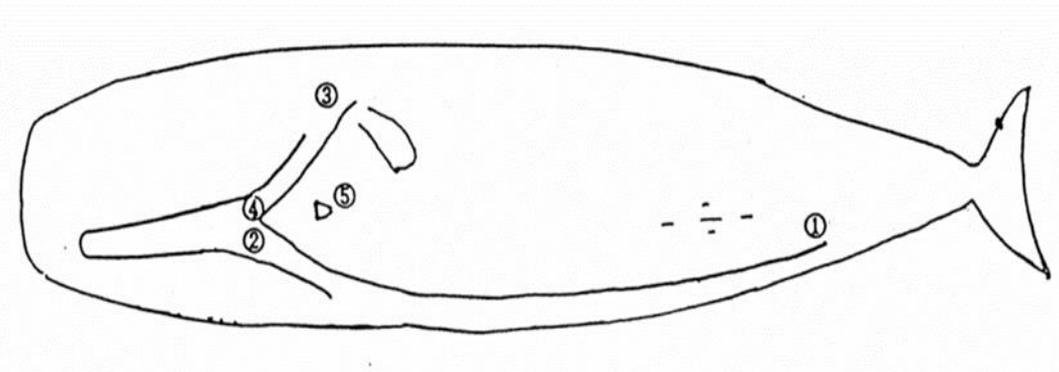
(1) 背側の剥皮準備

- ・ 背びれの下側から頭方に向かって脂皮に切れ目を入れ、脳油袋の付け根(頭骨後部付近)で止める(①→②)。この時、脳油袋に傷を付けないよう注意する。
- ・ 頭骨に沿って頭部脂皮に切れ目を入れる(③→④)。
- ・ ⑤の位置に穴を開け、ワイヤーを通しておく。



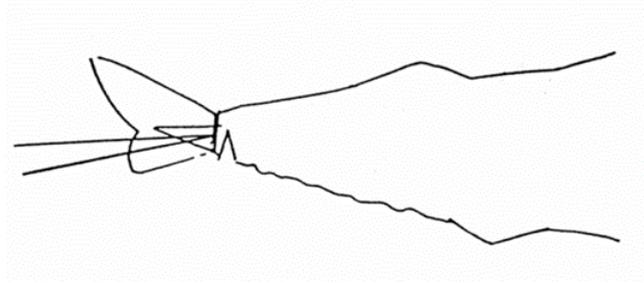
(2) 腹側の剥皮準備

- ・ 生殖孔の下部より下顎骨に向けて切れ目を入れる(①→②)。
- ・ 胸びれ基部関節付近から下顎に向けて切れ目を入れ(③→④)、⑤の位置に穴を開けてワイヤーを通しておく。



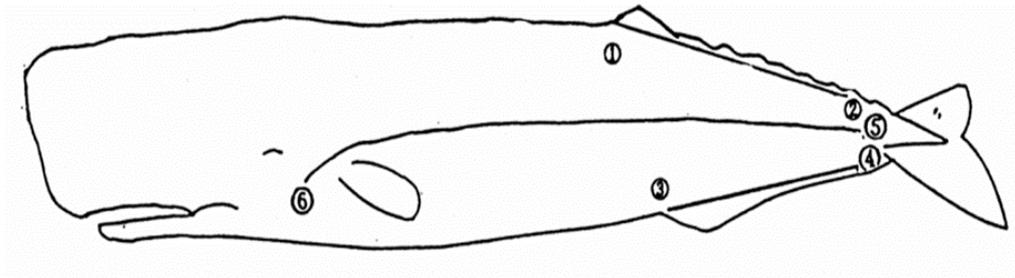
(3) 尾びれの切断

- ・ 尾柄部にワイヤーをかけて尾方に牽引、脊椎骨の間に包丁を入れて尾びれを落とす。



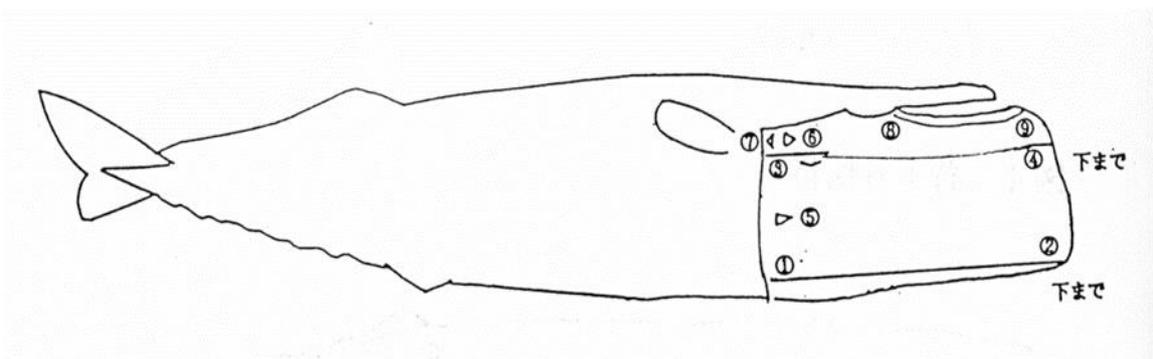
(4) 体側の剥皮準備

- ・ 尾柄部背側 (①→②)、腹側 (③→④) の脂皮を切り落とす (背側は背びれ前方まで、腹側は肛門後方まで)。
- ・ 背皮と腹皮の境界を、尾方から頭方にかけて、胸びれ関節を通過して下顎骨付け根まで切れ目を入れる (⑤→⑥)。



(5) 頭部の剥皮準備

- ・ 背皮の切れ目から噴気孔に続く溝に沿って、鼻先まで切れ目を入れる (①→②)。この時、切れ目は脂皮の部分のみ入れる。
- ・ 胸びれ前方から頭部に向けて切れ目を入れる (③→④)。この時も、切れ目は脂皮の部分のみに入れる。
- ・ ⑤、⑥及び⑦の位置に穴を開け、ワイヤーを通す。
- ・ 上顎下端より 3cm 程度のところに、尾方から頭方に向かって切れ目を入れる (⑧→⑨)。この時、切れ目は骨まで到達するように入れる。



(6) 剥皮

- ・ それぞれのワイヤーを張り、背皮、腹皮及び頭部脂皮を剥離する。腹皮を剥ぐときには、舌骨が腹皮に付くように包丁で切る。

(7) 背肉の切除

- ・ ひげ鯨の場合と同様に、背肉を切除する。

(8) 胸骨の分離

- ・ 肋骨先端から胸骨に続く軟骨を切断する。
- ・ 胸骨にワイヤーを通して牽引し、軟骨を切断しながら引き剥がす。

(9) 肋骨、腹肉及び内臓の分離

- ・ 肋骨前方にワイヤーを通して牽引する。
- ・ 肋骨と脊椎骨横突起の関節を切り、気管、内臓及び腹肉とともに切り離す。

(10) 頭部の切断

- ・ 左下顎付け根にワイヤーをかけ、頭方に張る。
- ・ 頸椎と頭骨後頭窩の間を、大包丁で切断し、頭部を分離する。

(11) 鯨体の反転

- ・ ワイヤーをかけて左右から牽引し、右体側が上になるよう鯨体を回転させる。

(12) 右体側の解剖

- ・ 左体側と同様に脂皮、背肉、腹肉及び肋骨を分離する。

(13) 頭部の解剖

- ・ 下顎骨を基部関節に沿って切り落とす。
- ・ 頭骨背側に沿って、脳油部分を切り落とす。この時、脳油袋を破損しないよう注意する。

## 5 標本採集

解剖と並行して、座礁鯨類から必要に応じて以下の組織を採集する。

### (1) DNA 分析用組織 (図 V-1)

- ・ 脂皮 (表皮) 又は筋肉

\* 標本は 5cm 角程度で脂皮の場合は表皮の黒い部分を含めて切り取り、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で冷凍保存又は 70%以上のエタノール溶液で常温保存する。



図IV-1 DNA解析用皮脂標本の採取方法

### (2) 各種分析用組織

- ・ 筋肉
- ・ 脂皮
- ・ 肝臓 (可能な場合)

\* 各組織 300g 程度を採集して $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で冷凍保存する。

### (3) 年齢査定用組織 (可能な場合)

- ・ クジラヒゲ (ひげ鯨)
- ・ 耳垢栓 (ひげ鯨)
- ・ 歯 (歯鯨: 摩耗していないものが望ましい)
- ・ 水晶体 (眼)

\* クジラヒゲは最大部から数枚採集し、耳垢栓と水晶体は可能であれば 両側から採集する。歯はできるだけ摩耗していないものを 3 本程度採集する。耳垢栓は 10%ホルマリン溶液で保存し、クジラヒゲ、歯及び水晶体は $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で冷凍保存する。

### (4) 性成熟度判定用組織 (可能な場合)

- ・ 精巢
- ・ 卵巣

\* 精巢は重量を計測した後、10%ホルマリン溶液で保存する。卵巣は $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で冷凍保存する。

## 6 標本所持の届出と DNA 登録

鯨体の一部あるいは全部を採取する場合は、「許可省令」(付録3(1))、「鯨類の捕獲・混獲等の取扱いについて」(付録3(4))、「漁業法施行規則」(付録3(5))、「事務処理要領」(付録3(6))及び「保護対象動植物の取扱い等について」(付録3(7))に従い、農林水産大臣の許可を受けたり、農林水産大臣、水産庁資源管理部長又は水産庁増殖推進部長に報告する必要があるので注意を要する。

また、ツチクジラを除く大型鯨類の場合は個体識別のための DNA 分析を行わせ、「捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書」を別途提出させる必要がある。

## V 死亡した鯨体の処置処分

### 1 死亡後の座礁鯨類の鯨体の法的性格

座礁鯨類の鯨体の利用を全く行わなかった場合の当該鯨体及びその一部を利用した場合（学術目的で骨格標本作製した場合等を含む。）の残滓は、関係法令の規定に基づき処理する必要がある。

なお、死亡鯨体が海岸域に単に漂着した場合には、「海域を航行する船舶の安全確保」の観点から鯨体を他海域へ移動・排除することが可能な場合もあるので、海域を担当する海上保安署（保安部）と協議の上対処する必要がある。

### 2 座礁鯨類を処理する者

座礁した鯨体を一般廃棄物として処理する場合については、市町村が生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分する義務を負っている。（「廃棄物処理法」（付録3（11）第6条の2第1項）

一方、鯨体を利用した事業者は、当該利用の結果生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を負っており、土地又は建物の占有者（又は管理者）は、自ら処分しない鯨体については、市町村が行う鯨体の収集、運搬及び処分に協力する義務を負っている。

### 3 死亡鯨体の処理方法

具体的な、処理方法は下の通りである。

#### (1) 埋却（埋設）処分

座礁対処責任者は関係法令に基づき収集・運搬のほか、処分（埋却又は埋設）を行うこととする。

埋却又は埋設に当たっては、必ずしも座礁現場近くにこだわらず、鯨体の運搬が容易であり、土地の所有者、管理者の了解が得ることができる場所を選択する必要がある。また、土質にはこだわる必要はないが、れき質や砂質の土壌の方がより鯨体組織の分解が早い。また、速やかに鯨体組織を分解するため、サブテキスト「IV 鯨体の学術調査（座礁鯨体調査要領）」の「4 鯨体解剖」に従い鯨体の脂皮をあらかじめ剥ぎ、骨格と筋肉組織、内臓を極力分離して埋却すると良い。

なお、死亡した鯨体及び残滓を一般廃棄物として埋却するに当たっては、各自治体の清掃部局又は環境部局に加え埋却予定地の所有者又は管理者と協議・調整し、指導に従って処理する必要がある。

また、骨格標本作成のため有用物として埋設する場合には、「鯨類骨格標本作成要領」（加藤、1986；鯨研通信 364号（付録7））に従った埋設方法が効果的である。ただし、埋設に当たっては、有用物であることから土地の所有者又は管理者の了承に加え各関係法令を所管する省庁等の占有許可が必要となる場合もあるので注意願いたい。なお、これ以外にも、土地によっては想定外の制約の可能性があるので注意が必要である。

以下に、法律によって海岸等の管理者が定められているもののうち、主要なものを示した。

1) 海岸保全区域（「海岸法」）

- ①港湾区域及び港湾区域に隣接する地域と重複する海岸保全区域の場合・・・当該港湾区域又は港湾隣接地域の港湾管理者
- ②漁港区域と重複する海岸保全区域の場合・・・当該漁港の漁港管理者
- ③海岸保全区域のうち市町村長が管理する海岸・・・市町村長
- ④上記以外の海岸保全区域（一般公共海岸区域）・・・都道府県知事
- ⑤その他特に協議して管理者を決めた場合・・・随時

2) 漁港区域（「漁港漁場整備法」）・・・当該漁港区域の漁港管理者

3) 港湾区域（「港湾法」）・・・当該港湾区域の港湾管理者

4) 国立・国定公園（「自然公園法」）・・・環境省、都道府県（公園管理団体）

5) 都道府県立自然公園（「自然公園法」）・・・都道府県

(2) 焼却処分

座礁した鯨を焼却処理することは、関係法令に規定された要件を満たせば可能となるが、鯨体に多くの水分を含み、技術的・経済的理由及び各自治体の焼却施設能力の限界から焼却には相当の困難を伴うことが予想される。

なお、可能と判断される場合には、各処理場の諸規則に従って処理する事が原則であるが、燃焼効率を高めるためにサブテキスト「IV 鯨体の学術調査（座礁鯨体調査要領）」の「4 鯨体解剖」に従いあらかじめ鯨体の脂皮を剥いだ上で解剖し、焼却施設に持込む。その上で燃焼効率の良い脂皮から焼却し、ついで骨格、最後に筋肉及び内臓の順で焼却することが望ましい。その際、各自治体の清掃部局又は環境部局に問い合わせ、その指導に従って処理すること。

#### 4 死亡鯨体の他海域への移動・排除

座礁した鯨体が全く利用されていないか学術目的等のみの利用であって高度には利用されていない場合、鯨体を船舶の航行の安全確保等の目的から座礁等した場所以外の海域へ移動・排除することが認められることも想定される。

その際、移動先の海域を決定するに当たり、船舶の航行、漁船の操業に配慮し、漁業関連施設や漁業への悪影響を及ぼすことがない海域を選定する必要があり、そのため、海域を管轄する海上保安署（保安部）、都道府県の水産部局、漁業協同組合と協議・調整し、指導を受ける必要がある。

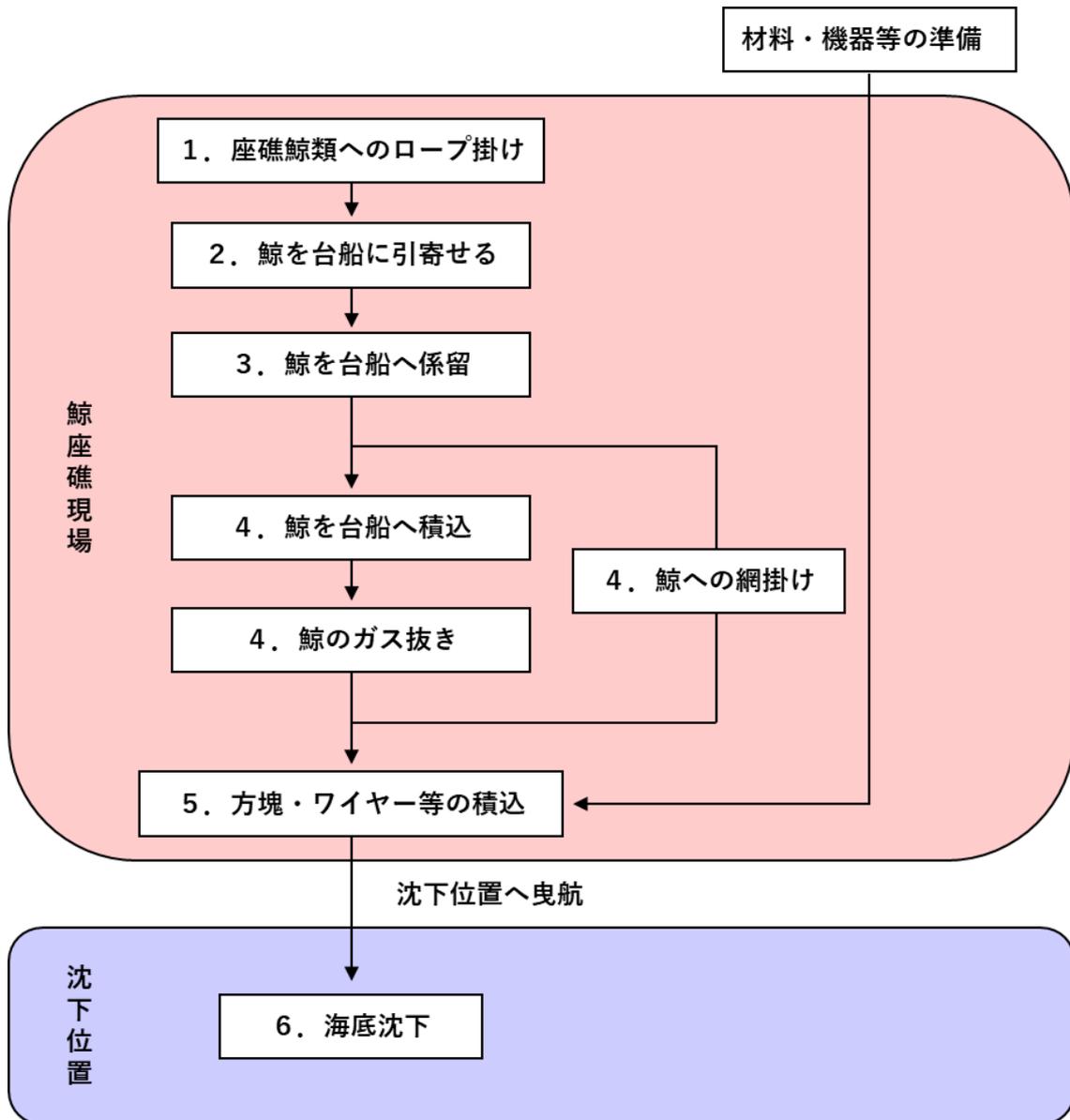
その他、鯨体を他海域へ移動・排除することによって問題が生じる可能性のある場合については、事前に関係機関、部署等との調整を済ませておく必要があり、必要に応じて同処理を行うための専門的な知見を有する支援アドバイザー等の指導を受けても良い。

また、死亡鯨体を単に他の海域に移動・排除する場合、海域によっては再漂流して支障のある海域に流入し、再座礁することも危惧される。その場合必要に応じて、鯨体に重りを装

着して海底に沈下させる必要も生じる。いずれにしても、同処理に当たっては、海域を担当する海上保安署（保安部）、都道府県の水産関係部局、その他関係があると思われる機関と協議の上、海域、方法等を決定する必要がある。

なお、以下に、鹿児島県川辺郡大浦町(注：現在は鹿児島県南さつま市)（以下、同じ）の事例を参考にして、最も困難が伴う海底沈下の方法について、通常対応としけ時で対応が困難な場合の対応に分けて具体的に紹介した。

通常対応の場合



図V-1 海底沈下作業フロー（通常対応）

### 1. 座礁鯨類へのロープ掛け

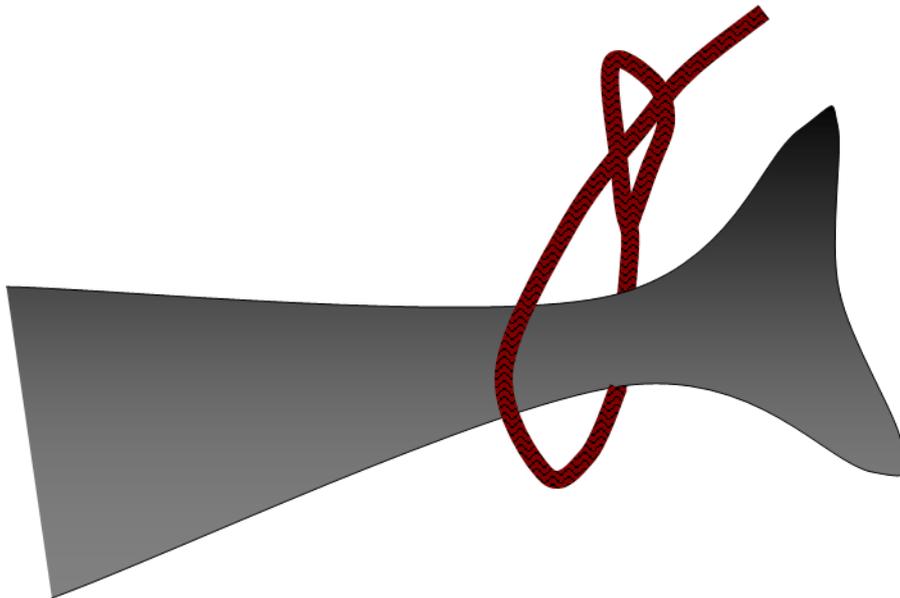
鯨を台船に引寄せ、係留するためにダイバー及び船外機により鯨の尾柄部に長さ 10m、直径 70mm のロープをかける（写V-1，写V-2）。



写V-1 座礁鯨のロープ掛け作業（1）

写V-2 座礁鯨のロープ掛け作業（2）

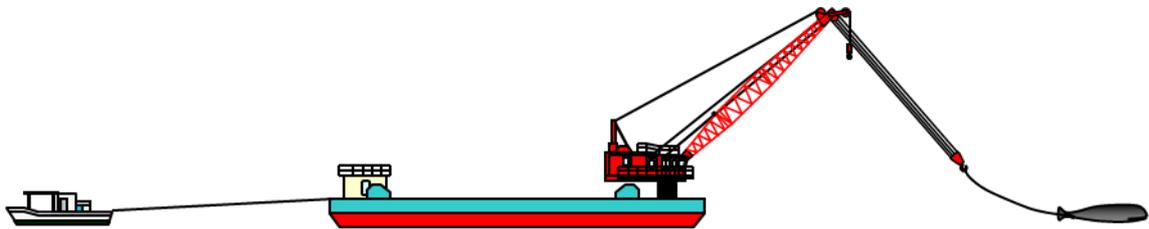
結び方は、図V-2のように尾柄部分にロープをくぐらせ、先端部分の輪に通し締め上げる。



図V-2 座礁鯨のロープ掛けに当たっての結び方

## 2. 鯨体の台船への引寄せ

台船のクレーン又は、ウインチを使いあらかじめ鯨の尾柄部につけたロープをダイバーにより結合させ、沖へ引き込む（図V-3、写V-3）。



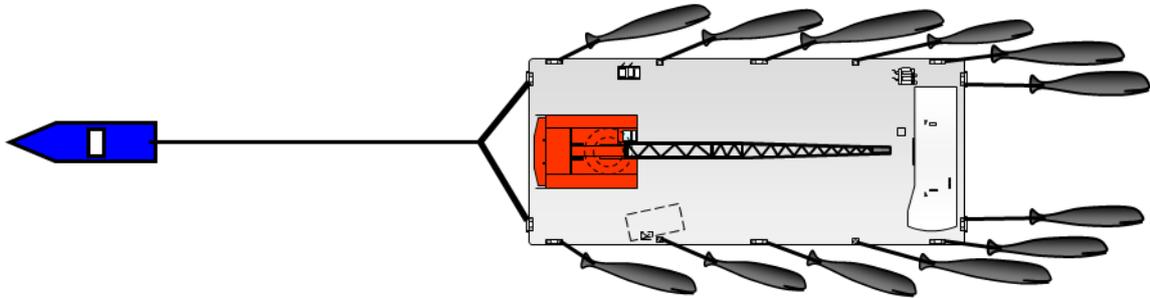
図V-3 鯨体の台船への引寄せ



写V-3 鯨体の台船への引寄せ

### 3. 鯨体の台船への係留（図V-4、写V-4）

引寄せた鯨体を台船に係留し、積み込み前に鯨の血、脂、内臓、肉片等が、海上に流出しないようあらかじめ排水口を土のう袋で塞いだり、ブルーシート等を敷いたり対策をしておく。



図V-4 鯨体の台船への係留



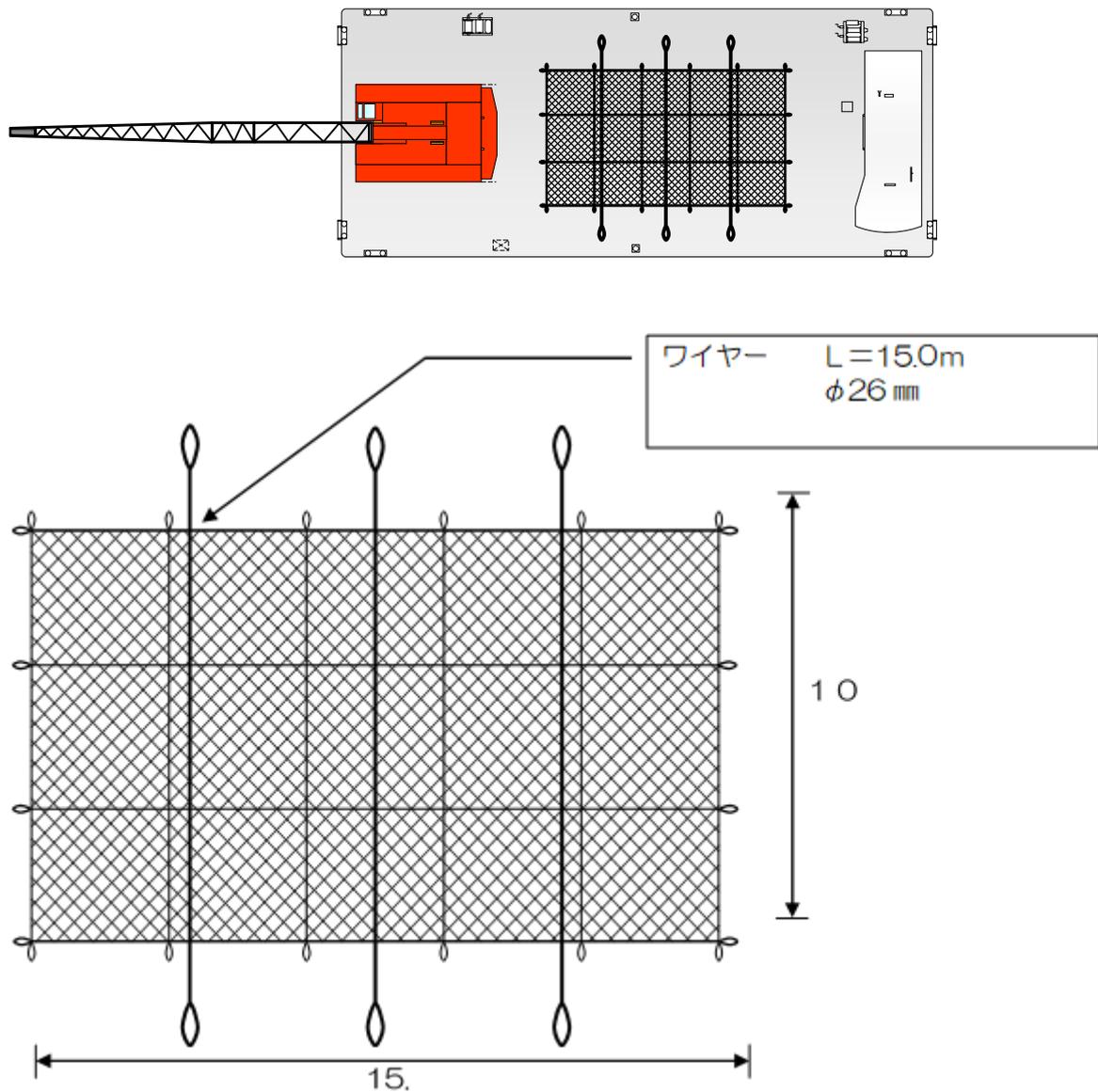
写V-4 鯨体の台船への係留

#### 4. 台船への鯨体積込み～網掛け～ガス抜き作業

鯨体を台船に積込む前に、ワイヤー及び漁網をあらかじめ台船上に敷設して、その上にクレーンで吊った鯨体を下ろす。鯨体はガス抜きをし、その後漁網で包み込む。

##### ①台船上にワイヤー及び漁網を敷設（図V-5）

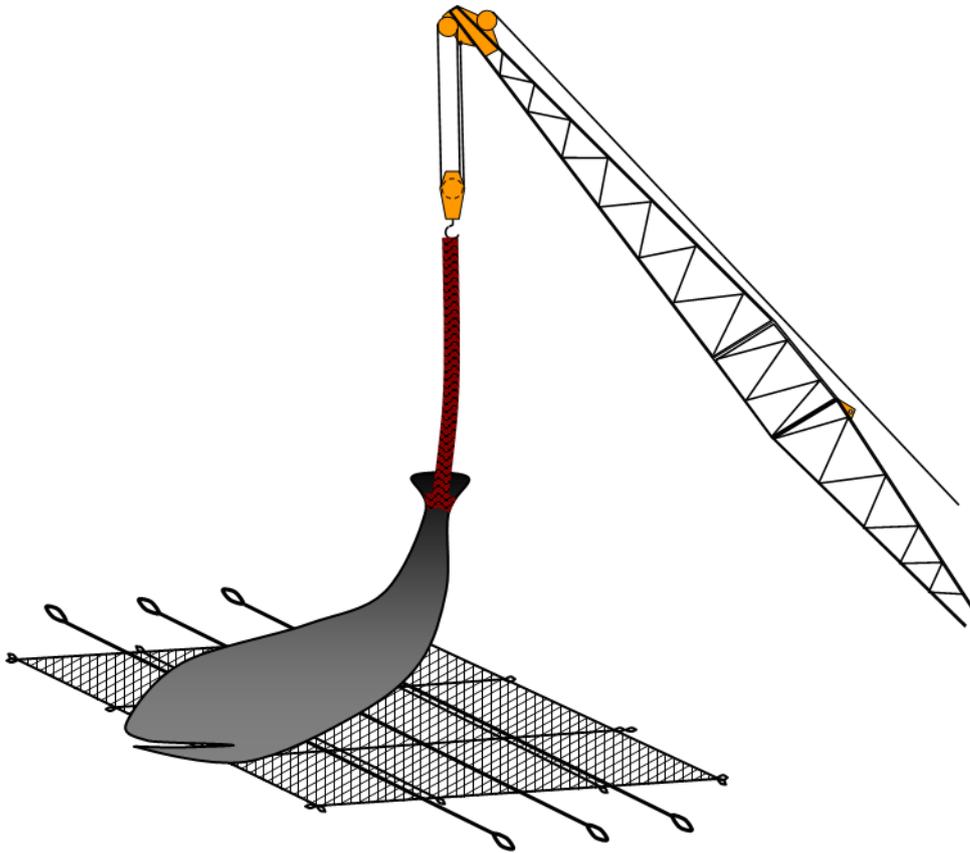
海底沈下の際、鯨の肉片・骨等が散乱しないよう、漁網（10m×15m）を鯨体に巻くために台船上に漁網を敷設しておく。漁網の下には鯨体吊用のワイヤー（L=15.0m、 $\phi$ 26mm）3本を敷設しておく。



図V-5 台船上にワイヤー及び漁網を敷設

②敷設した漁網・ワイヤーの上に鯨体を吊下ろす（図V-6）

係留時のロープをそのまま用いて、クレーンにて吊り上げ、敷設しておいた台船上の漁網・ワイヤーの上に鯨体を下ろす。



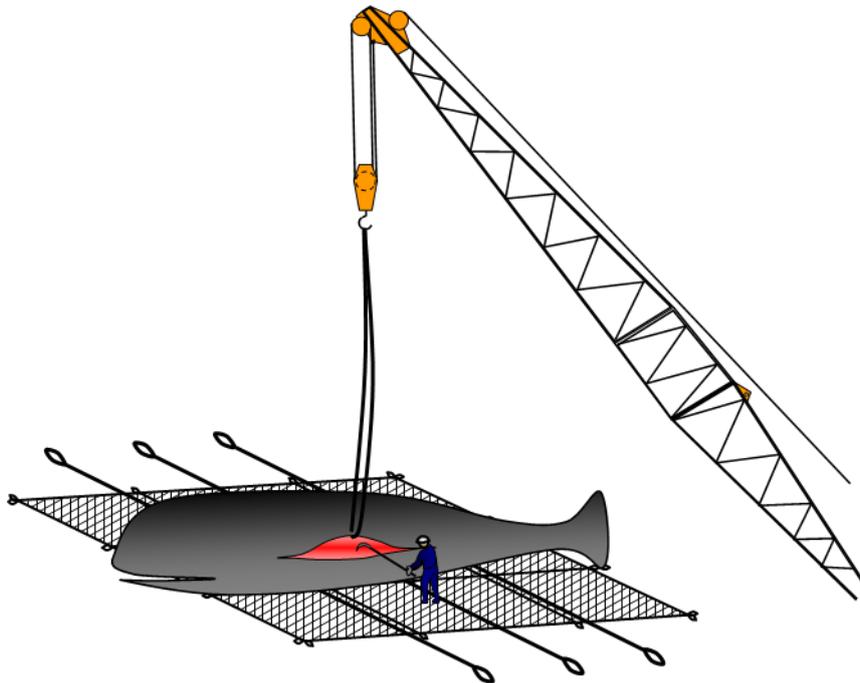
図V-6 敷設した漁網・ワイヤーの上に鯨体を吊下ろす

### ③漁網の上を下ろした鯨体のガス抜き（図V-7）

鯨類は死亡してからの腐食の進行が早く、腐食が進むと体内にガスが溜まるため、海底沈下の際の浮力が大きくなり、沈下しにくくなる。そのため、鯨体の腹部に切り込みを入れ体内に溜まったガスを抜き、浮力を軽減する。切り込みには、鯨包丁、造林鎌等を用い、まず、鯨体に添って表皮部分に切り込みを入れ、割腹した上側の表皮にワイヤーを通し、クレーンで表皮を引っ張りながら、内臓部分のガス抜きを行う。

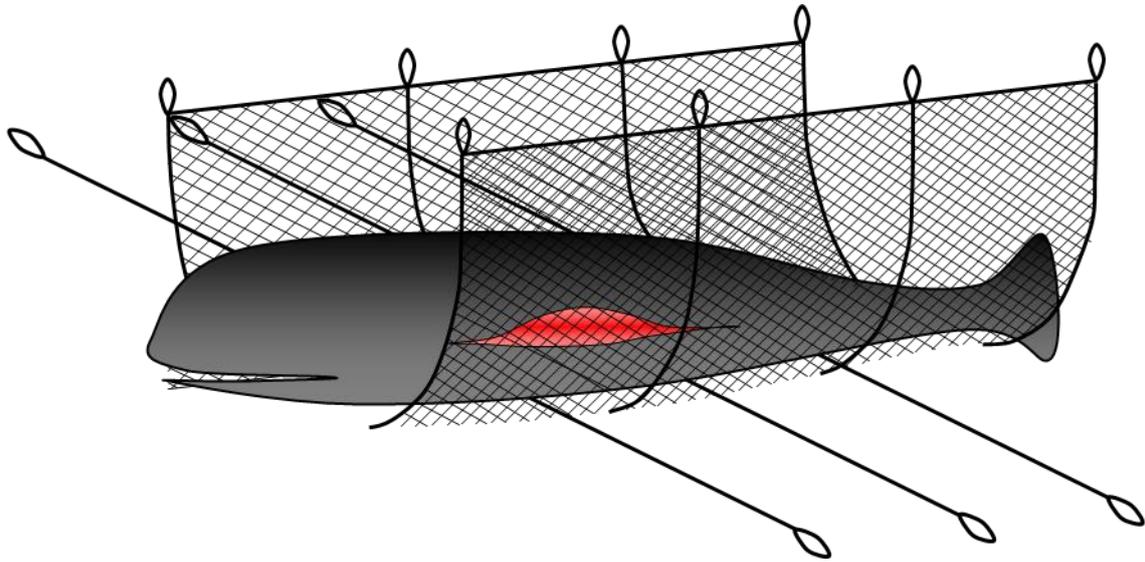
#### ※注意事項

包丁、鎌等は、鯨体の脂等ですぐに切れ味が悪くなるため、砥石等を準備しておくこと。



図V-7 鯨体のガス抜き作業

④ガス抜きが完了してから、漁網を鯨体に巻き付ける（図V-8）



図V-8 鯨体に漁網を巻き付ける

## 5. 方塊・ワイヤー等の積込

鯨体の浮力を計算し、必要な重量の方塊、滑り止め用の砂を詰め込んだ土のう袋及び方塊吊用のワイヤー等を、台船へ積み込む。

### おもり（方塊）重量の目安（マッコウクジラの場合）

マッコウクジラ体長	必要おもり重量	必要なおもりの個数
1 2 m	16.529 トン	6 個
1 3 m	21.257 トン	8 個
1 4 m	25.021 トン	9 個
1 5 m	30.391 トン	1 1 個
1 6 m	36.106 トン	1 3 個

### 計算方法

必要おもり重量は、おもりの形状と（おもり 1 個当たりの）重量に大きく依存する。ここでは、おもりが 1 個 2.8 トンの直方体と考え、おもりの縦、横、高さがそれぞれ 1.5m、0.9m、0.9m とする。このとき、おもり 1 個の体積は  $1.215\text{m}^3 (=1.5\text{m} \times 0.9\text{m} \times 0.9\text{m})$  となる。

おもりの総体積は、おもり 1 個の体積 ( $1.215\text{m}^3$ ) に個数を掛け合わせてやれば良い。

次に、マッコウクジラの重量を Lockyer の換算式（重量  $= 0.0194 \times (\text{体長})^{2.74}$ ）と用いて体長から計算し、これを比重（ここでは 0.7 と仮定する）で割って体積を算出する。

そして、必要おもり重量は、次の式で表される。

必要おもり重量 =

$$1.05 \times (\text{マッコウクジラの体積} + \text{おもりの総体積}) - \text{マッコウクジラの重量}$$

この直方体のおもりの必要個数を  $n$  とおくと、これは次式

$$1.05 \times (\text{重量} (= 0.0194 \times (\text{体長})^{2.74}) / 0.7 (\text{比重}) + 1.215 \times n) - \text{重量} < 2.8 \times n$$

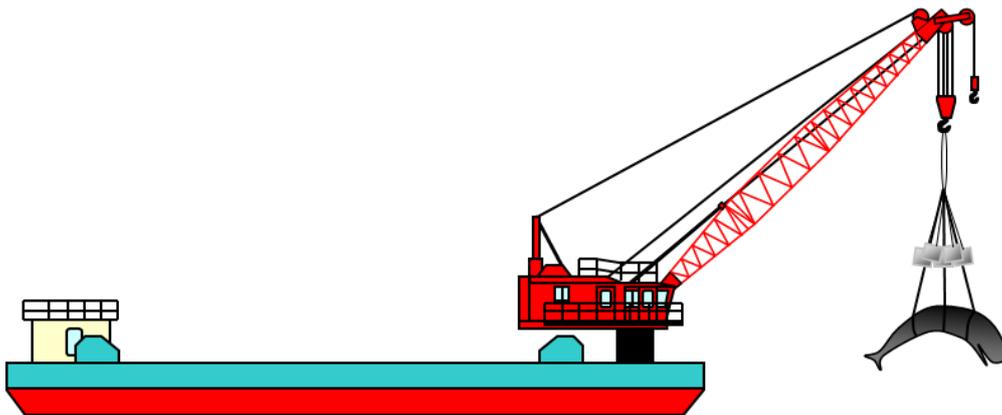
を満たす最小の値（整数）となる。

## 6. 海底沈下

浮力計算によって得られた重量の方塊と鯨体を連結し、レッコカンを使用して海底に沈下させる。

### ①方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より小さい場合(図V-9)

小型の鯨体の場合は方塊と鯨体を同時に吊り上げ沈下させる。



図V-9 方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より小さい場合の海底沈下作業

②方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より大きい場合

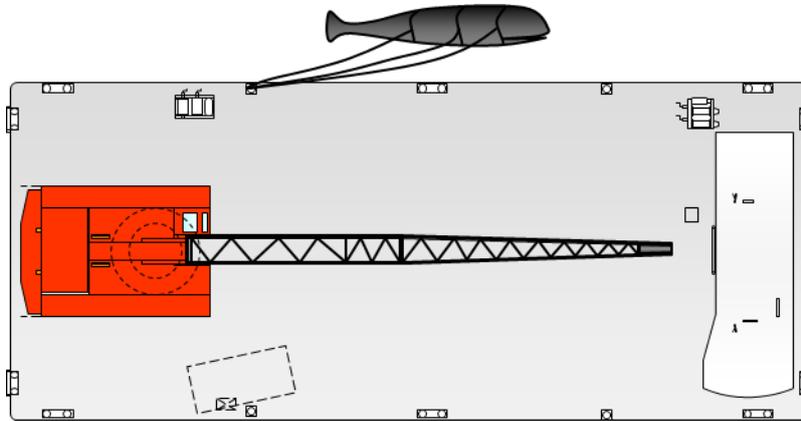
大型の鯨の場合は、まず、鯨体だけを吊り上げ海上に浮かべ、台船に係留し、続いて塊を吊り上げて係留しておいた鯨のワイヤーと連結させて沈下させる。

(1) 鯨体だけを吊り上げ、海上に浮かせる (写V-5)



写V-5 鯨体だけを吊り上げ、海上に浮かせる

(2) 海上に浮かせた鯨体を台船に係留しておき、必要な方塊を準備し、方塊吊用のワイヤー（方塊個数分）と鯨吊用のワイヤー（3本）を連結させる（図V-10、写V-6）



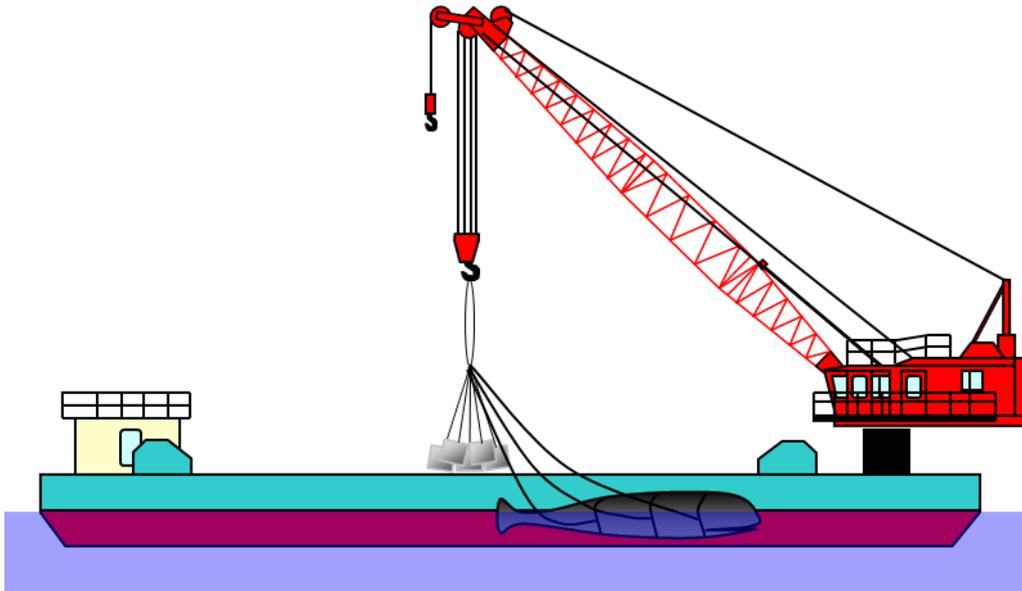
図V-10 台船に係留した鯨体



写V-6 台船に係留した鯨体

(3) 連結後、方塊を吊り海底に沈下 (図V-11、写V-7)

なお、沈下後は、GPS や音響測深儀で、各個体ごとに沈下位置と水深を確認しておく。



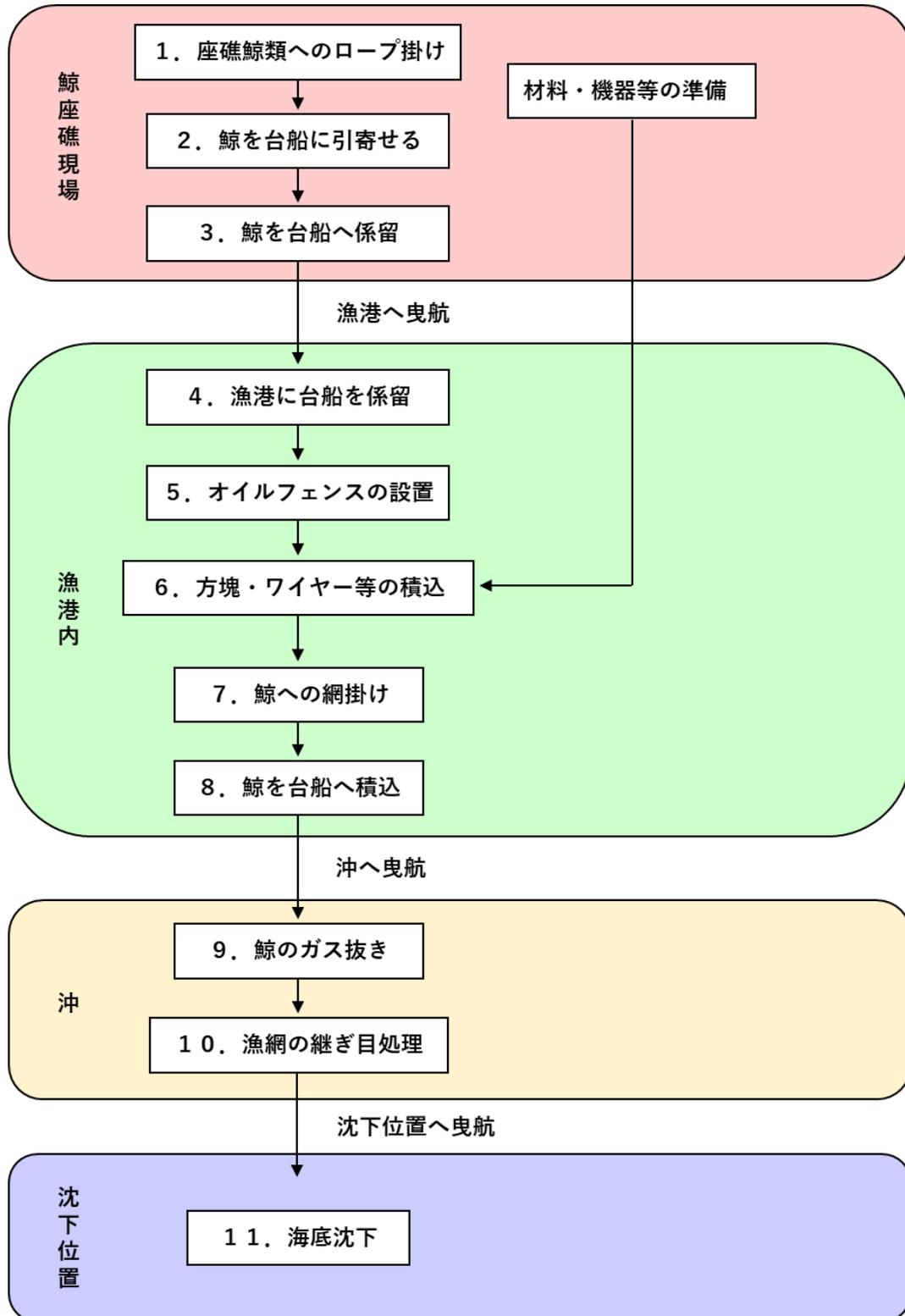
図V-11 連結後、方塊を吊り鯨体と共に海底に沈下



写V-7 連結後、方塊を吊り鯨体と共に海底に沈下

しけ等で通常対応が困難な場合

(平成 14 年 1 月・鹿児島県川辺郡大浦町マッコウクジラ集団座礁の事例)



図V-12 海底沈下作業フロー

### 1. 座礁鯨類へのロープ掛け

鯨体を台船に引寄せ、係留するためにダイバー及び船外機により鯨の尾柄部に長さ 10m、直径 70 mmのロープをかける（写V-1，写V-2（ともに P35））。

結び方は、図V-2（P35）のように尾柄部分にロープをくぐらせ、先端部分の輪にロープを通し締め上げる。

### 2. 鯨体の台船への引寄せ

台船のクレーン又は、ウインチを使いあらかじめ鯨の尾柄部につけたロープをダイバーにより結合させ、沖へ引き込む(図V-3、写V-3(ともに P36))。

### 3. 鯨体の台船への係留（図V-4、写V-4（ともに P37））

引き寄せた鯨体を台船に係留し、漁港へ曳航する。

4. 漁港への台船の係留（写V-8、写V-9）

鯨体を係留したまま漁港に入港し、接岸・係留する。



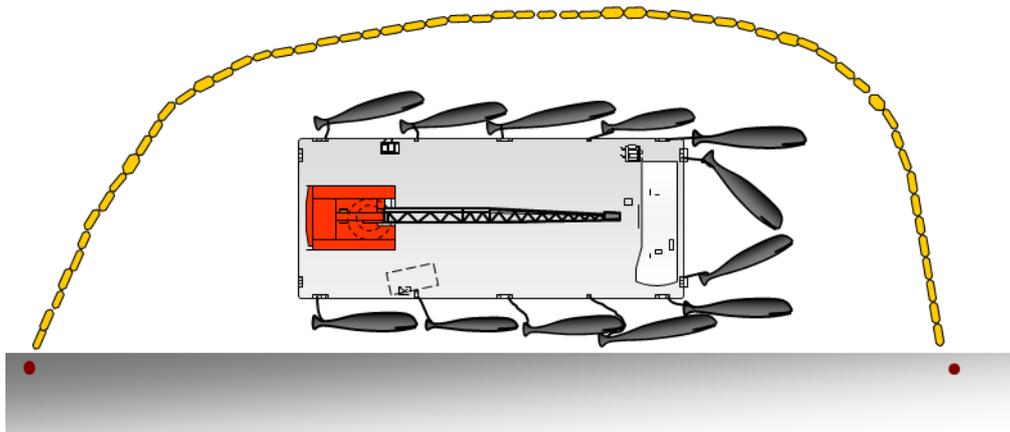
写V-8 漁港に台船を係留。方塊ワイヤー等の積み込み



写V-9 漁港に台船を係留

5. オイルフェンスの設置 (図V-13、写V-10)

鯨の油や肉片等で漁港内を汚さないよう、オイルフェンスを設置する。



図V-13 オイルフェンスの設置



写V-10 オイルフェンスの設置

## 6. 方塊・ワイヤー等の積込

鯨体の浮力を計算し、必要な重量の方塊(2.8 t)約 110 個を運搬車・トレーラー等を使用し、漁港まで運搬。滑り止め用の砂を詰めた土のう袋、方塊吊用のワイヤー等と一緒に、台船へ積み込む。

### おもり（方塊）重量の目安（マッコウクジラの場合）

マッコウクジラ体長	必要おもり重量	必要なおもりの個数
1 2 m	16.529 トン	6 個
1 3 m	21.257 トン	8 個
1 4 m	25.021 トン	9 個
1 5 m	30.391 トン	1 1 個
1 6 m	36.106 トン	1 3 個

### 計算方法

必要おもり重量は、おもりの形状と（おもり 1 個当たりの）重量に大きく依存する。ここでは、おもりが 1 個 2.8 トンの直方体と考え、おもりの縦、横、高さがそれぞれ 1.5m、0.9m、0.9m とする。このとき、おもり 1 個の体積は  $1.215\text{m}^3 (=1.5\text{m} \times 0.9\text{m} \times 0.9\text{m})$  となる。

おもりの総体積は、おもり 1 個の体積( $1.215\text{m}^3$ )に個数を掛け合わせてやれば良い。次に、マッコウクジラの重量を Lockyer の換算式（重量 $=0.0194 \times (\text{体長})^{2.74}$ ）を用いて体長から計算し、これを比重（ここでは 0.7 と仮定する）で割って体積を算出する。

そして、必要おもり重量は、次の式で表される。

必要おもり重量＝

$$1.05 \times (\text{マッコウクジラの体積} + \text{おもりの総体積}) - \text{マッコウクジラの重量}$$

この直方体のおもりの必要個数を  $n$  とおくと、これは次式

$$1.05 \times (\text{重量} (=0.0194 \times (\text{体長})^{2.74}) / 0.7 (\text{比重}) + 1.215 \times n) - \text{重量} < 2.8 \times n$$

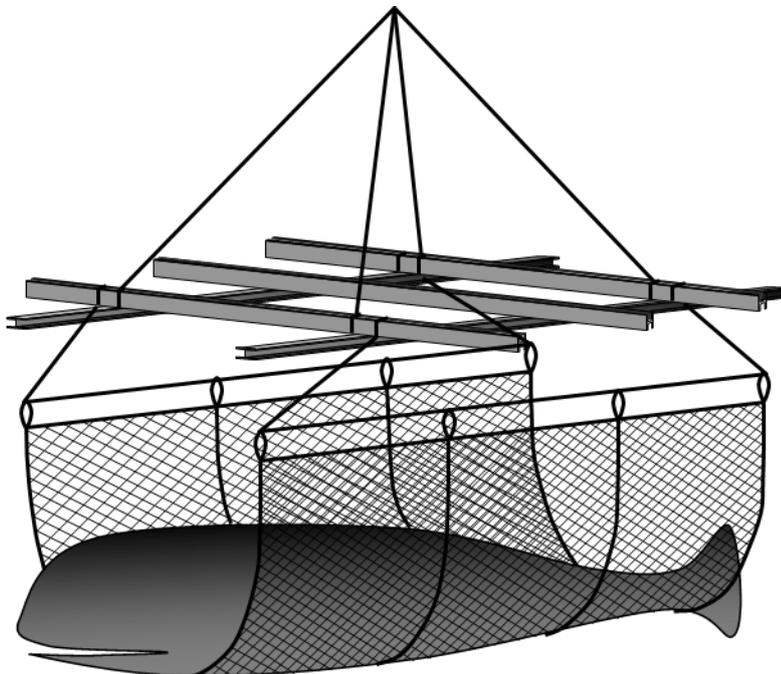
を満たす最小の値（整数）となる。

7. 鯨体への網掛け (図V-5 (P38)、写V-1 1、図V-1 4)

海底沈下の際、鯨の肉片・骨等が散乱しないよう、漁網 (10m×15m) を鯨体に巻く。まずH鋼を図V-1 4のように組み、それに漁網をつけ鯨体を包み込む。同時に鯨吊用のワイヤー (L=15.0m、 $\phi$ 26 mm) 3本も鯨体にくぐらせておく。



写V-1 1 鯨体への網掛け



図V-1 4 鯨体への網掛け

#### 8. 鯨体の台船への積込み（写V-12）

網掛け時にあらかじめくぐらせていたワイヤーで鯨体を1頭ずつ、吊り台船に積込む。（網掛けを終了した(12頭の)鯨体を1頭ずつ(3隻の)台船に積込む。）

#### ※注意事項

積込み前に鯨の血、脂、内臓、肉片等が、海上に流出しないようあらかじめ排水口を土のう袋で塞いだり、ブルーシート等を敷いたり対策をしておく。



写V-12 鯨体の台船への積込作業

### 9. 鯨体のガス抜き（写V-1 3）

鯨類は死亡してからの腐食の進行が早く、腐食が進むと体内にガスが溜まるため、海底沈下の際の浮力が大きくなり、沈下しにくくなる。そのため、鯨体の腹部に切り込みを入れ体内に溜まったガスを抜き、浮力を軽減する。切り込みには、鯨包丁、造林鎌等を用い、まず、鯨体に添って表皮部分に切り込みを入れ、割腹した上側の表皮にワイヤーを通し、クレーンで表皮を引っ張りながら、内臓部分のガス抜きを行う。

#### ※注意事項

包丁、鎌等は、鯨体の脂等ですぐに切れ味が悪くなるため、砥石等を準備しておくこと。



写V-1 3 鯨体のガス抜き作業

### 10. 漁網の継ぎ目処理（写V-1 4）

ガス抜きの際に、鯨体を覆っている漁網も切れてしまうため、その部分の補修を行う。補修には、番線やトラロープ等を用いる。



写V-1 4 漁網の継ぎ目処理作業

## 11. 海底沈下

浮力計算によって得られた重量の方塊と鯨体を連結し、レッコカンを使用して海底に沈下させる。

- ①方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より小さい場合（図V-9（P43）、写V-15）  
小型の鯨体の場合は方塊と鯨体を同時に吊り上げ沈下させる。



写V-15 方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より小さい場合の海底沈下作業

- ②方塊と鯨体を合わせた重量が作業船の能力より大きい場合

大型の鯨の場合は、まず、鯨体だけを吊り上げ海上に浮かべ、台船に係留し、続いて方塊を吊り上げて係留しておいた鯨のワイヤーと連結させて沈下させる。

- (1) 鯨体だけを吊り上げ、海上に浮かせる（写V-5（P43））
- (2) 海上に浮かせた鯨体を台船に係留しておき、必要な方塊を準備し、方塊吊用のワイヤー（方塊個数分）と鯨吊用のワイヤー（3本）を連結させる（図V-10、写V-6（ともにP44））
- (3) 連結後、方塊を吊り海底に沈下（図V-11、写V-7（ともにP45））

なお、沈下後は、GPS や音響測深儀で、各個体ごとに沈下位置と水深を確認しておく。

海底沈下にあたり使用した主な船舶・材料等

主な船舶・材料等	用途	規格	数量	材料写真
クレーン付台船	鯨積込み、海底沈下、方塊積込	120 t 吊	1	
〃	〃	100 t 吊	1	
〃	〃	50 t 吊	1	
曳船	台船、起重機船曳航	19 t、9.91m	3	
オイルフェンス	鯨の油・肉片等の流出防止	1 スパン=20m	16	
ワイヤー	鯨吊用	L=15m φ 26 mm	36	No.1 及び No.4
	方塊吊用	L=5 m φ 12 mm	40	No.2
シャックル	鯨吊用	10 t 吊/個	18	No.3
	方塊吊用	5.4 t 吊/個	100	No.2
レッコカン	鯨・方塊海底沈下用金具	50 t 吊用/個	1	
トラロープ・番線	漁網の継ぎ目処理	9 mm、10 番線	適宜	No.3(トラロープのみ)
砂	作業中の滑り止め	海砂	適宜	
漁網	肉片・骨等の散乱防止	10m×15m	12	
方塊	海底沈下の為のおもり	2.8 t/個	97	No.3
マスク	臭い緩和	防毒マスク	適宜	
造林鎌	鯨のガス抜き		適宜	
ロープ	鯨を係留	φ 70 mm L=10 m	12	



No.1[ワイヤー（鯨吊用）組み立て状況]



No.2[方塊吊用材料等]



No.3[鯨吊用材料等]



No.4[ワイヤー(鯨吊用)組み立て状況]

#### 写V-16 材料写真

資料及び写真は、株式会社 森組（鹿児島県川辺郡笠沙町（現在は鹿児島県南さつま市））の提供による。

\*本事例は、平成14年1月に発生したものであり、その処理については当時の関係法令に基づいて行われたものである。現時点においては、現行の関係法令の下で、都道府県の関係部局、関係機関等の指導・助言に従って適切に行わなければならない。

## VI 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について

### 1 大型鯨類座礁時に想定される座礁地等の状況

大型鯨類の座礁にあつては、埋設、他海域への移動・排除、海底沈下等死亡鯨体の処理に判断を要するため、座礁地又は一時係留先等（以下、座礁地等という。）で死亡鯨体の腐敗が進み、血液、鯨油（体液、脳油等）等が流出することも想定される。その場合、潮の干満や強風等により、港湾・漁港等岸壁及びテトラポット等に鯨油が付着し、悪臭の発生及び水質汚染等環境面での影響が懸念される。

また、座礁地等から死亡鯨体を埋設地等に搬送する場合は、搬送途中の環境汚染、悪臭による周辺住民等への影響も予想される。

なお、座礁地等に多くの見物者が集まると、同時に、見物者が持ち込んだゴミ等の処理が必要になることもある。

### 2 必要とされる対応

- 座礁地等の衛生面の管理
- 鯨油等が流出した場合の清掃等、座礁地等の原状回復
- 悪臭等の軽減、解消措置
- 回収した鯨油等、一般ゴミ等の適正処理

【参考事例】 鹿児島県川辺郡大浦町（現在は、鹿児島県南さつま市）マッコウクジラ大量座礁時の対応（平成14年）

座礁地は海岸の波打際であり、日時もあまり経過していなかったことから鯨油の流出はほとんど見られず、流出した血液等も波により拡散され、鯨油等による座礁地の汚濁はほとんど見られなかったが、処理をするまでの間の一時係留先（漁港）において、鯨油等の流出、悪臭等の環境汚染が広がった。そのため、町職員等を中心として、清掃等、漁港の現状回復作業を行った。



写VI-1 一次係留先における対応

ボランティア等の受入れについては、災害発生による補償問題が懸念されることから、要請しなかった。主な作業の流れは以下のとおり。

(1) 漁港敷地内における鯨油等の洗い流し処理

消防ポンプによる洗い流しを行った。(海水をくみ上げたためポンプは以後使用不能となる。)



写VI-2 消防ポンプによる洗い流し

(2) 漁港等の岸壁及び水面における鯨油等の除去処理

ア 鯨油が広範囲に漂流しないように係留台船等の周囲にオイルフェンスを張り巡らした。



写VI-3 オイルフェンスの設置

イ オイルフェンス内の鯨油の処理は、手作業では困難であるため、専門業者等によるバキューム収集を行った。



写VI-4 鯨油のバキューム収集

ウ 岸壁等に付着した鯨油は、消防ポンプによる洗い流し、バケツ等による人力収集を行った。



写VI-5 付着した鯨油の収集作業

### (3) 悪臭解消の処理

業務用消臭剤を動力噴霧器により散布した。

その他、回収した鯨油等あるいは、座礁地での見物者による一般ゴミについては、ゴミの種類ごとに所定の場所で適正処理を行った。

### 3 作業に当たっての注意点

- 座礁地等によっては、清掃作業が危険あるいは不可能な場所もある。
- 潮の干満や波の影響により鯨油等が広範囲に漂流、あるいは強風等で作業が困難になる可能性もある。
- 作業は、雨靴・防寒具等・カッパ類着用の重装備のうえ、場所によっては、滑りやすく、漁港等では海中への転落等も考えられるため危険度が非常に高い。
- カッパ類等の着用品に鯨油が付着すると臭いも付着し、洗浄しても落ちない。
- 消臭剤は希釈し散布するため原液の取扱いは注意が必要である。

資料作成協力 鹿児島県川辺郡大浦町（現在は鹿児島県南さつま市）

## 座礁鯨類処理問題検討委員会における検討の概要

平成15年 6月23日

座礁鯨類処理問題検討委員会

## 1 はじめに

昨年1月、鹿児島県大浦町にマッコウクジラ14頭が座礁し、多大な処理費用が費やされたことを契機に、座礁クジラの処理体制や利用について、定置網での混獲鯨の新たな取扱方法をも踏まえて見直すべきではないかとの指摘がなされている。

特に、近年座礁頭数が増加し、対応が困難な大型鯨類の座礁も相当数に上っており、国民の目に触れるオープンスペース下でマスコミにも報道され、救出・利用作業のいずれにも著しく制約が加わり、他方、放置されればその悪臭について住民の非難を招くなど、その処理に関して国民の関心も高まっていることから、早急に座礁鯨の処理方針の明確化を図ることが必要となっている。

このため、本委員会は水産庁から依頼を受け、制度面での見直しをも視野に入れつつ幅広い見地からの考察を加え、座礁鯨の適切な処理体制についての検討を行ってきたが、これまでに検討した概要を以下のとおり報告する。

## 2 鯨類座礁の実態

平成9年以降、毎年3桁の頭数の鯨類座礁が発生しており、その数は増加している(ただし、平成13年7月以降、報告を義務化したこともその要因の一つと考えられる)。

平成14年の鯨類座礁頭数は280頭であり、うち大型鯨類(ひげ鯨類及びマッコウクジラ)は43頭(ミンククジラ、マッコウクジラ等)、小型鯨類(マッコウクジラ以外の歯鯨類)は217頭(カズハゴンドウ、スナメリ等)、鯨種不明は20頭であった。

平成14年の鯨類座礁件数は162件で、うち集団座礁(5頭以上)は2件(1.2%)、少数座礁(4頭以下)は160件(98.8%)であった。

## 3 座礁鯨の処理に係る現状

- (1)座礁鯨の処理について、水産庁は長官通知により、生きているものは海へ戻し、死んでいるものは埋設・焼却等適切な処理を行うよう指導するとともに、具体的な救出の処理については、対応マニュアル(平成9年)を作成して漁業関係者等に配布している。
- (2)しかしながら同マニュアルは、昨年1月の鹿児島県大浦町の事例のような大型鯨の集団座礁を想定しておらず、処理のノウハウや指揮命令系統等の面で、このような座礁が発生した場合の対応には合致していないものとなっている。
- (3)また、処理者の実態をみると、平成14年度の報告のまま集計すれば、座礁現場の地元市町村が90件(55%)のほか、都道府県が21件(13%)、水族館・大学等の専門家が51件(31%)、漁協が11件(7%)、その他の9件(6%)が処理に当り、費用負担も行っている。

なお、5頭以上の集団座礁は、2件とも地元市町村が処理を行っている。

(4)座礁鯨の利用については、

①大型鯨類は、IWC規制対象であることから、農林水産大臣の捕獲の許可を得た上で、学術目的利用のみ可能

②小型鯨類は、その利用は可能であるが(スナメリは農林水産大臣の許可が必要)、水産庁長官通知により衛生上の観点から食用利用をしないよう指導となっている。

(5)座礁鯨の処理については、水産庁通達では埋設・焼却が指導されており、海洋投入について明示されていない。平成14年の実績では、埋設又は焼却したものは206頭(74%、うち44頭は標本作成)、沖合に放流又は投棄したものは66頭(24%)、地元消費が6頭(2%)、飼育中のもの2頭(1%)となっている。

(6)処理費用負担の支援については、平成10年から水産庁に、処理実施者を問わない1/2助成の補助事業がある。鯨類座礁のほとんどは上記のとおり小型鯨類・少数の座礁であることから、処理費用が少額で済むケースが圧倒的に多い。平成14年度の場合、全体で20件の申請にすぎず、平均70千円の補助に留まっている。ただし、大浦町の事例にあっては、水産庁が28百万円余の助成(平成13年度予算)をしたほか、県が20百万円余、町が特別交付税(災害扱い)を得て13百万円余を支出して対応した。

#### 4 これまでの検討の概要

##### (1)検討対象

小型鯨(小型鯨類のうち鯨体が大型ではないもの)の少数座礁は、ダイバーなどによる救出等が行われ、現行の対応マニュアルで概ね対応可能であり、また処理経費も少額である。

このため、現行で十分対応できない大型鯨(大型鯨類及び小型鯨類のうち鯨体が大型のもの)の少数座礁及び大型鯨・小型鯨の集団座礁に重点を置いて検討すべきである。

##### (2)救出のあり方の再検討

大型鯨の救出については、天候・地形等の理由から救出自体不可能な場合があり、また、大型鯨の救出作業は人的危険を伴うとともに、再座礁の問題や、救出活動がかえって鯨へ苦痛を与えているという問題もある。したがって、処理を行う者が、救出の可否について専門家の判断を早期に求め、不可となれば人道的致死処理を行うことも検討すべきである。

##### (3)座礁鯨の現場対応

座礁鯨の処理については、混獲のように採捕者の概念が存在せず、また、法的な処理義務者も存在しないが、救出から死亡後の鯨体処理についてまで、「一貫して責任を持てる者」が行うべきであり、当委員会としては、次の理由から市町村が最も適当と考える。

①救出・処理に際して、種々の手配や地元各機関への連絡等に精通している公的機関であること。

②放置すればゴミとなるが、ゴミの収集処理は、通常市町村の業務であること。

③これまでも、座礁鯨の処理の大半が市町村により行われてきており、ノウハウの蓄積も市町村にあること。

(4)また、市町村が処理を行うに当り大型座礁の処理に関する専門家チームを組織することが適当であるが、市町村には科学的知見がない場合もあるので、種々の助言を与えつつ適切な処理を行うための体制を構築することが必要である。

(5)なお、座礁鯨の中には救出できないものもあることについて、国民の広い理解を得る必要がある。

##### (6)座礁鯨体の利用

救出が困難となった座礁鯨については、処理経費捻出の観点及び資源の有効利用の観点から、食用等に利用すべきという声もあるが、これについての検討の概要は以下のとおり。

#### ①食用利用の是非

過去に「寄り鯨」として食用利用してきた歴史がある反面、座礁鯨の食用利用による食中毒発生事例や罹病鯨発見の事例もあり、専門家による慎重な判断が必要である。従って、利用を認める場合は、食品としての安全性を十分確保する体制をとることが必要である。

#### ②食用以外の利用

食用以外の利用により処理費用を捻出することはほとんど困難との情報が提供されたが、骨格標本等調査研究に活用する者がいる場合は、活用者が処理費用の応分の負担を行うことも必要である。

#### ③違法捕獲防止措置

都道府県、水産庁への報告が必要である。また、基本的に DNA 分析・登録等が必要と考えるが、利用によって得られる額が少額の場合にあっては密漁の可能性も少ないことをも考慮に入れつつ、防止策について更に検討が必要である。

④いずれにせよ大型鯨類の利用を認める場合は、その前提となる農林水産大臣の捕獲許可が必要である。いやしくも、一部を利用して残滓の処理を行わない者にこの許可を与えるべきではない。

(7) 海洋投棄については、大浦町の事例を踏まえ、現実的な処理に支障がないように実態的な対応を可能とするようにすべきである。

#### (8) 処理費用

水産庁の助成予算については、平成15年度予算で大幅に拡充されたが、大規模座礁の場合の補助されない地元負担分については更に検討が必要である。

### 5 今後の予定

大型鯨の座礁及び大型鯨・小型鯨の集団座礁を想定した具体的な処理体制マニュアル案を別途検討することとし、本年末頃までを目処に、検討委員会としての最終提言をまとめる。

## 座礁鯨類処理問題検討委員会の設置について

平成14年9月6日  
水産庁遠洋課

### 1 目的

平成12年に、水産庁において、鯨類管理適正化検討会を設置し、混獲等鯨類の管理の在り方について検討を行い、その結果を踏まえ、平成13年4月に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の改正を行い、混獲鯨等の管理について一定の規則を設けたところである。

しかしながら、本年1月、鹿児島県大浦町にマッコウクジラ14頭が座礁し、処理費用に6千万円以上が費やされたことを契機に、座礁クジラの処理体制や利用について見直すべきではないかとの指摘がなされている。

特に、近年座礁頭数が増加しており、座礁鯨種も大型化する傾向にあり、その処理に関して国民の関心も高まっていることから、早急に座礁鯨の処理方針の明確化を図ることが必要となっている。

このため、水産庁としては、処理費用助成予算の増額要求を行うとともに、昨年の省令改正の際の議論も踏まえ、制度面での見直しをも視野に入れつつ、幅広い見地からの考察を加え、座礁鯨の適切な処理体制についての検討を行うこととする。

### 2 検討事項

鯨類座礁の現状、座礁鯨類の処理のあり方等

### 3 検討委員会委員

(別紙の通り)

別紙

座礁鯨類処理問題検討委員会委員等名簿

(五十音順、敬称略)

平成14年9月6日現在

委員氏名	所 属
伊藤宏之	全国水産物卸組合連合会々長
井上喜洋	独立行政法人水産総合センター 水産工学研究所企画連絡科長
荻原征三郎	産経新聞社論説委員
小野征一郎	近畿大学国際資源管理学科教授
加藤秀弘	独立行政法人水産総合センター 遠洋水産研究所鯨類生態研究室長
神田敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
徳島 惇	長崎県水産部長
鳥羽山照夫	鴨川シーワールド名誉顧問
中園成生	長崎県生月町博物館「島の館」学芸員
宮原邦之	全国漁業協同組合連合会常務理事

(招致専門家等)

- 林 良博 東京大学農学部長
- 山田 格 国立科学博物館動物研究部動物第1課研究室室長
- 石川 創 日本鯨類研究所
- 前田 一己 鹿児島県水産振興課資源管理監

(オブザーバー)

- 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
- 環境省地球環境局環境保全対策課
- 国土交通省河川局海岸室砂防部保全課
- 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課
- 日本鯨類研究所

## 座礁鯨類処理問題検討委員会の開催

### 第1回

日 時 平成14年 9月 6日(金)  
15:00～17:30  
場 所 水産庁中央会議室  
議 題 ①座礁実態のレビュー  
②座礁鯨類の処理規制のレビュー  
③座礁鯨類の管理のあり方の検討

### 第2回

日 時 平成15年 1月20日(月)  
15:00～17:30  
場 所 水産庁中央会議室  
議 題 ①前回の論点の整理  
②救出の是非  
③救出・処理の義務者について  
④食用・非食用の妥当性について  
⑤処理費用の負担問題について  
⑥救出マニュアルの検討

### 第3回

日 時 平成15年 3月25日(火)  
14:00～17:00  
場 所 農林水産省共用第15会議室  
議 題 ①前回の論点の整理  
②座礁鯨類処理体制案の検討  
③中間報告案の検討

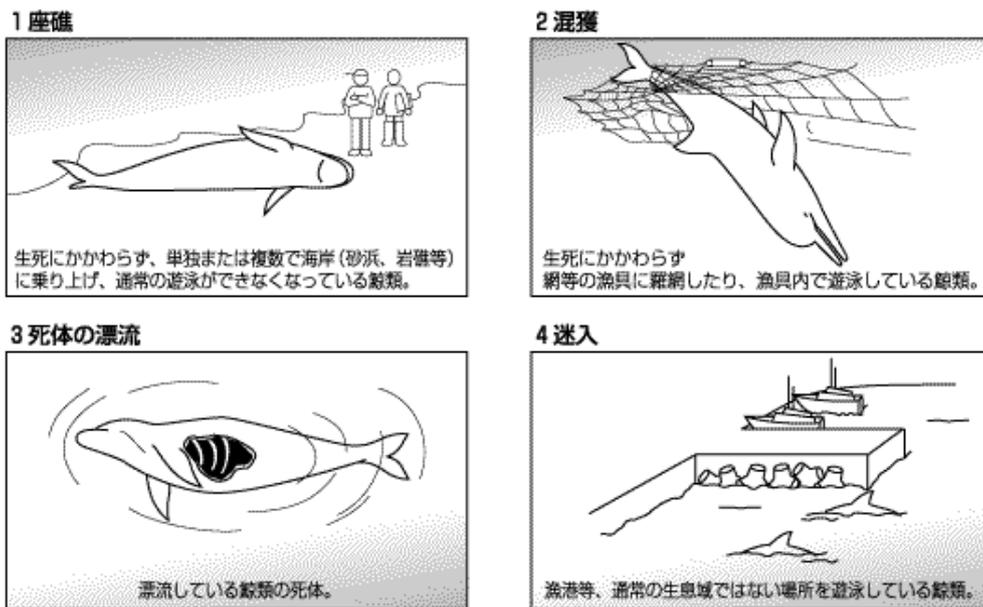
## 座礁・混獲した鯨類への対処法

(注：本資料は平成4年度から実施したセーブ・ザ・マリンマンマール事業（水産庁補助事業）により全国漁業協同組合連合会が作成した「座礁・混獲した鯨類への対処法」から、同連合会の同意を得て、抜粋の上、技術的な加筆修正を行ったものである。)

### 1. 座礁・混獲した鯨類とは

以下の状況にある鯨類（クジラ、イルカ）をここでは広く「座礁・混獲鯨類」として取り扱う。

- 1 生死にかかわらず、単独又は複数で海岸（砂浜、岩礁等）に乗り上げ、通常の遊泳ができなくなっている鯨類。
- 2 生死にかかわらず、網等の漁具に羅網したり、漁具内で遊泳している鯨類。
- 3 漂流している鯨類の死体。
- 4 漁港等、通常の生息域ではない場所を遊泳している鯨類。



### 2. 生存の確認

座礁・混獲鯨類の「生存」の確認は、原則として以下の基準によって行う。

いかなる場合でも、正常な状態で呼吸している時には、「生存」と判断し、可能であれば、逃がすための作業を開始する。

この他については、以下の基準に基づいて適切に判断する。

■鯨体をすぐそばで観察できるあるいは鯨体に直接接触られる場合

次の現象のうち、少なくともひとつが確認できれば「生存」と判断する。

- 1 呼吸孔が開閉している。

- 2 目の前後を叩くとまばたきする。
- 3 胸部に手をあてると、心拍が確認できる。
- 4 尾びれを上げるなどの自発的運動が見られる。

■ 鯨体を遠くからしか観察できない場合

- 1 発見後 10 分以内に、次の現象のうちのいずれかひとつが確認できれば「生存」と判断する。
  - ① 呼吸音が聞こえた。
  - ② "潮"を吹いた。
  - ③ 潜水行動をはじめた。
- 2 発見後 10 分以内に、次の現象が少なくとも 2 つ確認できれば「生存」と判断する。
  - ① 鯨体が水面の浮上場所から移動した。
  - ② 水面上に見られた鯨体の一部が別の部分に変わった。
  - ③ 尾びれ、胸びれ、及び体の一部が動いている。

### 3. 生存の確認ができた場合

前記「2. 生存の確認」により、座礁・混獲鯨類の「生存」の確認ができた場合には、以下の措置をとるよう努力する。座礁・混獲鯨類が生きている場合には、保護・治療の必要がなければ、現場で海に放す（放流する）のが原則であり、かつ優先である。ただし、救助のために人命が危険に晒されることは避けるべきである。

#### 3-1 救出作業の流れ

##### (1) 連絡

各都道府県又は市町村の水産担当部署に連絡するとともに、水族館等の鯨類取り扱いの専門家がいる施設が近隣にある場合には、そこにも座礁・混獲鯨類の情報（場所、鯨の頭数・大きさ・行動など）を伝えて、その指示に従う。場合によって、専門家が派遣されてくることがある。

##### (2) 状況判断

救出作業をする場合には、作業に先立ち、鯨の健康状態の他に、救出の判断要因として、天候、海況、現場の地形等の環境的な要因を十分考慮しなければならない。救出しようとする人員が危険に晒されるような気象条件下や、人間や器材の接近が困難な場所での作業は現実的ではない。

こうした条件が整わない場合には、気象状況の回復を待って対処するか、やむを得ず放置するしかない。

救出にあたって現場で確認・判断すべき事項としては、以下のものが考えられる。また、以下の事項は、各都道府県又は市町村の水産担当部署等に連絡する際にも、指示を仰ぐための情報として必要な事項である。

種類は何か？

何頭か？

大きさは？

健康状態は？

環境条件は？………気温、水温は？

海況は？

周辺の状況は？

必要な救出資材や人員があるか？

水族館等の専門家の応援を受けられる可能性があるか？ など。

### (3) 対処法の選択

具体的な対応には以下の3つの選択肢がある。

- ・放流
- ・治療
- ・放置等

■放流………以下の場合には鯨をそのまま海に戻すことを考える。

- ・ 鯨が激しく暴れるなどせず、なんとか扱うことができ、また必要な人員、船、物資等が整っている場合。
- ・ 海岸や環境条件が適当である場合。
- ・ 鯨が健康であると判断される場合。

■治療………以下の場合には、保護・治療することを考える。

- ・ 鯨の健康状態が不良ではあるが、回復できる可能性がかなりあると考えられる場合。
- ・ その種に適当で、頭数に見合っただけの収容施設（水族館等）がある場合。
- ・ 適当な期間、鯨を治療するだけの資金とスタッフが確保される場合。

■放置等

- ・ 放流することが不可能であり、また適当な収容施設もない場合はやむを得ず放置する。
- ・ 更に外傷等がひどく、その後の回復や生存が望めない場合は、付録1に掲げた関係機関と協議の上、適切な措置をとる。

### (4) 救出作業の実際

座礁の場合 → 3-2 参照

混獲の場合 → 3-3、3-4 参照

迷入の場合 → 3-5 参照

### (5) 報告

「5. 報告」に従って関係機関に座礁・混獲鯨類の処理について報告する。

鯨が活着ている場合の対処法をまとめると、以下のようになる。

### 3-2 海岸に座礁している場合

以下の手順によって救出作業にかかる。

- (1) 各都道府県又は市町村の水産担当部署に座礁鯨類に関する情報を伝えて、その指示に従う。場合によって専門家が派遣されてくることもある。
- (2) 専門家が来ない時は、鯨の前方から注意深く近づき、鯨の状態をより詳細に観察する。但し、この段階では、特に大型の鯨類では、尾びれに近づかないこと。鯨が突然動き出すかもしれない危険である。呼吸音が聞こえるかどうかを改めて確かめる。これは種によっては 10 分以上を要する。同時に目も観察する（目自体には触れないこと）。また、これらの観察の際、鯨が波に洗われるなどして人間の方へ転がって来ないように注意すること。
- (3) 瀕死と判断されない場合は、すぐに他に協力を求め、沖へ戻すための作業に入る。救援を求めため、鯨のそばを離れなければならない時は、鯨が楽な状態でいられるよう、呼吸孔（通常、頭のてっぺんにある）が水や砂で塞がらないように体に支えを施したり、皮膚を傷つけないよう、まわりの石などを取り除く。何か湿って冷んやりしたもの（濡れたタオル・毛布や海藻）を探し、とりあえず鯨に被せておくのもよい。また、呼吸孔や目に異物が入らないよう注意する。
- (4) 協力者の到着を待つ間、鯨体を冷やし、落ち着かせ、楽な状態にさせておく。鯨類は水中生活に適応しており、陸に上がると、たとえ外気が冷たくても体温は急激に上昇する。鯨類は、胸びれ、背びれ、尾びれから熱を発生して身体を冷却するので、これら部位は体温を低く保つために特に重要である。胸びれをできるだけ自由に動かせるようにしておくのもよい。例えば、胸びれの下を砂を掘り出し、その穴に水を入れて、そこに胸びれを浸しておくのと体の冷却にも役立つ。また、皮膚が敏感で、空気中ではすぐに乾燥し始めるので、体の表面を湿らせておく必要がある。なお、突き傷は鯨に致命傷を与えることになるので、手鉤の使用は慎むこと。
- (5) 十分な人手が集まり、鯨を持ち上げられそうな時、また、人間が鯨を支えて海に入っても危険ではないと思われる時に、初めて鯨を海へ戻すことを考える。
- (6) どのような鯨でも、海へ戻す前に、座礁して死亡した鯨と同じように写真撮影等の記録をとる。海上や陸上で同じ個体を識別できるような特徴を記録しておくともよい。
- (7) 鯨を運ぶ際、胸びれは傷つきやすいので、決して押ししたり引いたりしないこと。鯨を持ち上げて布や網に乗せるか、あるいは体の下に注意深く布や網を敷く。そして、水深が十分にある場所まで運ぶ。体を水平にして泳げることを確認したら、布や網をはずす。鯨は陸に打ち上げられ、体が硬直しているため、水中ではしばらく支えが必要である。静かにゆすってやると動くようになることがある。決してひれや尾をつかんだりせず、体の両脇や背びれのつけ根を押してやる。
- (8) 中～大型鯨類の場合、人間の力だけでは、鯨体の移動が困難な時は、潮が満ちるのを待って、船で沖へ戻す。この場合、幅広のロープを脇の下から胴回しにして前方に、あるいは尾柄部にかけて後方に船でゆっくり曳航し、十分な水深のところで、鯨体を放す。
- (9) どうしても陸へ戻りたがり、あらゆる手を尽くしてもうまく泳げそうにない時は、海へ押し戻そうとしても無駄である。岸へ上げ、できるだけ楽な状態にしてやる。
- (10) 群れで座礁した場合は、普通、その中の大多数はまだ元気なので、海にうまく戻すことができる場合がある。しかし、群れの社会的きずなが非常に強いので、仲間が岸にいる時に、群れの中の 1-2 頭だけを海へ戻すことは非常に困難である。

集団での座礁を処理する場合の最も良い方法は以下のとおりである。

- ・ まだ海の中にいる鯨をそれ以上岸へ近づけないようにする。船や人間を使って、群れを水深の浅い安全な場所に静かに集めておく。
- ・ 岸に乗り上げた鯨を他の個体とともに海へ戻す。
- ・ 群れ全体がまとまって沖へ戻るよう誘導する。
- ・ 大きな群れにはいくつかの小グループが含まれていることがよくあり、これらは社会的きずなが強いので、小グループを識別できれば、けがをした個体が最も少なく、扱いやすいグループから順番に沖へ戻すことができる。群れのリーダー（体の最も大きな個体）を見つけ、少し海へ押し出してやると残りの群れがあとについていくことがある。リーダー格の個体が岸に戻らないよう、慎重に船で誘導する必要がある。
- ・ 集団座礁した鯨類の救出には多くの困難が付きまとうが、記録は必ず取り、少なくとも、鯨種、頭数は記録しておく。また、座礁に至る過程もできるだけわかりやすく記述する。この情報は後に集団座礁に関する貴重な資料となる。

(11) けがをしているなど、鯨の健康状態が不良かつ適当な飼育・収容施設が近隣にある場合には、そこへ一旦鯨を移動させて保護・治療を行う。それに伴う輸送までの時間は、上記4の対応をする。収容施設がなく、専門家もこない場合は、鯨を放置等するしかない。

(12) 「5. 報告」に従って、関係機関に処理について報告をする。

### 3-3 定置網に混獲された場合

以下の手順によって、救出作業にかかる。

#### (1) 救出作業の実際—イルカ等の小型鯨類の場合

まず、各都道府県又は市町村の水産担当部署に混獲鯨類に関する情報を伝えて、指示に従う。場合によって専門家が派遣されてくることがある。

小型鯨類の場合は

- ① 網からの追い出し
- ② 網上げによる鯨の取り上げ
- ③ 網を開くか切ったの放流

が考えられる。

また、水族館から専門家が派遣されてきた場合には、網内に入って生け捕りを試みることもある。

こうした作業において、種によっては、救出作業の最中に網の底に向かって逃げ、新たに羅網してしまう可能性があるため注意が必要である。しかし、バンドウイルカやカマイルカなどの飼育に適しているとされる種では、比較的こうした作業のストレスに強く、いわゆるパニックには陥りにくい。

以下、①～③のそれぞれの場合について記す。

#### ① 網からの追い出し

- 1) 鯨が箱網等の定置網の深奥部までまだ入り込んでおらず、「運動場」や垣網付近で遊泳している場合には、小型ボート等により、箱網側から鯨を網の外へ追い出すことを試みる。追い出しの際には、鯨の後方から水面を叩くと効果がある場合がある。うまくいけばこれが最も簡単な方法である。

2) 追い出しにより、鯨が更に網の奥に進み、"運動場"から箱網に入ってしまった場合には、(2)の措置を試みる。

② 取り上げによる放流

- 1) 定置網の奥に鯨が入り込んでしまい、鯨の逃げ道がなくなってしまった場合には、鯨を取り上げることを試みる。
- 2) 鯨を"運動場"方向から徐々に箱網の奥に追い込み、箱網を徐々に揚げて、鯨を網の外へ逃がす。
- 3) 鯨類は皮膚に網が接触すると比較のおとなしくなることが多い。
- 4) 鯨を網の外に出すため、船上に一時取り上げる場合は、輪をつくった幅広の(平打ちの)ロープ(スリング)を尾柄にかけたり、胸びれ後方にバンドを巻くなどし、必要に応じてクレーンで引き揚げる(小さな個体では、複数の人間の力で直接揚げることも可能である)。あるいは、網を入れて、鯨を巻き込み、網ごと鯨を船の上に持ち上げてよい。
- 5) これらの作業の時、海況が許せば、ダイバーが水中に入ってロープかけなどを補助すると作業が効率よく進む。
- 6) 作業中、鯨が急に体を振って暴れることがあるので、十分注意する。
- 7) 突き傷は鯨に致命傷を与えることになるので、作業に当たって、手鉤の使用は慎むこと。
- 8) この後、鯨の状況に応じて、次の放流か治療のいずれかの措置をとる。

すなわち、

- 鯨に特に大きな外傷がなく、健康状態が良好と判断され、正常に遊泳できると考えられる場合  
→鯨を網の外へ運び出し、そのまま放流する。…(ア 参照)
- 鯨に顕著な外傷があり、そのまま放流しても、正常には遊泳できないと判断され、かつ近隣に水族館等の飼育施設がある場合  
→飼育施設に運び、保護・治療する。…(イ 参照)
- そのままでは回復や生存が望めないが、治療・収容先がない場合  
→やむを得ずそのまま放流するか、放置等する。

ア) 放流に際して

- ・ 体を水平にして泳げることを確認したら(できれば、ダイバーが水中に入って、鯨が自力遊泳を開始するまで、体を支えてやるとよい)、取り上げに使用した布や網、ロープなどをはずす。
- ・ すぐに放流する場合はほとんど問題にならないが、船に上げてから放流までにしばらく時間がかかる場合は、空気中に鯨体が出ている間、適宜水をかけてやり、体の表面が乾燥しないようにする。但し、この時、呼吸孔には絶対に水をかけないようにする。
- ・ また、鯨体は、腹を下にするような姿勢を保っておく。
- ・ 鯨類は空気中に出されて、長時間放置されていると、体が硬直しているため、水中ではしばらく支えが必要である。放流前に、静かにゆすってやると動くようになることがある。決してひれや尾をつかんだりせず、体の両脇や背びれのつけ根を押してやる。

イ) 保護・治療に際して

- ・ 収容先の専門家(獣医師等)の到着がすぐであれば、それを待って対処するのが望まし

いが、それが困難な場合には、輸送までの間、鯨の状況に注意しながら以下の措置を行っておく。

- ・ 鯨類は、肺呼吸をする哺乳類であるから、水から体を外に出しても、呼吸がしっかりできるようにしておけば、普通すぐには死なない。したがって、呼吸孔が自由に開閉できるようにしておく。
- ・ 専門家の到着を待つ間、鯨体を冷やし、落ち着かせ、楽な状態にさせておく。鯨類は水中生活に適応しており、陸に上がると、たとえ外気が冷たくとも体温は急激に上昇する。鯨類は、胸びれ、背びれ、尾びれから熱を発して身体を冷却するので、これらの部位は体温を低く保つために特に重要である。皮膚が敏感で、空気中ではすぐに乾燥し始めるので、体の表面を常に海水や真水で湿らせておく必要がある。
- ・ こうした作業に際して、鯨を移動させたり、向きをかえる時は、手鉤の使用は慎むこと。突き傷は鯨に致命傷を与えることになる。
- ・ 鯨を運ぶ際、胸びれは傷つきやすいので、押ししたり引いたりしないこと。鯨を持ち上げて布や網に乗せるか、あるいは体の下に注意深く布や網を敷く。

### ③ 網の切り離し・切断による放獣

- 1) ①、②の措置を講じる努力をしても鯨が逃げていかなかったり、取り上げが困難な場合は、定置網の網の結び目を解いたり、あるいは網の一部を切って逃げ道を作り、そこから鯨を外へ追い出すことを試みる。
- 2) 可能であれば、箱網の魚取部の結び目を解いて口を開ける。網の底部付近よりも、海面に近い上部を開ける方が鯨は逃げていきやすい。
- 3) こうした一連の作業の時、可能であれば、水中にダイバーが入り、ロープ取り、あるいは切断などの水中作業を行うとよいが、困難な場合は、水中マスク等をつけ、頭部を水中に入れて網の内部の様子を見ながら行う。

以上の措置を完了したら、「5. 報告」に従って、関係機関に処理について報告をする。なお、混獲された鯨類及びその時の状況を示す写真を撮影することも常に心掛けておく。

## (2) 救出作業の実際ーミンククジラ等の中～大型鯨類の場合

まず、各都道府県又は市町村の水産担当部署に混獲鯨類に関する情報を伝えて、その指示に従う。場合によって専門家が派遣されてくることがある。

中～大型鯨類の場合には、小型鯨類（イルカ類）のように、一旦捕えてから逃がすことは現実的にかなり困難であると思われるが、過去に成功した例もある。また、網の結び目を解くことによって、鯨の逃げ道を作り、そこから逃がすことに成功した例もあるほか、2隻の伝馬船の間を角材で連結し、その間に網を張って鯨を載せて輸送した例もある。

中～大型鯨類の場合は

- ① 網からの追い出し
- ② 取り上げによる放流
- ③ 網を開くか、切つての追い出し

が考えられる。

① 網からの追い出し

- 1) 鯨が箱網等の定置網の深奥部までまだ入り込んでおらず、"運動場"や垣網付近で遊泳している場合には、小型ボート等により、箱網側から鯨を網の外へ追い出すことを試みる。
- 2) 追い出しにより、鯨が更に網の奥に進み、"運動場"から箱網に入ってしまった場合には、次の②の措置を試みる。

② 取り上げによる放流

- 1) 定置網の奥に鯨が入り込んでしまい、動物の逃げ道がなくなってしまった場合には、鯨を一旦、取り上げることを試みる。
- 2) 小型ボート等により、鯨を"運動場"方向から徐々に箱網の奥に追い込む。
- 3) 大型鯨類の場合は、皮膚に網が接触するとイルカ類よりもよりおとなしくなることが多い。
- 4) 鯨を網の外に出すため、船上に一時取り上げる場合は、胸びれ後方にバンドを巻くなどして、クレーンで引き揚げる。あるいは、網を入れて、鯨を巻き込み、網ごと鯨を船の上に持ち上げてもよい。
- 5) 作業中、鯨が体を左右に動かして、尾びれを大きく振ることがあるので尾びれのそばにはできるだけ近づかないよう、特に注意を払うこと。
- 6) これらの作業の時、海況が許せば、ダイバーが水中に入ってロープかけなどを補助すると作業が効率よく進む。
- 7) 突き傷は鯨に致命傷を与えることになるので、作業にあたって、鯨に対しての直接的な手鉤の使用は慎むこと。
- 8) 取り上げた鯨を網の外へ運び出し、放流する。

③ 網の切り離し・切断による追い出し

- 1) ①、②の措置では対処できない場合は、定置網の網の結び目を解いたり、あるいは網の一部を切って逃げ道を作り、そこから鯨を外へ追い出すことを試みる。
- 2) 網を開く（あるいは切る）場合には、網の底部を開けても鯨がそこまで潜って逃げることはあまりないようである。このため、鯨がいる深さ（通常、水面近く）で網を開く（切る）必要がある。うまくいけば、そこから鯨は逃げていくが、無理な場合は、網を開いた（切った）側へ向けて鯨を追う。
- 3) こうした一連の作業の時、可能であれば、水中にダイバーが入り、ロープ取り、あるいは切断などの水中作業を行うとよいが、困難な場合は、水中マスク等をつけ、頭部を水中に入れて網の内部の様子を見ながら行う。
- 4) 網を開く（あるいは切っても）、鯨が簡単には逃げていかない時は、船により沖へ追い出す。

以上の措置を完了したら、「5. 報告」に従って、関係機関に処理について報告をする。なお、混獲された鯨類及びその時の状況を示す写真を撮影することも心掛けておく。

### 3-4 定置網以外の漁具に混獲された場合

#### (1) 放流

- ・ 刺し網等により洋上で鯨が生きた状態で混獲された場合には、現場でただちに海に戻す努力をする。

#### (2) 報告

- ・ 鯨体の特徴からできる範囲で種を判別し（断定できない場合は、体色などの特徴や大きさを記録しておく）、各都道府県又は市町村の水産担当部署に連絡するとともに、「5 報告」により報告する。

### 3-5 漁港内に鯨類が入ってきた場合

港湾内にクジラやイルカが入り込んで（迷入して）遊泳している場合には、鯨が普通に泳いでいる限りは放置しておくことが望ましい。

多くの場合、港湾内に迷入した鯨類は時間が経過すれば、自発的に外海へ戻っている。しかし、河川に入り込んで更に上流へ進んでいるような場合は、そのまま放置すると座礁してしまうことも考えられる。

いずれの場合でも、連続観察を続けて鯨の状況を把握し、鯨が自力で脱出できないと判断されれば、救出措置が必要となる。

#### (1) 連絡

都道府県又は市町村の水産担当部署に漁港内に鯨類が入ってきている旨の情報を伝えて、その指示に従う。場合によって、専門家が派遣されてくることがある。

#### (2) 状況判断と救出作業の選択

専門家の指示がすぐに得られなくても、漁業その他の生産活動に直接の影響がなく、鯨が特に異状なく遊泳している場合には、そのまましばらく様子を観察し、改めて専門家の指示を得る。

漁業等、人間生活に影響が出ると判断された場合及び鯨が自力ではその水域を脱出できないと判断された場合には、救出作業を行う。

救出には、

- ① 迷い込んだ水域から外に追い出す方法
- ② 巻網などの漁具を使って鯨を一旦とらえ、沖合で放流する方法

がある。

どちらの場合も十分な人員と小型船舶を必要とする。

#### (3) 救出作業

追い出しは、複数の船舶を用いて、沖への追い出しを行う。鯨類は、音に敏感なため、追い出す方向と逆に船を配置し、水面をたたいたり、鉄パイプを海中に垂直に差し込み、ハンマーで鉄パイプをたたいて金属音を発しながら、沖へ追い出すことを試みる。

巻網等の漁具による捕獲は、新たな羅網につながる危険があるため、追い出しがうまくいかない場合や次のような場合以外には行わない。すなわち、鯨が生きてはいても、外傷を負うなど、生命に危険

があると判断される状態で遊泳している個体については、水族館等の飼育施設で収容・治療できる条件が整っている場合は、生け捕りにして収容する。この場合、網で取り上げ、中にダイバーが入って船に持ち上げるか、尾柄に幅広のロープをかけて吊り上げるなどして取り上げを行う。但し、イルカより大きな中～大型鯨類で、生け捕りが困難な場合は、そのまま放置するしかない。

沖合で放流する場合の注意事項については、3-3の(1)に従う。

#### (4) 報告

厳密な意味での座礁・混獲ではないが、「5 報告」に従って、関係機関に報告をしておくといよい。またその際、状況を示す写真があるとよい。

### 3-6 救出成功事例

「岩手県釜石市の海岸に座礁したマッコウクジラ」

#### ■発見状況

- ・1996年1月29日午後12時前、唐丹漁協から電話で東京大学海洋研究所大槌臨海研究センターに、「唐丹湾小白浜港の防波堤に5～10mくらいのクジラが生きて上がっている」との連絡が入る。漁協はまず、県水産課に連絡したが、「近く同センターに鯨類の研究者がいるのでそこに連絡して、指示を仰げ」と言われた。
- ・クジラは防波堤のところから南側の砂浜の方まで泳いでいき、その後、砂浜と港の間にある岩場にのしあげている。
- ・クジラはマッコウクジラの子どもで、体長は5～6m。
- ・かなり元気で時折暴れる。呼吸もしっかりしている。暴れてはしばらく静かになるのを繰り返しているが、人が近くによると非常に暴れて体を回転させることもある。この時生殖孔あたりから出血するのが見えたが、大きな外傷は見えず、正確な出血部位は不明。

#### ■現場での判断

- ・同センターのスタッフが、釜石市水産課、唐丹漁協組合長と会う。まだ比較的元気なこと、呼吸孔周辺、各ひれの縁など体の突出部はこすれて傷がついているが、その他は大きな外傷もなく、状態がよいことから、可能であれば救出するようにとの意見を言う。
- ・体長から見て1歳未満なので沖で放しても自力では生きていけない可能性が高いが、周囲の状況、対外的なインパクト、救助しようという漁業者がいること、更に、このままではいずれ死ぬし、死んだ場合また処理がやっかいであることから、最終的に組合長が救出するのが最善であろうと判断する。
- ・救助に係わった漁業者は最初から早く逃がしてやろうと積極的。

#### ■救出の方法

- ・漁業者3人が太く目の粗い袋網を頭からかぶせて、それを引っ張ろうとする。クジラが激しくあばれたため、網は胴体に絡まるが、網の端のロープはうまく尾柄に結びつけられる。
- ・ボートでロープを引く。クジラは、最初は引っ張られるのに抵抗していたが、おとなしくなり、無事岩場から脱出。網が胴体に絡まっていたのと、非常にゆっくりと引っ張ったため、頭が沈んでしまうことはなく、自力で呼吸している。

・港外で、より大型の定置網用の船にロープをわたす。網をいったんはずし、左舷側より再び広げ入れる。網を外したときにはクジラは尾柄のロープだけでつながっており、逆さになったためか、かなり暴れる。しかし、無事網を体に巻き、クジラを船の脇に抱いて背中が水面から出るくらいまで吊り上げた状態で、湾外まで運び出した。ボートから船に渡す時以外には、呼吸孔が水中に没して呼吸できない状態になることはなかった。

・この後沖合で網を外して、放流した。(情報提供：東京大学海洋研究所・天野雅男氏)

「三重県紀伊長島町で定置網に混獲されたミンククジラ」

#### ■混獲のあった漁具及び混獲鯨類について

- ・網：紀伊長島港南南東約5kmの沖合に設置された大型定置網（小魚を採るための雑定置—当時は、イワシなどが主；構造は両落網式ではあるが、一方には箱網のみで落網がない）。
- ・混獲日時：1994年10月12日午前6時。
- ・混獲鯨：ミンククジラ。体長約7メートル、性別不明。
- ・混獲鯨の処置：生きていたため海へ放流。

#### ■これまでの混獲状況

- ・ミンククジラの混獲は、ここ20~30年くらいの間はなく、今回の混獲は最近では珍しかった（このあたりでは、クジラを食用とする習慣はない）。
- ・イルカなどの小型鯨類の定置網への混獲もこのあたりではない。
- ・小型の定置網にかつてウミガメが入ったことがある。これについては、標識がついていたのでそれを回収し、再び海に放流した。

#### ■発見時の状況

- ・10月12日午前6時前、2隻の船（1隻は網起こし用、もう1隻は生簀のついた活魚輸送用；作業従事者計10名）で当該定置網に向かい、通常通り網起こしを始めると、作業の途中で大きなクジラ（ミンククジラ）が箱網の中に入っているのが発見された。
- ・発見時、クジラは特に暴れることもなく、比較のおとなしくしており、呼吸等におかしな様子はなかった。また、外傷なども見当たらなかった。
- ・どのように処置すればよいのかわからなかったため、とりあえず陸に揚げることにした。

#### ■救出の方法

- ・放流までの以下の一連の作業は、1時間程度で終わった。
- ・発見後、箱網内の水面近くに浮上しているクジラに対し、胸びれの後方あたりのところに、太く柔らかいナイロンロープ（通常使用するもの）を巻きつけた。胴体を1周させる際には、漁業者が水の中に入った。この時、クジラは多少、尾びれをバタバタさせることはあったが、概しておとなしく、危険はほとんど感じなかった。また、クジラを奥の落とし網等に追い込むことはしなかった。
- ・ついで、網起こし用の船のクレーンにそのロープの端を掛け、クジラを空中に水平に吊り上げた（胸びれ後方あたりにロープを巻きつけたのは、その位置でバランスがよくとれたため。尾柄にロープを巻きつけたのでは、船に揚げるができなかった）。
- ・クレーンで吊り上げたクジラをそのまま活魚輸送用の船の甲板に載せた。

- ・そのままの状態です約 20 分間かけて、魚市場にクジラを運んだ。
- ・市場の岸壁が高く、網起こし用の船のクレーンでは、鯨体を岸壁に揚げることはできなかつたため、別のクレーン車呼んで、鯨体を岸壁に上げた（この間数分間）。
- ・ロープをつけたままクジラを市場にそのまま横たえたが、クジラは、多少尾びれをバタつかせる程度で大暴れはしなかつた。
- ・衰弱等は見られなかつたため、直ちに海に戻すことにした。
- ・クジラを再びクレーンで吊り上げ、岸壁のすぐ前（港内）の海の上まで吊り上げた。そして、ロープの輪を切断してクジラを海に放した。フォークリフトの使用も考えたが、クジラが暴れた場合を考慮して、その使用は取り止めた。
- ・放されたクジラは、しばらく潜水したあと数百メートル先の海面に浮上して呼吸した。
- ・翌日、対岸の小湾内で呼吸をしているこのクジラが目視されたが、それ以後は特に発見の情報はなかつた。また、他の定置網に再び入ったとの情報もなかつた。

#### ■混獲鯨について

- ・体表にケガ等の外傷は全く見られなかつた。また、腹を上にして浮くような衰弱した様子は全く見られなかつた。
- ・ロープを巻きつけたが、ロープの鯨体への食い込みはほとんどなかつた（皮膚にかなりの弾力がある）。

#### ■損害等

- ・救出作業に当たった漁業者にケガ等はまったくなく、また定置網そのものへの損害もなかつた（網を切ることはなかつた）。（情報提供：長島共同大敷組合・南部氏）

なお、定置網に混獲された大型ひげ鯨の最近の救出事例としては、上記の他に、1996年2月、沖縄県読谷村で定置網に混獲された2頭のザトウクジラの例がある。この2頭のザトウクジラは、地元漁業者と国営沖縄記念公園水族館の努力により、二段箱の魚取部の網の結び目を解くことによって網の外に泳ぎでて、救出された。

## 4. 生存の確認ができない場合

前記「3. 生存の確認ができた場合」により、座礁・混獲鯨類の「生存」の確認ができない場合（実質的には死亡していると考えられる場合）は、以下の措置をとるよう努力する。

### 4-1 海岸に座礁している場合

- (1) 各都道府県又は市町村の水産担当部署に座礁鯨類に関する情報を伝えて、その指示に従う。場合によって、専門家が派遣されてくることもある。
- (2) 専門家が派遣されてこない場合には、図鑑、ポスター、鯨種判定カード等により、クジラやイルカの種を判定する。もし可能であれば、頭部、腹部（性別がわかる）及び全身（その他特徴のある部位）の写真撮影や体長の測定、性別の判定を行う。死体は病原菌に感染しているかもしれないので、素手でむやみに触れない方がよい（特に腐敗が進んでいる場合）。なお、人間が近寄ることが困

難な場所であれば、動物をそのまま放置するしかない。

- (3) 専門家と連絡が取れる場合には、その指示に従って、計測や必要な試料の採取を行う。
- (4) 小型鯨類の場合には、海岸にスコップ等で穴を掘って死体を埋めるか、焼却処分とする。
- (5) 中～大型鯨類では、ブルドーザーやパワーショベルなどの大型重機が使用できる場合には、それらを使用して海岸に穴を掘り、そこに死体を埋める。それが不可能な場合は、焼却処分とする。
- (6) 「5. 報告」に従って関係機関に座礁鯨類の処理について報告する。

#### 4-2 河口や漁港内を漂流している場合

- (1) 各都道府県又は市町村の水産担当部署に漂流している鯨類に関する情報を伝えて、その指示に従う。場合によって、専門家が派遣されてくることがある。
- (2) 専門家が派遣されてこない場合には、死体の尾柄部にロープやワイヤー等をまきつけ、港や海岸に船で曳航・回収する。
- (3) 死体について、図鑑やポスター等により、鯨種を判定する。もし可能であれば、頭部、腹部及び全身（その他特徴のある部位）の写真撮影や体長の測定、性別の判定を行う。死体は病原菌に感染しているかもしれないので、死体には必要以上に触れない方がよい（特に腐敗が進んでいる場合）。
- (4) 専門家と連絡が取れる場合には、その指示に従って必要な計測や試料の採取を行う。
- (5) 小型鯨類の場合には、海岸にスコップ等で穴を掘って死体を埋めるか焼却処分とする。
- (6) 中～大型鯨類では、ブルドーザーやパワーショベルなどの大型重機が使用できる場合には、それらを使用して海岸に穴を掘り、そこに死体を埋める。それが不可能な場合は、焼却処分とする。
- (7) 「5. 報告」に従って関係機関に座礁鯨類の処理についての報告をする。

#### 4-3 定置網に混獲された場合

以下の手順で作業を行う。

##### (1) 連絡

各都道府県又は市町村の水産担当部署に混獲鯨類に関する情報（場所、動物の頭数・大きさなど）を伝えて、その指示に従う。場合によって、専門家が派遣されてくることがある。

##### (2) 状況判断

専門家が派遣されてこない場合には、配布されている図鑑、ポスター、鯨種判定カード等により、種を判定する。

可能であれば、混獲の状況（動物だけではなく、周囲も含めて）を示す写真撮影を行う。

死体の回収作業ができるかどうか、気象、海況、人員、器材等の確認を行う。

##### (3) 死体回収

死体は、小型鯨類の場合には手や手鉤等で持ち上げるなどして船上に回収する。

腐敗がひどいなどの理由、あるいは中～大型鯨類の場合で、船上への回収が困難な場合は、尾柄部（尾）にロープ、ワイヤーなどを巻きつけ、船で港まで曳航する。

死体が網に絡まっている場合は、損傷ができるだけ少なくなるような方法で網を開くか切って死体を回収する。

船上への揚収あるいは陸地への曳航が難しく、死体の回収ができない場合には、死体を海中へ沈下させる（投棄する）しかない。この場合、できるだけ体壁を開放するとともに、錘をつけるなど、再発見されたときに識別できるような工夫をするとよい。

#### （４）死体回収後の措置

死体は、専門家と連絡が取れる場合には、その指示に従って必要なデータの収集や試料の採取を行う。

比較的簡単に調べられる項目としては以下のものがある。

#### （５）死体の処理

小型鯨類の場合には、海岸にスコップ等で穴を掘って死体を埋めるか、焼却処分とする。

中～大型鯨類については、ブルドーザーやパワーショベルなどの大型重機が使用できる場合には、それらを使用して海岸に穴を掘り、そこに死体を埋める。それが不可能な場合は、焼却処分とする。

なお、例外的に食用に供する場合は、衛生面に十分に配慮する必要がある（付録３（４）参照）。

#### （６）報告

「５．報告」に従い、関係諸機関に混獲鯨類の発見とその処理について報告する。

### ４－４ 定置網以外の漁具に混獲された場合

#### （１）死体の回収

刺し網等、定置網以外の漁具によって沖合で鯨類が混獲され、かつそれが死亡している場合には、陸地に曳航し、各都道府県又は市町村の水産担当部署に連絡するとともに、関係機関に連絡して、その指示を受ける。

#### （２）死体回収後の措置

専門家の指示が得られない場合には、図鑑等で鯨種の判定を行い、「５．報告」によって報告を行う。

死体は、４－３の（４）と同様な措置をしたあと、４－３の（５）に従って埋設あるいは焼却などの処理をする。

#### （３）死体回収が無理な場合の措置

鯨体が大きすぎるなどの理由で、死体を港まで回収・曳航できない場合には、現場で鯨種の確認をし（困難であれば、体の特徴や大きさなどをメモしておく）、「５．報告」によって報告する。

## ５．報告

■座礁・混獲鯨類があった場合には、下記のとおり、各都道府県又は市町村の水産担当部署を経由して報告を行う。また、報告にあたっては文書とともに、可能な限り、座礁・混獲鯨類の写真やその時の状況を示す写真を添付する。

■大型定置網漁業及び小型定置網漁業により混獲されたひげ鯨等、又は座礁・漂着したひげ鯨等を利用する場合は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 91 条から第 93 条までの鯨類（いるか等小型鯨類を含む。）の捕獲・混獲等の取扱いについて（平成 13 年 7 月 1 日付け 13 水管第 1004 号水産庁長官通知）に基づき、遅延なく農林水産大臣に捕獲の日時及び場所、鯨の種類などの報告（ひげ鯨等を利用しない場合を含む）、DNA 分析を行わなければならない。

■日本近海に分布する鯨類の研究に貢献するため、座礁状況については一般財団法人日本鯨類研究所への報告も行われることが望ましい。

（様式等については（一財）日本鯨類研究所ホームページ <https://www.icrwhale.org/zasho.html> を参照）

<報告先>

（一財）日本鯨類研究所ストランディングレコード係

〒104-0055 東京都中央区豊海 4-5 豊海振興ビル 5 F

TEL.03-3536-6521 FAX.03-3536-6522

## 6. DNA 試料の採取法

座礁・混獲鯨類については、DNA 解析のために、可能な限り以下の方法で皮膚や筋肉片の採取と保存を行うよう努力する。

なお、腐敗が進んでいても分析に使用できることもあるので、可能であれば採取するようにする。

### ■採取・保存法

・皮膚、筋肉とも、できれば背びれの付け根あたりがよいが、そこからの採取が困難であれば、どこからでもよい。

・2～3 cm 角に切りとる（DNA 分析には、左記の大きさがあれば十分ではあるが、採取及び保管に問題がなければ、より多く採取しても構わない）。

・皮膚の場合は、表皮と 2～3 mm 程度以上の脂肪層をつけて切り取る。

・凍結保存するか、適当なガラス瓶に 70%以上のエタノールを入れて保存する。

・（一財）日本鯨類研究所宛に送付する。

〒104-0055 東京都中央区豊海 4 - 5

TEL.03-3536-6521

FAX.03-3536-6522

## 7. 許可省令第 94 条に規定されている鯨類の取り扱い

座礁・混獲鯨類は、原則としてこれまでに述べてきた方法によって対処するが、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、コククジラ及びスナメリの 4 種については、許可省令第 94 条により、農林水産大臣が試験研究等を許可した場合を除いて、同省令別表 13 の禁止区域において採捕してはならないこと

になっている。

これらの鯨類が捕獲（混獲）され、又は座礁し、若しくは漂流していることを発見した場合には、生きているものは生きてそのまま速やかに海に戻すほか、死んでいるものは埋設、焼却（洋上焼却を除く）等の適切な処理をする。そして、保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について（令和2年12月1日付け2水推第1177号水産庁増殖推進部長通知）に基づき、関係都道府県知事を経由して、水産庁増殖推進部長に報告する。

捕獲され、又は座礁・漂流しているものを発見し、その旨適切に報告した場合であっても、当該個体（派生物を含む）の所持又は販売は禁止されている（試験研究等の目的で、農林水産大臣の許可を得た場合を除く）。

なお、治療又は回復のための取組みを行う者にとっては、予め施行規則に基づき農林水産大臣の許可を受けることとする。

上記については、特に「スナメリ」がその対象となる可能性が高いので、取り扱いには特に注意が必要である。

付録3 (1)

漁業の許可及び取締り等に関する省令 (抄)

(昭和38年農林省令第5号)

(ひげ鯨等の捕獲等の禁止)

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であって農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び場所

二 鯨の種類

三 漁業の種類及び免許番号又は許可番号（ひげ鯨等を混獲した場合に限る。）

四 処理を開始した日時及び場所

五 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者（以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であって、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりDNA分析を行ったときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかった者につ

いて準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

(歯鯨の捕獲の禁止)

第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まっこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらしいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又かずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

(特定の鯨の捕獲の禁止)

第九十四条 何人も、第九十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(罰則)

第百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者

二 第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百十八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四

条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

別表第十三（第九十四条関係）

鯨	禁 止 区 域
しろながす鯨	赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域
ほっきょく鯨	北緯四十五度の線以北の海域
こく鯨	赤道以北の太平洋の海域
すなめり	北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域

付録3（2）

漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づく  
農林水産大臣が別に定めて告示する漁業  
(平成13年農林水産省告示第563号)

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条第一項ただし書の農林水産大臣が定めて告示する漁業は、次のとおりとする。

- 一 大型定置漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第三項に規定する定置漁業をいう。）
- 二 小型定置漁業（法第六十条第五項第二号の第二種共同漁業又は法第五十七条第一項に基づく規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む漁業であって、内水面以外の水面において網漁具を定置して営むものをいう。）

付録3 (3)

漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき  
農林水産大臣が別に定めて告示するひげ鯨等を定める件  
(平成16年農林水産省告示第1834号)

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条第一項ただし書の農林水産大臣が定めて告示するひげ鯨は、次のとおりとする。

- 一 浅瀬等（浅瀬、護岸、砂浜その他のひげ鯨等が座礁し、又は漂着した場合に当該ひげ鯨等が自ら移動することが困難な場所をいう。以下同じ。）に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの
- 二 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの
- 三 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの
- 四 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して四十八時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

## 付録 3 (4)

「漁業の許可及び取締り等に関する省令第 91 条から第 93 条までの鯨類（いるか等小型鯨類を含む。）の捕獲・混獲等の取扱いについて」

水産庁長官通知

制定 平成 13 年 7 月 1 日付け水管第 1004 号  
最終改正 令和 6 年 7 月 12 日付け 6 水管第 378 号

### 第 1 通知の制定の趣旨

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 91 条から第 93 条までの規定の適用等については、この取扱いの定めるところによる。

### 第 2 ひげ鯨等の捕獲等の制限

#### 1 ひげ鯨等の捕獲の禁止

##### (1) 捕獲の禁止（省令第 91 条第 1 項関係）

① 省令第 91 条第 1 項にいう「ひげ鯨及びまっこう鯨（以下「ひげ鯨等」という。）の捕獲」とは、

ア ひげ鯨等を捕る行為（ひげ鯨等を捕る目的で、もりを撃つ（投げる）、網を巻く、網を入れる、追い込む等の行為）

イ 自然の状態にあるひげ鯨等を占有すること（ひげ鯨等の船内保持、船体への縛り付け、曳航、拾得等）

をいうものとする。

② 農林水産大臣が別に定めて告示する漁業として、大型定置漁業（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号の規定に基づく第 2 種共同漁業又は法第 119 条第 1 項の規定に基づく規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む漁業であって、内水面以外の水面において網漁具を定置して営むものをいう。以下同じ。）が定められた（平成 13 年 4 月 20 日農林水産省告示第 563 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 91 条第 1 項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する漁業を定める件））。

小型定置漁業における「網漁具を定置する」とは、定置漁業権に基づく定置漁業と同様に、一漁期の間、一定の場所に土俵、碇、支柱等で網漁具を敷設して移動せしめないことと解釈されており、いわゆる小型定置網漁業、ます網漁業、落とし網漁業、大謀網漁業、底建網漁業などの漁業が該当することとなる。第 2 種共同漁業であっても固定式刺網漁業、敷網漁業などは「網漁具を定置する」漁業ではない。

なお、網の中に魚介類を追い込んで漁獲するものは「網漁具を定置して

営む漁業」の範ちゅうに入らない。また、第2種共同漁業では、網漁具に「えりやな類」を含むこととされているが、告示で定める網漁具には「えりやな類」は含まれない。

③ 定置網漁業（「大型定置漁業及び小型定置漁業」をいう。以下同じ。）

の操業中のひげ鯨等の混獲については、

ア 定置網漁業ではひげ鯨等を意図して捕獲することはないこと

イ 漁具、漁獲物の損害が大きいこと

ウ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと

などから、資源の有効利用を図ることとし、後述する報告の義務、DNA分析の義務を付した上で、例外的に捕獲禁止の適用が除外されたものである。

これは、意図せずに混獲した鯨の処理の困難性、我が国における鯨類の利用に対する歴史的な背景などを踏まえ、資源の有効利用の考え方をとることとしたものであり、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等を積極的に利用すべきとするものではなく、混獲の状況や当該ひげ鯨等の状態などから解放することが適切であると考えられるような場合における従来の解放の努力に影響を与えるものではない。

また、せみ鯨については、科学的データの集積が急務であることから、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）第7条第1項に基づき農林水産大臣が指定する指定鯨類科学調査法人（以下「指定鯨類科学調査法人」という。）である一般財団法人日本鯨類研究所の助言を求めるなど、その資源特性を踏まえた、適切な運用が行われるよう関係者へ指導願いたい。

なお、省令第94条に規定されたひげ鯨については、省令別表第13に掲げる禁止区域での採捕が禁止されているが、省令第91条第1項ただし書の規定と同等の捕獲禁止に係る適用除外規定は措置されておらず、別途、水産庁増殖推進部長が定める「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について」に基づく対応が必要となることから、その取扱いについては十分に留意願いたい。

④ 農林水産大臣が別に定めて告示する座礁し、又は漂着したひげ鯨等（以下「農林水産大臣が告示するひげ鯨等」という。）が次のアからエのとおり定められた（平成16年10月12日農林水産省告示第1834号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定めて告示するひげ鯨等を定める件））。

ア 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの

イ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの

ウ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの

エ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して 48 時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

「座礁し、又は漂着した」とは、生死にかかわらず、ひげ鯨等が浅瀬等に乗上げ、又は打ち上げられるなど自力遊泳できない状態のものをいう。

「浅瀬等」とは、浅瀬、護岸、砂浜その他のひげ鯨等が座礁し、又は漂着した場合に当該ひげ鯨等が自ら移動することが困難な場所をいう。

「当該浅瀬等からの移動」とは、ひげ鯨等が座礁し、又は漂着した浅瀬等から離脱し、自らの力で移動する行為をいう。したがって、座礁し、又は漂着したひげ鯨等が浅瀬等で波の力等により移動することはこれにあたらぬ。

また、48 時間の起算点は第一発見者がひげ鯨等が座礁し、又は漂着していることを発見したときとし、一旦座礁し、又は漂着したひげ鯨等が当該浅瀬等から自力で移動したのち、再び座礁し、又は漂着したときは、48 時間の起算点は再び座礁し、又は漂着したときとする。

なお、一旦座礁し、又は漂着したひげ鯨等であっても移動した結果浅瀬等から離れ、漂流するに至ったひげ鯨等は、農林水産大臣が告示するひげ鯨等にあたらぬ。

このようなひげ鯨等の捕獲については、

ア 意図的な捕獲ではないこと

イ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと

などから、資源の有効利用を図ることとし、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様の義務を付した上で、例外的に捕獲禁止の適用を除外したものである。したがって、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様に、座礁や漂着の状況や当該ひげ鯨等の状態などから救出することが適切であると考えられるような場合における従来の救出の努力に影響を与えるものではない。

また、せみ鯨については、科学的データの集積が急務であることから、指定鯨類科学調査法人である一般財団法人日本鯨類研究所の助言を求めるなど、その資源特性を踏まえた、適切な運用が行われるよう関係者へ指導願いたい。

なお、省令第 94 条に規定されたひげ鯨については、省令別表第 13 に掲げる禁止区域での採捕が禁止されているが、省令第 91 条第 1 項ただし書の規定と同等の捕獲禁止に係る適用除外規定は措置されておらず、別途、水産庁増殖推進部長が定める「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について」に基づく対応が必要となることから、その取扱いについては十分に留意願いたい。

- ⑤ 省令第 91 条第 1 項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、2 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（省令第 117 条第 1 項第 1 号）。

(2) 捕獲の報告（省令第 91 条第 2 項関係）

- ① 定置網漁業によりひげ鯨等を混獲した者及び農林水産大臣が告示するひげ鯨等を捕獲した者（以下「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、省令第 91 条第 2 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

なお、ひげ鯨等を利用しない場合（生きていたものを海に戻す場合及び埋却、焼却等により処分する場合）においても、報告しなければならない。

- ② 報告は、当該定置網漁業の免許又は許可を受けた者（団体又は法人の場合にあつては、その代表者）又は農林水産大臣が告示するひげ鯨等を捕獲した者が、別記 1 によりひげ鯨等を捕獲した日から 3 日以内に、当該ひげ鯨等を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して、遅滞なく報告しなければならない。

(3) 販売等の禁止（省令第 91 条第 3 項関係）

- ① 定置網漁業により混獲されたひげ鯨等及び農林水産大臣が告示するひげ鯨等であつて所定の手続を経たもの以外のものは、販売又は販売の目的をもった所持若しくは加工が禁止されているので、ひげ鯨等を取り扱う流通業者、加工業者等に対して販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し、若しくは漂着したものであることを明確にするよう関係者へ指導願いたい。

- ② 省令第 91 条第 3 項の規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する（省令第 118 条）。

2 捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限

(1) 処理の場所（省令第 92 条第 1 項関係）

省令第 92 条第 1 項に規定された「水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所」とは、希釈されない血液、油、内臓等が放置されない、又は漏れないような区画がある場所若しくはそのような処理設備・施設等が設置されている場所をいう。全ての卸売市場がこれに該当するわけではない。

また、いわゆる荷捌所でも有害な物が遺棄され、漏せつするおそれがないければ、その場所で処理を行っても差し支えない。

なお、埋却・焼却等の処分を行う場合にあつても、埋却・焼却等の処分に伴って解体や細割を行うときは、有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所で行わなければならない。

(2) DNA の分析（省令第 92 条第 2 項関係）

- ① ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売せずに食用や試験研究等

に利用する場合であっても、省令第 92 条第 2 項に規定された DNA 分析は行わなければならない。

なお、当該ひげ鯨等を利用しない場合（生きているものを海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却、焼却等により処分する場合）においても、鯨類資源の科学的知見を蓄積する等のため、可能な限り DNA 分析を行うものとする。

- ② DNA 分析による個体識別は、技術的な習熟度が判定結果に影響を与える可能性も考えられ、標準標本による分析技術の統一、精度向上と信頼性の確保のため、専門の分析機関で行うことが適当である。したがって、特定の分析機関を指定するものではないが、現在のところ、これを満たす分析機関は指定鯨類科学調査法人である一般財団法人日本鯨類研究所であると考えられ、当面は、ひげ鯨等を捕獲した者は、当該研究所に分析を依頼することが適当である。

### (3) 処理状況の報告（省令第 92 条第 3 項関係）

- ① ひげ鯨等を捕獲した者は、個体識別のための DNA 分析を行ったときは、当該ひげ鯨等の処理状況を「ひげ鯨等の処理状況報告書の様式を定める件」（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2239 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 92 条第 3 項の農林水産大臣が定める捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書の様式を定める件））で定める様式（別記 2）により、当該ひげ鯨等を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して報告しなければならない。
- ② この報告は、ひげ鯨等を捕獲した者が、DNA 分析を依頼した分析機関から分析結果の通知があった後、当該分析結果を記載した上、報告することとなる。

### (4) 販売等の禁止（省令第 92 条第 4 項関係）

- ① DNA 分析は、分析機関に依頼して行うものであるから、当該分析機関に依頼（分析試料を送付）した時点で DNA 分析を行ったこととして処理して差し支えない。この場合、分析機関への分析依頼（分析試料の送付）の事実を証するに足る書類を備えておく必要がある。
- ② DNA 分析を行っていないひげ鯨等については、流通業者、加工業者等その事実を知りつつ譲り受けた者に対しても販売等の禁止が適用される。このため、DNA 分析を行ったひげ鯨等の販売に当たっては、買受人たる流通業者、加工業者等に対して、販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し、若しくは漂着したものであり、かつ、DNA 分析を行っていることを明確にするよう関係者へ指導願いたい。
- ③ 省令第 92 条第 4 項の規定において読み替えて準用する省令第 91 条第 3 項の規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する（省令第 118 条）。

3 漂流し、若しくは港内・湾内等に迷い込んでいるひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等の取扱いについて（省令第91条第1項関係）

(1) 漂流し、若しくは港内・湾内等に迷い込んでいるひげ鯨等（以下「漂流等しているひげ鯨等」という。）を発見した場合又は定置網漁業以外の漁業でひげ鯨等が混獲された場合には、捕獲が禁止されていることから、生きているものは速やかに海に戻すほか、埋却又は焼却する等適切に取り扱わなければならない。この場合は、別記3により、発見又は捕獲した日から10日以内に当該ひげ鯨等が発見又は捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して当該ひげ鯨等の処理についての事実を農林水産大臣に報告するよう関係者へ指導願いたい。

(2) 漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等について（1）の処理を行った個体の一部を試験研究等の学術目的（社会教育目的のための展示用標本を含む。）に利用又は所持しようとする場合には、死亡している個体に限り、学術目的として利用又は所持しようとする者による別記5の届出をする場合にのみ所持することができることとして取り扱うものとする。この場合においても、可能な限りDNA分析を行うものとする。

なお、届出に基づく個体を譲渡（販売を除く。）しようとする場合には、事前にその旨を農林水産大臣まで連絡するよう併せて関係者を指導願いたい。

また、（1）の処理を行わないものについて、試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第34条の規定による農林水産大臣の許可（省令第91条の規定の適用除外）を得た場合のみ利用又は所持することができるので念のため申し添える。

(3) 漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等のうち、省令第94条に規定されたひげ鯨については、別途、水産庁増殖推進部長が定める「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について」に基づく対応が必要となる。

また、漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等のうち、省令第94条に規定されたひげ鯨を試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、規則第34条の規定による農林水産大臣の許可（省令第94条の規定の適用除外）を得る必要がある。

なお、漂流等しているひげ鯨等のうち、省令第94条に規定されたひげ鯨を発見した者又は定置網漁業以外の漁業で省令第94条に規定されたひげ鯨を混獲した者は、上記の報告又は許可により、（1）又は（2）の報告若しくは届出の義務を履行したものとみなす。

### 第3 歯鯨の捕獲等の制限

#### 1 歯鯨の捕獲の禁止（省令第93条関係）

##### (1) 捕獲の禁止

省令第93条にいう「歯鯨（まっこう鯨を除く。（中略））の捕獲」とは、  
ア 歯鯨を捕る行為（歯鯨を捕る目的で、もりを撃つ（投げる）、網を巻く、網を入れる、追い込む等の行為）  
イ 自然の状態にある歯鯨を占有すること（歯鯨の船内保持、船体への縛り付け、曳航、拾得等）  
ウ 歯鯨が捕食する魚類を漁獲の対象とする沿岸漁業等において、当該歯鯨の捕食により当該漁業の漁獲量に与える影響が顕著な場合等に対処するため、当該歯鯨を殺し、駆除する行為をいうものとする。

(2) 試験研究等を目的とした歯鯨の捕獲について

農林水産大臣の許可を受けた基地式捕鯨業又は歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ぼんどういるか）、まだらいるか（あらしいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）を捕ることを目的とする漁業についての法第57条第1項又は第119条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合（以下「いるか漁業」という。）以外で、試験研究等その他特別の事由で歯鯨を捕獲しようとするときは、規則第34条の規定に基づき農林水産大臣の許可（省令第93条の規定の適用除外）を受ける必要がある。

(3) 省令第93条の規定に違反して歯鯨を捕獲した者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（省令第117条第1項第1号）。

2 都道府県知事が行ういるか漁業の許可について

いるか漁業を許可する都道府県においては、別途、水産庁資源管理部長が定める「小型鯨類資源管理方針」に基づき、毎年、設定する都道府県・漁業種類・鯨種別捕獲枠を越えない範囲内での捕獲が行われるよう、許可に当たって許可の条件（法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項）を付加し、随時捕獲頭数を把握する体制を確保する措置、捕獲枠に達する場合の操業の停止の措置などの適切な措置をとることが必要である。

毎年の漁期終了後、いるか漁業の許可又は操業の隻数、捕獲の実績等の状況についてとりまとめの上、水産庁資源管理部長まで報告願いたい。

3 混獲され、座礁、漂着又は漂流した歯鯨（以下「混獲され又は座礁等した歯鯨」という。）の取扱いについて

(1) 混獲され又は座礁等した歯鯨を発見した場合は、捕獲が禁止されていることから、生きているものは速やかに海に戻すよう関係者へ指導願いたい。

(2) 混獲され又は座礁等した歯鯨のうち死んでいるものについては、埋却し、焼却する等適切に取り扱わなければならない、食用に供することのないよう関

係者へ指導願いたい。

(3) 混獲され又は座礁等した歯鯨を発見し(1)又は(2)の処理を行った場合は、別記4により、速やかに当該歯鯨の処理について、当該歯鯨を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して、水産庁資源管理部長に報告するよう関係者へ指導願いたい。

(4) 混獲され又は座礁等した歯鯨について、個体の一部又は全部を試験研究等の学術目的(社会教育目的のための展示用標本を含む。)に利用しようとする場合には、死亡している個体に限り、(3)による報告とともに学術目的として利用又は所持しようとする者による別記5の届出をする場合に利用又は所持することができることとして取り扱うものとする。

なお、届出に基づく個体を譲渡(販売を除く。)しようとする場合には、事前にその旨を水産庁資源管理部長まで連絡するよう併せて関係者へ指導願いたい。

(5) 混獲され又は座礁等した歯鯨のうち生きているもの(治療等を目的とした一時収容後に回復したものを含む。)を、試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、規則第34条の規定に基づく農林水産大臣の許可(省令第93条の規定の適用除外)を得て利用又は所持することができる。

(6) 混獲され又は座礁等した歯鯨のうち、省令第94条に規定された歯鯨については、別途、水産庁増殖推進部長が定める「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について」に基づく対応が必要となる。

また、混獲され又は座礁等した歯鯨のうち、省令第94条に規定された歯鯨を試験研究等の学術目的に利用しようとするとき又は治療等を目的とした一時収容を行うときは、規則第34条の規定による農林水産大臣の許可(省令第94条の規定の適用除外)を得る必要がある。

なお、混獲され又は座礁等した歯鯨等のうち、省令第94条に規定された歯鯨を発見した者は、上記の報告又は許可により、(3)、(4)又は(5)の報告若しくは届出の義務を履行したものとみなす。

#### 第4 その他

##### 1 座礁等した鯨類への対処法について

(1) 座礁等した鯨類の処理を行う際には、「鯨類座礁対処マニュアル」(水産庁)を参考とされたい。

(2) マスストランディング(多数の個体が同時に海岸に座礁しているものをいう。)の場合にあつては、水族館、関係研究所等に効果的な対応方法などの協力を求めるなど適切な処理が行われるよう関係者へ指導願いたい。

(3) 鯨類の座礁等については、その原因が不明であり、病原菌に感染していることも考えられるので、保健衛生上の観点からその取扱いに注意を払うよう関係者へ指導願いたい。

## 2 鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査について

鯨類の捕獲、混獲、座礁等については、年間（1月1日から12月末日までの間）の実態を調査・取りまとめの上、別記6により翌年2月末日までに水産庁資源管理部長まで報告願いたい。

別記1（省令第91条第2項の規定による報告：第2の1の（2）の②関係）

ひげ鯨等の捕獲報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、ひげ鯨等を混獲したので報告します。

記

- 1 捕獲の日時及び場所
- 2 鯨の種類
- 3 定置網漁業の種類及び免許番号又は許可番号  
（ひげ鯨等を定置網漁業により混獲した場合に限る。）
- 4 処理を開始した日時及び場所
- 5 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長
- 6 その他参考事項
  - （1）捕獲の記録
  - （2）鯨発見時の状況
  - （3）鯨の処理の区分
  - （4）DNA分析依頼状況

別記2（省令第92条第3項の規定による報告：第2の2の（3）の①関係）

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">報告年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>							報告年月日	年 月 日
報告年月日								
年 月 日								
<p>捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p>								
1. 捕獲の日時	年 月 日							
2. 捕獲の場所								
3. 漁業の種類								
4. 免許番号又は許可番号								
5. 捕獲した鯨の種類								
6. 処理を開始した年月日	年 月 日							
7. 処理の場所								
8. 体長等	体長	. m	性別	雄・雌	乳分泌の有無	有・無		
	(胎児があつた場合)胎児の性別			雄・雌	胎児の体長	cm		
9. DNA分析の実施状況								
分析（試料送付）年月日	年 月 日							
分析機関名								
解析の結果								

別記3（漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲したひげ鯨等の  
報告：第2の3の（1）関係）

ひげ鯨等の漂流等又は定置網漁業以外の漁業での混獲に関する報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 漂流等又は混獲の日時及び場所
- 2 （漂流等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所  
（混獲の場合）混獲した漁業の種類及び許可番号等
- 3 鯨の種類、体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の具体的内容
- 6 その他参考事項  
（DNA分析の状況、生物試料採取状況、標本作成、関係機関等）

別記4（混獲又は座礁等した歯鯨の報告：第3の3の（3）関係）

歯鯨の混獲又は座礁等に関する報告書

年 月 日

水産庁資源管理部長 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 混獲又は座礁の日時及び場所
- 2 （混獲の場合）混獲した漁業の種類及び許可番号等  
（座礁等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所
- 3 鯨の種類及び体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の具体的内容
- 6 その他参考事項  
（生物試料採取状況、標本作成、関係機関等）

別記5（漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲したひげ鯨等及び混獲又は座礁等した歯鯨の学術目的所持の届出書：第2の3の（2）及び第3の3の（4）関係：ひげ鯨等、歯鯨共通）

学術目的所持の届出書

年 月 日

農林水産大臣（歯鯨の場合は：水産庁資源管理部長宛て） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 ひげ鯨等の漂流等若しくは混獲又は歯鯨の混獲若しくは座礁等の日時及び場所
- 2 （漂流等又は座礁等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所  
（混獲の場合）混獲した漁業の種類、許可番号等
- 3 鯨の種類、体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の状況
- 6 学術目的の内容
- 7 所持の内容
- 8 その他参考事項  
（DNA分析の状況、生物調査試料採取状況、標本作成、関係した機関等）



※ 作成上の留意点

- 1 鯨種欄に記載のない鯨種の場合は、空欄に適宜鯨種名を記載する。
- 2 混獲には、捕獲せず放流（放出）したものも計上する。（我が国排他的経済水域等以外での混獲は除く。）
- 3 「座礁・漂着」は、生死にかかわらず、海岸等に乗上げ又は打ち上げられるなど自力遊泳できない状態のものをいう。
- 4 「漂流・迷入その他」欄は、港内等通常の生息域でない場所を遊泳している場合その他の場合で、何らかの対処を行ったものについて記載する。
- 5 捕獲等の合計数値と処理等の合計数値は一致させること。

付録 3 (5)

漁業法施行規則 (抄)  
(昭和 25 年農林省令第 16 号)

(試験研究等の場合の適用除外)

第三十四条 漁業法 (以下「法」という。) に基づく農林水産省令の規定であつて水産動植物の種類、大きさ若しくは数量、水産動植物の採捕若しくは養殖の期間若しくは区域、使用する漁具若しくは漁法又は水産動植物 (その製品を含む。) の処理若しくは販売についての制限又は禁止に関するものは、試験研究その他特別の事由により農林水産大臣の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領

漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第34条においては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に基づく農林水産省令の規定であつて法第119条第2項各号に掲げる制限又は禁止は、試験研究、教育実習その他特別の事由により農林水産大臣の許可（以下「適用除外の許可」という。）を受けた者が行う当該試験研究等（以下単に「試験研究等」という。）については、適用しないこととされた。

この事務処理要領は、適用除外の許可の審査基準、申請手続等に関し必要な事項を定めるものである。

第1 適用除外の許可事由

適用除外の許可事由について、規則第34条に該当するその他特別の事由としては、漁業調整上の理由により一時的に制限又は禁止を解除する場合及び混獲又は座礁した鯨類等の治療を目的として保護するための一時的な収容（以下「一時収容」という。）に当たる場合とする。

第2 適用除外の許可の申請ができる者

1 適用除外の許可の申請（2に定める適用除外の許可の申請を除く。）は、次の①から⑥までに掲げる者に限るものとする。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- ③ 独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成20年3月24日付け19水管第2893号水産庁長官通知）の第2の(1)の要件を満たす場合に限る。）
- ⑤ 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- ⑥ その他農林水産大臣が適当と認める者

2 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第88条、第91条、第93条又は第94条に係る制限又は禁止の適用除外の許可の申請は、1①から⑥までに掲げる者に加え、次の①から③までに掲げる者に限るものとする。

- ① 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ③ 特定非営利活動法人

### 第3 適用除外の許可の申請

適用除外の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、船舶を使用する場合にあっては船舶ごとに、それ以外の場合にあっては当該試験研究等ごとに、別記様式第1号の試験研究等に関する申請書に、次の1から5までに掲げる書類を添え、提出しなければならない。ただし、許可又は不許可の判断に必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

- 1 試験研究等に係る計画書
- 2 申請者が第4の1(3)又は2(2)を誓約する書面
- 3 船舶を使用する場合にあっては、漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
- 4 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
- 5 その他適用除外の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

### 第4 適用除外の許可の申請の審査基準

1 第2の1の適用除外の許可の申請は、次の(1)から(3)までの全てを満たす場合に許可をするものとする。

- (1) 試験研究等の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
- (2) 試験研究等の目的及び計画の内容が、水産資源の保存及び管理並びに漁場の使用に関する紛争の防止の観点において支障がないと認められること。
- (3) 申請者が、次の①から④までに掲げる者に該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

2 第2の2の適用除外の許可の申請は、次の(1)及び(2)を満たす場合に許可をするものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ① 許可省令第88条に規定する水産動植物若しくは許可省令第94条に規定する鯨（以下「保護対象水産動植物」という。）の個体（混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは漂流しているものであって、既に死亡しているものに限る。）を用いる試験研究であって、その目的が必要かつ妥当と認められること。
- ② 保護対象水産動植物の一時収容であって、次のアからウまでの全てを満たすこと。

ア 当該個体が偶発的に混獲され、又は当該個体が座礁し、漂着し、若しくは迷入したものであること。

イ 当該個体の治療又は回復を目的とし、当該個体の治療又は回復の後に放流する計画を有していること。

ウ 当該個体の治療又は回復のために必要な施設及び技術を有していること。

- ③ 保護対象水産動植物、許可省令第91条に規定するひげ鯨及びまっこう鯨（以下「ひげ鯨等」という。）又は許可省令第93条に規定する歯鯨（以下単に「歯鯨」という。）の個体を用いる試験研究であって、採捕した個体に形態の計測、個体識別標識の装着、生体組織の採取等所要の調査行為を行った後に放流するものにあつては、次のアからエまでの全てを満たすこと。

ア 当該試験研究の目的が、採捕する水産動植物の種の保存又は将来的な持続的利用に資するものであること。

イ 採捕した個体の健康に可能な限り悪影響を与えないようにするための実施可能な措置が講じられ、当該試験研究の実施の後（個体識別標識を装着している状態を含む。）に放流する計画を有していること。

ウ 当該試験研究を行うために必要な施設、設備及び技術を有していること。

エ 国際機関の決議等に基づいた措置が講じられること。

- ④ 保護対象水産動植物、ひげ鯨等又は歯鯨の個体を用いる試験研究等（①から③までに定めるものを除く。）であつて、次のアからカまでの全てを満たすこと。ただし、当該個体が特殊な形態を有する等学術上極めて貴重な標本であると認められる場合又は当該個体の生息水域等の特殊性により当該個体を用いなければ当該試験研究の目的が達成できない場合には、次のアからエまでの全てを満たすこと。

ア 当該試験研究の目的が、採捕する水産動植物の種の保存又は将来的な持続的利用（増殖を含む。）に資するものであること。

イ 当該試験研究の目的が、採捕又は所持を伴わなければ達成できないものであり、致命的な手法又は当該個体の自然から隔離された人工的環境での飼養の手法による場合にあつては、これらの手法以外の手法では目的が達成できないものであること。

ウ 採捕又は所持しようとする個体数が、当該水産動植物の種の存続を脅かすものでないと認められる範囲内であること。

エ 当該試験研究を行うために必要な施設、設備及び技術を有していること。

オ 当該試験研究が、混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは迷入した個体を用いるものでないこと。

カ 採捕しようとする水産動植物が、許可省令第93条に規定する漁業により捕獲の対象となる種でないこと。

- (2) 申請者が、1(3)の①から④までに掲げる者に該当しないこと。

## 第5 適用除外の許可の有効期間

適用除外の許可をする場合において、1年を上限として、当該許可の有効期間を定めるものとする。ただし、第4の2(1)①の試験研究の場合の適用除外の許可にあつては、この限りでない。

## 第6 適用除外の許可の条件

適用除外の許可をするに当たり、次の1から3まで（第4の2(1)①にあつては、1及び2）に掲げる事項のほか必要な条件を付けるものとする。

- 1 適用除外の許可を受けた者は、当該許可に基づく試験研究等を行うときは、第7の1の許可指令書を携帯し、漁業監督官又は漁業監督吏員から要求があるときはこれを提示すること。
- 2 適用除外の許可を受けた者は、船舶を使用する場合にあつては、別記様式第2号の旗流を掲揚すること。
- 3 適用除外の許可を受けた者は、試験研究等の終了後、当該試験研究等の結果について、速やかに農林水産大臣に報告すること。

## 第7 許可指令書の交付

- 1 適用除外の許可をしたときは、当該適用除外の許可を受けた者に対して許可指令書を交付するものとする。この際、当該許可指令書には、第6の条件を記載することとする。
- 2 適用除外の許可を受けた者は、許可指令証を亡失し、又は滅失したときは、速やかに、農林水産大臣に対して、理由を付して農林水産大臣に許可指令書の再交付を申請しなければならない。
- 3 適用除外の許可を受けた者は、許可指令書の記載内容を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

## 第8 適用除外の許可の取消し

- 1 適用除外の許可を受けた者が次の(1)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことし、(2)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことができるものとする。
  - (1) 第4の1(3)又は2(2)のいずれかを満たさなくなった場合
  - (2) 当該許可に係る条件又は漁業関係法令若しくは漁業関係法令に基づく処分に違反した場合
- 2 1に定める場合においては、あらかじめ行政手続法（平成5年法律第88号）及び農林水産省聴聞手続規則（平成6年農林水産省令第62号）の規定に基づき聴聞を行うものとする。

## 第9 標準的な事務処理期間

適用除外の許可に係る事務の標準的な事務処理期間は、30日とする。

### 附 則

- 1 この処理基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 漁業法第65条に基く省令による制限、禁止の規定を適用しない行為の件（昭和25年8

月15日付け25水漁第3645号水産庁長官通知) 及び水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令の制定について(平成5年4月1日付け5水研第209号水産庁長官通知)は、廃止する。

別記様式第1号

試験研究等に関する申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により、試験研究等の場合の適用除外の許可を受けたいので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第34条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする規定
- 3 試験研究等の内容
  - (1) 名称
  - (2) 漁具・漁法（又は採捕の方法）
  - (3) 主たる対象種
  - (4) 根拠地及び陸揚港（又は収容・保管場所）
  - (5) 操業区域（又は採捕の区域）
  - (6) 操業期間（又は採捕の期間）
- 4 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船名
  - (3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
  - (4) 船質
  - (5) 船舶総トン数
  - (6) 電波機器等の有無及びその種類
- 5 資料整備の方法
- 6 実績があるときは、その概要及び結果
- 7 収支の見込み
- 8 その他参考となる事項

(備考)

- 1 「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」（令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知。以下「事務処理要領」という。）第3の規定に基づき、申請書には次の(1)から(5)までに掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 試験研究等に係る計画書
  - (2) 申請者が事務処理要領第4の1(3)又は2(2)を誓約する書面
  - (3) 船舶を使用する場合にあっては、漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
  - (4) 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
  - (5) その他適用除外の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類
- 2 1(2)の書面は、別紙を参考に作成する。
- 3 船舶を使用しない試験研究等の場合の適用除外の許可の申請については、「4 使用する船舶」の欄並びに1(3)及び(4)の書類の添付を省略するものとする。
- 4 事務処理要領第4の2に掲げる許可の申請については、「7 収支の見込み」の欄を省略するものとする。
- 5 試験研究等を行うに当たり、「試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い」（令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知。以下「取扱通知」という。）に基づき、「非営利の確認」を受ける必要がある場合には、申請書に「併せて、「非営利の確認」を受けたいので、関係書類を添えて申請します。」と記載することにより、取扱通知に基づく「非営利の確認」の申請を兼ねることとする。この場合、「非営利の確認」を行うに当たっては、取扱通知に基づき審査するものとする。

(別紙)

宣誓書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

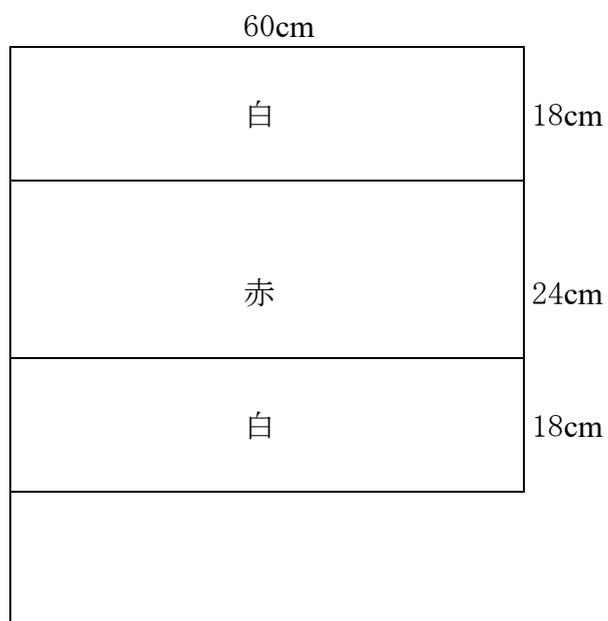
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

別記様式第 2 号



### 付録3（7）

「保護対象水産動植物の取扱い及び保護水面制度の運用等に関する基本的な事項について」

（令和2年12月1日付け2水推第1177号水産庁増殖推進部長通知）

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第88条に規定する水産動植物及び許可省令第94条に規定する鯨（以下「保護対象水産動植物」という。）の取扱い、保護水面制度の運用等について、下記の基本的な事項を御了知の上、関係漁業者等への指導につきよろしく願います。

#### 記

#### 第1 保護対象水産動植物の採捕行為等の禁止措置の経緯及び本通知の趣旨

##### 1. 平成5年の水産資源保護法施行規則の改正等の経緯

近年の世界的な環境問題への関心の高まりの下で、野生生物の保存に関する関心が高まっている。このような状況を背景にして、漁業についても、野生水産動植物の保護について積極的な対応が求められている。

水産庁においては、野生水産動植物の保護に当たっての基本的な姿勢を示すものとして、平成5年に、野生水産動植物の保護に関する基本方針（平成5年農林水産省告示第293号。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「水資法施行規則」という。）を改正し、水資法施行規則第1条第1項において、ひめうみがめ（その卵を含む。）、おさがめ（その卵を含む。）、しろながす鯨、ほっきょく鯨、こく鯨、すなめり及びじゅごんの7種について、試験研究その他特別の事由により農林水産大臣が許可した場合を除き、原則として採捕を禁止するとともに、同条第2項において同条第1項の規定に違反して採捕された水産動植物の所持販売が禁止された。

##### 2. 平成30年の漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う対応

(1) 今般、平成30年に成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項第1号から第3号までに規定されていた水産動植物の採捕に関する制限又は禁止の規定は、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第1項及び第2項第1号から第3号までに措置された。

(2) また、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和2年農林水産省令第49号）第2条の規定により、水資法施行規則第1条の規定が廃止され同条に規定する水産動植物の採捕の禁止等の規定が、許可省令第88条及び第94条に移行するとともに、水資法施行規則第1条第1項ただし書の試験研究その他の特別の事由による農林水産大臣の許可については、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第34条の試験研究、教育実習その他特別の事由による農林水産大臣の許可（以下「適用除外の許可」という。）とされ、適用除外の許可を受けた者が行う採捕等に対しては、漁業法第119条第2項各号に掲げる制限又は禁止に関する農林水産省令の規定が適用されないこととされた。

(3) 今般、漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領（令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知。以下「事務処理要領」という。）が制定された。

(4) 本通知は、事務処理要領に規定された保護対象水産動植物の適用除外の許可

の取扱い等の細則を定めるものである。特に、過去3年間において、水資法施行規則第1条第1項ただし書の規定に基づき、当該7種について試験研究その他特別の事由による許可申請を行い農林水産大臣の許可を受けた者に対する指導・周知についてご配慮願いたい。

3. なお、漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和2年農林水産省告示第2226号）により、基本方針が廃止されたところであるが、基本方針に規定する水産資源保護法に基づく保護水面制度の運用等に関する基本的な事項についても本通知に定めることとしたので、御了知の上、関係者へ周知ありたい。

## 第2 保護対象水産動植物の選定について

保護対象水産動植物の選定については、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約（通称、ワシントン条約）附属書I掲載種（絶滅のおそれのある種）であり、かつ我が国が留保を行っていないもののうち、資源状況からみて早急に保存対策を講ずる必要があると判断された種であり、許可省令第88条及び第94条の規定に基づき原則として採捕等の禁止措置を講じるものである。なお、今後の保護対象水産動植物の選定については、必要な情報及びデータを収集して資源状況を評価した上で、適宜、その見直しを図って行く。

## 第3 許可省令の内容等

### 1. 採捕の原則禁止（許可省令第88条第1項及び第94条第1項関係）

保護対象水産動植物については、試験研究等の場合の適用除外の許可申請を行い農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、許可省令別表第12及び別表第13の禁止区域において採捕を行ってはならないものとされている。

### 2. 所持又は販売の禁止（許可省令第88条第2項及び第94条第2項関係）

- (1) 許可省令第88条第1項及び第94条第1項の規定に違反して採捕された保護対象水産動植物は、所持し、又は販売してはならないものとされている。
- (2) 適用除外の許可により採捕された保護対象水産動植物（派生物を含む。以下同じ。）を販売又は譲渡しようとする場合には、当該保護対象水産動植物の個体の採捕に係る農林水産大臣の許可証の写しを当該保護対象水産動植物の個体に添付するものとする。

### 3. 罰則（許可省令第117条関係）

許可省令第88条及び第94条の規定に違反した者は、許可省令第117条第1項第1号の規定により、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。

また、許可省令第120条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同様の罰金刑を科するとされている。

## 第4 保護対象水産動植物を発見又は採捕した場合の取扱いについて

1. 混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは迷入した保護対象水産動植物のうち、生きているものを発見した場合には、事務処理要領第3の規定に基づき適用除外の許可申請を行う場合を除き、速やかに海に戻す。
2. 混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは漂流している保護対象水産動植物の

うち、死んでいるものを発見した場合には、事務処理要領第3の規定に基づき適用除外の許可申請を行う場合を除き、埋設、焼却その他適切な措置を行う。

3. また、1又は2の措置を行った場合には、別紙1の保護対象水産動植物を発見又は採捕した場合の報告について（以下「報告様式」という。）により、速やかに関係都道府県知事を経由して水産庁増殖推進部長に報告する。

4. なお、事務処理要領に基づく適用除外の許可を受けた者が、当該許可を受けた有効期間において保護対象水産動植物を採捕した場合についても、採捕の都度、3と同様に別紙1の報告様式により報告する。

#### 第5 適用除外の許可に係る許可申請書の記載方法及び添付資料等について

事務処理要領第3の規定において適用除外の許可の申請に係る手続及び申請書の様式（事務処理要領別記様式第1号）を規定したところであるが、適用除外の許可の申請に当たり、申請書の記載方法等について、以下の点に留意されたい。

1. 混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは漂流している死亡した個体を用いる試験研究（事務処理要領第4の2(1)①関係）

(1)申請書の記載事項について

ア (1 目的)

- ・「死亡した個体を用いる試験研究」と記載。

(注) 具体的な試験研究の目的及び概要等については、別紙2の試験研究等に係る計画書の標準様式（以下「計画書」という。）において記載。

イ (2 適用除外の許可を必要とする規定)

- ・ひめうみがめ、おさがめ及びじゅごんにあつては、「許可省令第88条」と記載。
- ・しろながす鯨、ほつきよく鯨、こく鯨及びすなめりにあつては、「許可省令第94条」と記載。

ウ (3(1) 名称)

- ・試験研究の名称を記載。

エ (3(2) 漁具・漁法（又は採捕の方法）)

- ・申請書の様式に規定する「漁具・漁法」を「採捕の方法」に書き換え、申請に係る個体の採捕の状況を記載。
- ・予定の場合には、可能性のある採捕の状況を全て記載。

オ (3(3) 主たる対象種)

- ・対象となる保護対象水産動植物を記載（海亀類については、その卵を採捕する場合には、その旨も記載。）。
- ・括弧書きで頭数を必ず記載（海亀類については、その卵の個数を含む。）。
- ・他の水産動植物の採捕を主たる目的とした試験研究にあつては、当該水産動植物の種名を併せて記載。

カ (3(4) 根拠地及び陸揚港（又は収容・保管場所）)

- ・申請書の様式に規定する「根拠地及び陸揚港」を「収容・保管場所」に書き換え、次の表の項目内容を記載（予定を含む。保管・譲渡場所が複数予定される場合には、複数の保管等の場所を記載。）。

標本部位	標本数	保管・譲渡場所	保管・譲渡場所の住所

キ (3(5) 操業区域（又は採捕の区域）)

- ・申請書の様式に規定する「操業区域」を「採捕の区域」に書き換え、採捕の

- 場所又は区域を記載（予定を含む。ただし、採捕する可能性のある具体的な地域及び区域を記載すること。）。
- ク （3(6) 操業期間（又は採捕の期間））
- ・申請書の様式に規定する「操業期間」を「採捕の期間」に書き換え、採捕日又は採捕期間を記載（予定を含む。ただし、最長で申請日から1年間とする）。
- ケ （4 使用する船舶）
- ・船舶を使用しない場合には、記載を省略。
- コ （5 資料整備の方法）
- ・試験研究の結果の資料整備について記載。
- サ （6 実績があるときは、その概要及び結果）
- ・許可申請内容と同様の試験研究の実績があれば、その実績を記載（過去の許可年月日及び許可番号を含む。なお、複数の実績がある場合には、直近の実績のみで可。）。
- シ （7 収支の見込み）
- ・記載する必要なし。
- ス （8 その他参考となる事項）
- ・発見時の状況を記載（補足資料として、地図、写真等を添付。）。
  - ・個体の仕入先又は購入先を記載する（予定の場合には、可能性のある者を記載。）。
- （注）件数が多い場合は、別添のリストとして添付。
- ・その他必要に応じて試験研究に関して特記すべき事項を記載。
- (2) 適用除外の許可の申請に際して必要な添付資料について
- ・適用除外の許可の申請に際して、事務処理要領第3の1から5までに掲げる書類のうち、1及び2は必須であり、3から5までについては必要な場合に限って、添付するものとする。
  - ・事務処理要領第3の1に規定する試験研究等に係る計画書については、別紙2の計画書様式にしたがって作成するものとする（計画書には、最長で申請日から1年間の採捕計画を記載することができる。）。
  - ・混獲等により、保護対象水産動植物の個体を漁業者から仕入れる場合であって、当該漁業者等と許可申請者との間での当該保護対象水産動植物の引渡し等に係る取決め等がある場合には、当該取決め等に係る文書の写しを併せて添付するものとする（事前の提示が困難な場合には、採捕時又は採捕後における提出も可とする。）。

## 2. 一時収容（事務処理要領第4 2(1)②関係）

### (1) 申請書の記載事項について

#### ア （1 目的）

- ・「一時収容」と記載。

（注）具体的な試験研究の目的及び概要等については、別紙2の計画書様式にしたがって記載。

#### イ （2 適用除外の許可を必要とする規定）

- ・ひめうみがめ、おさがめ及びじゅごんにあつては、「許可省令第88条」と記載。
- ・しろながす鯨、ほっきょく鯨、こく鯨及びすなめりにあつては、「許可省令第94条」と記載。

#### ウ （3(1) 名称）

- ・治療等の保護の取組みの名称を記載。

#### エ （3(2) 漁具・漁法（又は採捕の方法））

- ・申請書の様式に規定する「漁具・漁法」を「採捕の方法」に書き換え、申請

- に係る個体の採捕の状況を記載。
- ・ 予定の場合には、可能性のある採捕の状況を全て記載。
- オ (3(3) 主たる対象種)
- ・ 対象となる保護対象水産動植物を記載する（海亀類については、その卵を採捕する場合には、その旨も記載。）。
  - ・ 括弧書きで頭数を必ず記載（海亀類については、その卵の個数を含む。）。
  - ・ 他の水産動植物の採捕を主たる目的とした一時収容にあつては、当該水産動植物の種名を併せて記載。
- カ (3(4) 根拠地及び陸揚港（又は収容・保管場所）)
- ・ 申請書の様式に規定する「根拠地及び陸揚港」を「収容・保管場所」に書き換え、治療又は回復を行うための収容施設名及び住所を記載。
- キ (3(5) 操業区域（又は採捕の区域）)
- ・ 申請書の様式に規定する「操業区域」を「採捕の区域」に書き換え、採捕の場所又は区域を記載（予定を含む。ただし、採捕する可能性のある具体的な地域及び区域を記載すること。）。
- ク (3(6) 操業期間（又は採捕の期間）)
- ・ 申請書の様式に規定する「操業期間」を「採捕の期間」に書き換え、採捕日又は採捕期間を記載（予定を含む。ただし、最長で申請日から1年間とする。）。
- ケ (4 使用する船舶)
- ・ 船舶を使用しない場合には、記載を省略。
- コ (5 資料整備の方法)
- ・ 一時収容の間の記録及び一時収容後の結果の資料整備等について記載。
- サ (6 実績があるときは、その概要及び結果)
- ・ 許可申請内容と同様の対象種の治療若しくは回復又は一時収容の実績があれば、その実績を記載（過去の許可年月日及び許可番号を含む。なお、複数の実績がある場合には、直近の実績のみで可。）。
- シ (7 収支の見込み)
- ・ 記載する必要なし。
- ス (8 その他参考となる事項)
- ・ 発見時の状況を記載（補足資料として、地図及び写真等を添付。）。
  - ・ 個体の仕入先又は購入先を記載する（予定の場合には、可能性のある者を記載。）。
- (注) 件数が多い場合には、別添のリストとして添付。
- ・ 採捕した個体の負傷又は疾病の状況を簡潔に記載（可能な場合には、獣医師の診断書等を提示すること。）。
  - ・ 採捕した個体の輸送方法を記載。
  - ・ その他、必要に応じて一時収容に関して特記すべき事項を記載。
- (2) 適用除外の許可の申請に際して必要な添付資料について
- ・ 適用除外の許可の申請に際して、事務処理要領第3の1から5までに掲げる書類のうち、1及び2は必須であり、3から5までについては必要な場合に限り添付するものとする。
  - ・ 事務処理要領第3の1の試験研究等に係る計画書については、別紙2の計画書様式にしたがって作成するものとする（計画書には、最長で申請日から1年間の採捕計画を記載することができる。）。
  - ・ なお、混獲等において、採捕者と許可申請者との間で当該保護対象水産動植物の引渡し等に係る取決めがある場合には、当該取決め等に係る文書の写しを併せて添付するものとする（事前の提示が困難な場合には、採捕時又は採捕後における提出も可とする。）。

3. 採捕した個体の形態の計測及び個別識別標識の装着等の調査行為後に放流する試験研究（事務処理要領第4の2(1)③関係）

(1) 申請書の記載事項について

ア (1) 目的

- ・「調査行為後に放流する試験研究」と記載。  
(注) 具体的な試験研究の目的及び概要等については、別紙2の計画書様式にしたがって記載。

イ (2) 適用除外の許可を必要とする規定

- ・ひめうみがめ、おさがめ及びじゅごんにあつては、「許可省令第88条」と記載。
- ・しろながす鯨、ほっきょく鯨、こく鯨及びすなめりにあつては、「許可省令第94条」と記載。

ウ (3(1) 名称)

- ・試験研究の名称を記載。

エ (3(2) 漁具・漁法（又は採捕の方法）)

- ・申請書の様式に規定する項目を、船舶を使用する場合にあつては「漁具・漁法」と、船舶を使用しない場合にあつては「採捕の方法」に書き換えて記載。
- ・「採捕の方法」にあつては、申請に係る個体の採捕の状況を記載。
- ・予定の場合には、可能性のある採捕の状況を全て記載。

オ (3(3) 主たる対象種)

- ・対象となる保護対象水産動植物を記載（海亀類については、その卵を採捕する場合には、その旨も記載。）。
- ・括弧書きで頭数を必ず記載（海亀類については、その卵の個数を含む。）。
- ・他の水産動植物の採捕を主たる目的とした試験研究にあつては、当該水産動植物の種名を併せて記載。

カ (3(4) 根拠地及び陸揚港（又は収容・保管場所）)

- ・申請書の様式に規定する項目を、船舶を使用する場合にあつては「根拠地及び陸揚港並びに収容・保管場所」と、船舶を使用しない場合にあつては「収容・保管場所」に書き換えて記載。
- ・「収容・保管場所」として、次の表の項目内容を記載（予定を含む。保管・譲渡場所が複数予定される場合には、複数の保管等の場所を記載。ただし、収容・保管をしない場合には、記載を省略できる。）。

標本部位	標本数	保管・譲渡場所	保管・譲渡場所の住所

キ (3(5) 操業区域（又は採捕の区域）)

- ・申請書の様式に規定する「操業区域」を、「採捕の区域」に書き換え、採捕の場所又は区域を記載（予定を含む。ただし、採捕する可能性のある具体的な地域及び区域を記載すること。）。

ク (3(6) 操業期間（又は採捕の期間）)

- ・申請書の様式に規定する「操業期間」を、「採捕の期間」に書き換え、採捕日又は採捕期間を記載（予定を含む。ただし、最長で申請日から1年間とする。）。

ケ (4) 使用する船舶

- ・船舶を使用しない場合には、記載を省略。

コ (5) 資料整備の方法

- ・試験研究の間の記録及び試験研究後の結果の資料整備等について記載。

サ (6) 実績があるときは、その概要及び結果

- ・許可申請内容と同様の試験研究の実績があれば、その実績を記載（過去の許

可年月日及び許可番号を含む。なお、複数の実績がある場合には、直近の実績のみで可。)

シ (7 収支の見込み)

- ・記載する必要なし。

ス (8 その他参考となる事項)

- ・発見時の状況を記載(補足資料として、地図、写真等を添付。)
- ・個体の仕入れ先は購入先を記載する(予定の場合には、可能性のある者を記載。)

(注) 件数が多い場合には、別添のリストとして添付。

- ・その他、必要に応じて試験研究に関して特記すべき事項を記載。

(2) 適用除外の許可の申請に際して必要な添付資料について

- ・適用除外の許可の申請に際して、事務処理要領第3の1から5までに掲げる書類のうち、1及び2は必須であり、3から5までについては必要な場合に限り、添付するものとする。
- ・事務処理要領第3の1の試験研究等に係る計画書については、別紙2の計画書様式にしたがって作成するものとする(計画書には、最長で申請日から1年間の採捕計画を記載することができる。)
- ・なお、混獲等において、採捕者と許可申請者との間で当該保護対象水産動植物の引渡し等に係る取決め等がある場合には、当該取決め等に係る文書の写しを併せて添付されたい。

4. その他の試験研究(事務処理要領第4の2(1)④関係)

(1) 申請書の記載事項について

ア (1 目的)

- ・「生体個体を飼養する試験研究」と記載。

(注) 具体的な試験研究の目的及び概要等については、別紙2の計画書様式にしたがって記載。

イ (2 適用除外の許可を必要とする規定)

- ・ひめうみがめ、おさがめ及びじゅごんにあつては、「許可省令第88条」と記載。
- ・しろながす鯨、ほっきょく鯨、こく鯨及びすなめりにあつては、「許可省令第94条」と記載。

ウ (3(1) 名称)

- ・試験研究の名称を記載。

エ (3(2) 漁具・漁法(又は採捕の方法))

- ・申請書の様式に規定する項目を、船舶を使用する場合にあつては「漁具・漁法」と、船舶を使用しない場合にあつては「採捕の方法」に書き換えて記載。
- ・「採捕の方法」にあつては、申請に係る個体の採捕の状況を記載。
- ・予定の場合には、可能性のある採捕の状況を全て記載。

オ (3(3) 主たる対象種)

- ・対象となる保護対象水産動植物を記載(海亀類について、その卵を採捕する場合には、その旨も記載。)
- ・括弧書きで頭数を必ず記載(海亀類については、その卵の個数を含む。)
- ・他の水産動植物の採捕を主たる目的とした試験研究にあつては、当該水産動植物の種名を併せて記載。

カ (3(4) 根拠地及び陸揚港(又は収容・保管場所))

- ・申請書の様式に規定する項目を、船舶を使用する場合にあつては「根拠地及び陸揚港」と、船舶を使用しない場合にあつては「収容・保管場所」に書き換えて記載。

- ・また、採捕した生体個体の飼養を伴う試験研究の場合には、船舶の使用の有無にかかわらず、必ず「収容・保管場所」についても併記し、飼養を行うための収容施設名及び住所を記載。
- キ (3(5) 操業区域(又は採捕の区域))
  - ・申請書の様式に規定する「操業区域」を、船舶を使用する場合にあっては「操業区域」と、船舶を使用しない場合にあっては「採捕の区域」に書き換え、採捕の場所又は区域を記載(予定を含む。ただし、採捕する可能性のある具体的な地域及び区域を記載すること。)
- ク (3(6) 操業期間(又は採捕の期間))
  - ・申請書の様式に規定する「操業期間」を、船舶を使用する場合にあっては「操業期間」と、船舶を使用しない場合にあっては「採捕の期間」に書き換え、採捕日又は採捕期間を記載(予定を含む。ただし、最長で申請日から1年間とする。)
- ケ (4 使用する船舶)
  - ・船舶を使用しない場合には、記載を省略。
- コ (5 資料整備の方法)
  - ・試験研究の間の記録及び試験研究後の結果の資料整備等について記載。
- サ (6 実績があるときは、その概要及び結果)
  - ・許可申請内容と同様の試験研究の実績があれば、その実績を記載(過去の許可年月日及び許可番号を含む。なお、複数の実績がある場合には、直近の実績のみで可。)
  - (注) 研究論文、研究報告書等については、別紙2の試験研究等に係る計画書において記載。
- シ (7 収支の見込み)
  - ・記載する必要なし。
- ス (8 その他参考となる事項)
  - ・発見時の状況を記載(補足資料として、地図、写真等を添付。)
  - ・個体の仕入れ先は購入先を記載する(予定の場合は、可能性のある者を記載。)
  - (注) 件数が多い場合は、別添のリストとして添付。
  - ・採捕した個体の輸送方法を記載。
  - ・申請に係る個体が学術上極めて貴重な標本等である場合には、その特殊性について記載。
  - ・その他、必要に応じて試験研究に関して特記すべき事項を記載。
- (2) 適用除外の許可申請に際して必要な添付資料について
  - ・適用除外の許可申請に際して、事務処理要領第3の1から5までに掲げる書類のうち、1及び2は必須であり、3から5までについては必要な場合に限り添付するものとする。
  - ・事務処理要領第3の1に規定する試験研究等に係る計画書については、別紙2の計画書様式にしたがって作成するものとする(計画書には、最長で申請日から1年間の採捕計画を記載することができる。)
  - ・試験研究目的の採捕であることが明確に分かる採捕者と許可申請者との間の採捕依頼書、譲渡契約書又は売買契約書等の写しを併せて添付するものとする。

## 第6 保護対象水産動植物のその他の保護及び増殖に関する基本的な事項

### 1. 保護対象水産動植物の保護及び増殖について

第7の3によるもののほか、保護対象水産動植物の種、亜種又は個体群の保存をより効果的に実施するため、当該種、亜種又は個体群を含む生態系への影響に配慮しつつ、積極的に資源の保護及び増殖を図る事業及び試験研究等を計画的に

推進するものとする。

## 2. 動物の愛護及び管理に関する法律について

保護対象水産動植物の一時収容又は生体個体を飼養する試験研究を行う場合には、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項並びに動物の管理に関する事項を規定する動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）の関連規定に基づき、保護対象水産動植物の適正な飼養及び管理等の取扱いを確保するものとする。

## 3. 保護対象水産動植物の保護及び増殖に関する周知及び指導について

保護対象水産動植物の保護及び増殖を図り、その成果を将来にわたって維持するため、漁業関係者のみならず、学術研究者及び水族館関係者等その他広く一般国民に対しても、漁業法及び許可省令の関連規定等の周知・指導を図るとともに、適正に指導するものとする。

## 第7 水産資源保護法に基づく保護水面制度の運用等に関する基本的な事項

1. 絶滅のおそれのある又はその他資源状態が著しく悪化し、種、亜種又は個体群の保存上問題が生じている水産動植物（保護対象水産動植物を含む。）のうち、その生息又は生育する水面が特定されており、かつ、その種、亜種又は個体群の保存を図るためには当該特定された水面を適正に管理していくことが必要と認められるものについては、水産資源保護法に基づく保護水面制度の積極的な活用を図るものとする。
2. このため、保護水面の指定基準（昭和28年3月2日農林省告示第94号）に基づき、水産動植物の保護培養の強化の観点から保護水面の指定を積極的かつ計画的に推進するものとする。
3. 2により指定された保護水面について、水産動植物の保護増殖のための事業を積極的に推進するとともに、水産動植物の採捕等の規制、工事の制限等保護水面制度の厳正かつ的確な運用に努めるものとする。

## 附 則

この通知は、改正法の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

(別紙1)

保護対象水産動植物を発見又は採捕した場合の報告について

〇〇年〇〇月〇〇日

水産庁増殖推進部長 殿

住 所  
氏 名  
(職 業)

漁業の許可及び取締り等に関する省令第88条に規定する水産動植物又は同令第94条に規定する鯨（以下「保護対象水産動植物」という。）を発見又は採捕したので、以下のとおり報告いたします。

発見者又は採捕者		職 業	
住 所			
保護対象水産動植物種名		個体数	
発見又は採捕日時			
発見又は採捕場所			
発見又は採捕状況	混獲（漁法： ） 座礁 ・ 漂着 ・ 漂流 ・ 迷入		
	その他特記すべき事項：		
取扱者		職 業	
個体の処理	海に再放流 ・ 埋却 ・ 焼却 ・ 流出 ・ 放置 ・ 試験研究等 ・ その他の措置（ ）		
	その他特記すべき事項：		
	【報告者が適用除外の許可を受けている場合】 ・ 許可年月日及び許可番号：〇〇〇〇〇 ・ 許可を受けた者：〇〇〇〇〇 ・ 試験研究等の分類：①死亡した個体を用いる試験研究 ②一時収容 ③調査行為後に放流する試験研究 ④生体個体を飼養する試験研究 ・ 個体ごとに雌雄別・体長・体重・推定年齢：〇〇〇〇〇 (※死亡した個体を用いる試験研究については、個体数のみを記載。)		

試験研究等に係る計画書の標準様式

「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」（令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知。以下「事務処理要領」という。）第3の1に規定される試験研究等に係る計画書については、下記のとおり、試験研究等の分類ごとに掲げる事項を記載した計画書を提出する。

記

1. 混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは漂流している死亡した個体を用いる試験研究（事務処理要領第4の2(1)①関係）
  - (1) 対象種：○○○○○
  - (2) 採捕する個体数（採捕実績等に基づく予定数又は希望数を記載）：○○○
  - (3) 試験研究等の分類：死亡した個体を用いる試験研究
  - (4) 試験研究の名称：○○○○○○○○○○○
  - (5) 試験研究の具体的な目的及び概要：○○○○○○○○○○○
  
2. 一時収容（事務処理要領第4の2(1)②関係）
  - (1) 対象種：○○○○○
  - (2) 採捕する個体数（採捕実績等に基づく予定数又は希望数を記載）：○○○
  - (3) 試験研究等の分類：一時収容
  - (4) 試験研究等の名称：○○○○○○○○○○○
  - (5) 試験研究等の具体的な目的及び概要：○○○○○○○○○○○
  - (6) 治療計画・回復後の放流計画（予定を含む。治療又は回復の処置内容及び予定期間並びに治療又は回復の後の放流計画等を含む。）：○○○○○○○○○○○
  - (7) 治療又は回復を処置する収容・保管施設の詳細な情報（規模及びその構造等）：○○○○○○○○○○○
  - (8) 治療又は回復を行う担当者名、住所、職業及び経歴並びに治療又は回復を行うための資格等（獣医師など）：○○○○○○○○○○○
  - (9) 動物愛護管理法第18条及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第7条に基づく第一種動物取扱業の動物取扱いに関する標識の内容：
    - 一 第一種動物取扱業者の氏名（法人にあっては、名称）：○○○○○
    - 二 事業所の名称及び所在地：○○○○○
    - 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別：○○○○○
    - 四 登録番号：○○○○○
    - 五 登録の年月日及び有効期間の末日：○○○○○
    - 六 動物取扱責任者の氏名：○○○○○
  
3. 採捕した個体の形態の計測及び個別識別標識の装着等の調査行為後に放流する試験研究（事務処理要領第4の2(1)③関係）
  - (1) 対象種：○○○○○
  - (2) 採捕する雌雄別個体数、体長、体重及び推定年齢等（採捕実績等に基づく予定数又は希望数等を記載）：○○○○○
  - (3) 試験研究等の分類：調査行為後に放流する試験研究

- (4) 試験研究の名称：○○○○○○○○○○○○
- (5) 試験研究の具体的な目的及び概要：○○○○○○○○○○○○
- (6) 試験研究が、対象種の保存又は将来的な持続的利用に資するものである理由  
：○○○○○○○○○○○○
- (7) 調査行為後の放流計画（採捕した個体の健康に悪影響を与えない措置、採捕から放流までの時間又は期間並びに放流方法等）  
：○○○○○○○○○○○○
- (8) 試験研究に用いる施設、設備及び機器等の詳細な情報（規模、仕様及び性能等）  
：○○○○○○○○○○○○
- (9) 調査行為を行う担当者名、住所、職業及び経歴：○○○○○○○○○○○○
- (10) 国際機関の決議等に基づいて講じた措置：○○○○○○○○○○○○

4 その他の試験研究（事務処理要領第4の2(1)④関係）

- (1) 対象種：○○○○○
- (2) 採捕する雌雄別個体数、体長、体重及び推定年齢等（採捕実績等に基づく予定数又は希望数等を記載）：○○○○○
- (3) 試験研究等の分類：生体個体を飼養する試験研究
- (4) 試験研究の名称：○○○○○○○○○○○○
- (5) 試験研究の具体的な目的及び概要：○○○○○○○○○○○○
- (6) 試験研究の全体計画及びスケジュール：○○○○○○○○○○○○
- (7) 増殖又は繁殖に関する試験研究を行う場合には、その具体的な増殖（繁殖）方法及び計画：○○○○○○○○○○○○
- (8) 試験研究の目的に照らした採捕個体数の妥当性：○○○○○○○○○○○○
- (9) 試験研究の全国的組織による計画の有無及びその内容：○○○○○○○○○○○○
- (10) 試験研究の実施のための他の機関との連携の有無及びその内容：○○○○○○○○○○○○
- (11) 試験研究が、対象種の保存又は将来的な持続的利用に資するものである理由  
：○○○○○○○○○○○○
- (12) 試験研究の目的が、自然から隔離された人工的環境での飼養の手法以外の手法では目的が達成できない理由：○○○○○○○○○○○○
- (13) 実施する試験研究に関する過去の実績及び成果（研究論文及び調査研究報告書等を記載）：○○○○○○○○○○○○
- (14) 試験研究を行う施設及び設備の詳細な情報（規模及びその構造等）  
：○○○○○○○○○○○○
- (15) 試験研究を行う担当者名、住所、職業及び経歴：○○○○○○○○○○○○
- (16) 動物愛護管理法第18条及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第7条の規定に基づく第一種動物取扱業の動物取扱いに関する標識の内容：
  - 一 第一種動物取扱業者の氏名（法人にあっては、名称）：○○○○○
  - 二 事業所の名称及び所在地：○○○○○
  - 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別：○○○○○
  - 四 登録番号：○○○○○
  - 五 登録の年月日及び有効期間の末日：○○○○○
  - 六 動物取扱責任者の氏名：○○○○○

### 付録 3 (8)

「水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴うコククジラの取扱いについて(平成19年12月20日付け19水管2210号水産庁資源管理部遠洋課長通知)

日頃より、鯨類資源管理を巡る諸問題に関し多大なるご協力を賜っておりますことにつき感謝申し上げます。

さて、定置網漁業において混獲されたり、海岸に座礁又は漂着した(以下、「混獲等した」と言う。)大型鯨類(ひげ鯨、まっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨)の取扱いにつきましては、その処理に大きな労力や費用を要すること、我が国固有の鯨食文化や歴史的な背景等が存在すること等を考慮して、現在、DNA登録や処理状況の報告等の一定の手続きを行うことにより、食用等の利用が認められております〔指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年1月22日付農林水産省令第5号)第81条。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う鯨類(いるか等小型鯨類を含む)の捕獲・混獲等の取扱いについて(平成13年7月1日付13水管1004号都道府県知事あて水産庁長官通知)(平成16年10月12日付16水管第2189号最終改正)参照。〕。

ただし、コククジラ及びセミクジラについては、資源的に希少とされていることに鑑み、(1)これらの種が定置網に混獲等した場合であって、当該個体が活着している場合には、可能な場合には速やかに海に戻すこと、(2)混獲等したコククジラやセミクジラが死亡していた場合には、速やかに市町村の担当部署へ連絡のうえ、当該部署の指示に従って、埋却等の適切な処理を行うこと、について、関係者への周知徹底をお願いしているところです(定置網漁業において混獲されたり、海岸等に座礁又は漂着したコククジラ及びセミクジラの取扱いについて(平成18年4月28日付18水管第387号及び平成19年5月7日付水管第258号水産庁遠洋課長)通知)。

しかしながら、北西太平洋のコククジラの資源量は約120頭と極めて低い水準にあることが国際捕鯨委員会(IWC)で報告されており、厳しい管理措置が必要な水準となっております。さらに、本年5月に開催された第59回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合においては、我が国において過去3年間に4頭ものコククジラ(全て雌)が定置網で混獲されたことが指摘され、我が国の沿岸においてコククジラの混獲を防止する措置等を取るべきとの委員会提案が報告書に記載されました。

以上のことから、定置網等に迷入したコククジラの放流促進と漁獲防止を図るため、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(平成19年農林水産省令第91号)を制定し、水産資源保護法施行規則第1条第1項の表にコククジラを加え、赤道以北の太平洋の海域におけるその採捕等を禁止するとともに、当該採捕禁止規定に違反して採捕されたコククジラについては、同条第2項の規定により、その所持・販売についても禁止することとしました。

本改正は平成20年1月1日に施行されますので、漁協、漁連及び市町村等を通じた漁業者等への周知徹底をお願いいたします。

「定置網漁業において混獲されたり、海岸等に座礁又は漂着したコククジラ及びセミクジラの取扱いについて」(平成18年4月28日付18水管第387号水産庁資源管理部遠洋課長通知)

定置網漁業において混獲されたり、海岸に座礁又は漂着した(以下、「混獲等した」と言う。)大型鯨類の取扱いについては、その処理に大きな労力や費用を要すること、

我が国固有の鯨食文化や歴史的な背景等が存在すること等を考慮して、現在、DNA登録や処理状況の報告等の一定の手続きを行うことにより、食用等の利用を認めております（平成13年7月1日付13水管1004号水産庁長官通知及び平成16年10月12日付16水管2189号水産庁長官通知）。このような状況の中、平成17年5月には東京湾で、同年7月には宮城県下で希少種である太平洋西系群のコククジラ計3頭が定置網に迷入し、溺死する事例が発生しました。これらの個体につきましては、定置網所有者の同意を得ることが出来、いずれも学術調査の後に埋却等の処理がなされました。

我が国沿岸に来遊するコククジラ及びセミクジラにつきましては、漁業法の下で商業捕鯨による捕獲が禁止されてはおりますが、上記の水産庁長官通知では、混獲等した個体の例外的な捕獲を認める場合がある旨規定しております。そのため、今後、定置網への迷入等が発生した際に、定置網の所有者等が、当該個体の捕獲、食用利用等を希望する可能性があります。

しかしながら、コククジラ及びセミクジラは、我が国沿岸への来遊が極めて少く上記の水産庁長官通知においても「希少種」として適切な対応（水産庁長官通知における規定の運用）をとるよう求められていること（第二の1（1）③及び⑤）、また、国際捕鯨委員会（IWC）においても混獲や船舶への衝突等について関心が高まっていること（現に、昨年の混獲コククジラについての詳細な情報提供が求められています）等もあり、今後、混獲等したコククジラ及びセミクジラへの対応には慎重を期する必要があります。

つきましては、コククジラ及びセミクジラを取り巻く状況をご理解いただいたうえで、以下につきまして、関係漁業者、漁協、漁連及び市町村への周知徹底をお願いします。

（1）コククジラ及びセミクジラが定置網に迷入又は海岸等に座礁若しくは漂着した場合であって、当該個体が活着している場合には、速やかに海に戻すこと。

（2）混獲等したコククジラ又はセミクジラが死亡していた場合には、速やかに市町村の担当部署へ連絡のうえ、当該部署の指示に従って、埋却等の適切な処理を行うこと。

（実際の処理方法については、水産庁が作成した鯨類座礁対処マニュアル（平成16年10月12日）を参考に、関係市町村が、都道府県及び水産庁資源管理部遠洋課と協議のうえで決定してください。）

（3）その他、混獲等した鯨類については、引き続き、平成13年7月1日付13水管1004号水産庁長官通知及び平成16年10月12日付16水管2189号水産庁長官通知にしたがって、適切に対処すること。

「定置網漁業において混獲されたり、海岸等に座礁又は漂着したコククジラ及びセミクジラの取り扱いについて（平成19年5月7日付水管第258号水産庁資源管理部遠洋課長通知）」

日頃より、鯨類資源管理を巡る諸問題に関し多大なるご協力を賜っておりますことにつき感謝申し上げます。

さて、定置網漁業において混獲されたり、海岸に座礁又は漂着した（以下、「混獲等した」と言う。）大型鯨類の取り扱いにつきましては、その処理に大きな労力や費用を要すること、我が国固有の鯨食文化や歴史的な背景等が存在すること等を考慮して、現在、DNA登録や処理状況の報告等の一定の手続きを行うことにより、食用等の利用が認められております（平成13年7月1日付13水管1004号水産庁長官通知及び平成16年10月12日付16水管2189号水産庁長官通知）。このような状況の中、平成17年には東京湾及び宮城県下で、また、本年1月には岩手県下で希少種である太平洋西系群のコククジラが定置網に迷入し、2年間で4頭が溺死する事例が発生しました。これらの個体につきましては、定置網所有者の同意を得ることが出来、いずれも学術調査の後に埋却等の処理

がなされました。

我が国沿岸に來遊するコククジラ及びセミクジラにつきましては、漁業法の下で商業捕鯨による捕獲が禁止されてはおりますが、上記の水産庁長官通知では、混獲等した鯨については例外的な捕獲を認める場合がある旨規定しており、論理的にはコククジラ及びセミクジラについても当該規程が適用されます。そのため、今後、コククジラあるいはセミクジラの定置網への迷入等が発生した際に、定置網の所有者等が、当該個体の捕獲、食用利用等を希望する可能性があります。

しかしながら、コククジラ及びセミクジラは、我が国沿岸への來遊が極めて少なく、上記の水産庁長官通知の中でも「希少種」として適切な対応（水産庁長官通知における規定の運用）をとるよう求めていること（第二の1（1）③及び⑤）、また、国際捕鯨委員会（IWC）においても混獲や船舶への衝突等について関心が高まっていること等もあり、昨年、混獲等したコククジラ及びセミクジラへの対応につきまして特段の配慮をお願いした経緯があります（平成18年4月28日付18水管第387号）。

コククジラ及びセミクジラを取り巻く状況は依然として厳しい点につきましてご理解いただいたうえで、あらためて、本年も以下につきまして、関係漁業者、漁協、漁連及び市町村への周知徹底をお願いする次第です。

（1）コククジラ及びセミクジラが定置網に迷入又は海岸等に座礁若しくは漂着した場合であって、当該個体が生きている場合には、速やかに海に戻すこと。

（2）混獲等したコククジラ又はセミクジラが死亡していた場合には、速やかに市町村の担当部署へ連絡のうえ、当該部署の指示に従って、埋却等の適切な処理を行うこと。

（実際の処理方法については、水産庁が作成した鯨類座礁対処マニュアル（平成16年10月12日）を参考に、関係市町村が、都道府県及び水産庁資源管理部遠洋課と協議のうえで決定してください。）

（3）その他、混獲等した鯨類については、引き続き、平成13年7月1日付13水管1004号水産庁長官通知及び平成16年10月12日付16水管2189号水産庁長官通知にしたがって、適切に対処すること。

「西太平洋系群コククジラの混獲防止等の取扱いについて」の説明会の開催について（平成20年7月25日付け20水管第1077号）

西太平洋系群コククジラは生息頭数130頭前後とみられ最も絶滅の可能性が危惧されている鯨類です。

我が国周辺海域は当該コククジラの回遊経路に位置し、残念なことに2005年から2007年にかけてのわずかな期間に4頭ものコククジラが混捕されたことから、昨年のIWC年次会合においては、現状のペースで混獲が継続されれば近い将来当該コククジラが絶滅してしまうとして、我が国に具体的な混獲防止策の導入が強く勧告されました。

水産庁ではIWCでの勧告を踏まえ、平成19年12月20日付け、平成19年度水管第2210号をもって通知したとおり、水産資源保護法施行規則を改正し、定置網などに迷入したコククジラの放流促進と捕獲抑止を図るため、コククジラの採捕及び漁獲物の所持販売を禁止する規則を施行したところであります（別添）。

本年6月、サンチャゴ（チリ）で開催された国際捕鯨委員会（IWC）第60回年次会合においては、我が国のこの取組については、IWCにおいて一定の評価を得たところではありますが、コククジラの生態及び回遊状況からして今後とも我が国周辺に設置された漁具（特に定置網）に混獲される可能性は否定できません。つきましては、下記のとおり、説明会を開催し、現状を報告するとともに今後の対応について説明することとしましたので、急な依頼ではありますが各都道府県の担当官のご出席方お願いいたします。

す。

なお、平成20年8月1日（金）までに別紙によって出席予定者の氏名等をご連絡願います（出席者につきましては、定置網漁業に関連する業務に携わる担当者の出席が望まれます。）

## 記

1. 日時 平成20年8月7日（木）14時～16時30分（予定）

2. 場所 農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 議題案

- (1) コククジラの資源等の状況
- (2) 水産資源保護法改正について
- (3) IWCにおけるコククジラの取扱
- (4) コククジラ混獲時の対応について

「西部北太平洋系群コククジラの混獲等防止のための啓発活動の推進について」（平成22年5月27日付け22水管第467号水産庁資源管理部遠洋課長通知）

日頃より、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用の推進にご理解、また、鯨類の座礁・混獲等発生時における適切な対応にご尽力いただき誠にありがとうございます。

我が国周辺水域を回遊域に含む西部北太平洋系群コククジラは、生息頭数が120頭前後と見られ、絶滅が危惧されている系群です。このため、平成19年には、定置網等に迷入したコククジラの捕獲抑止と放流促進を図るため、水産資源保護法施行規則を改正し、平成20年1月1日よりコククジラの採捕及び捕獲物の所持販売を禁止する措置を導入しました（平成19年12月20日付19水管第2210号水産庁資源管理部遠洋課長通知）。さらに、平成20年8月には、各都道府県の担当官等に対し同系群の現状を報告するとともに、今後の対応についての説明会を開催させていただきました（平成20年7月25日付水管第1077号水産庁資源管理部遠洋課通知）。

昨年6月にマデイラ（ポルトガル）で開催された第61回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合においては、同系群の保存のための助言が合意され、定置網等による混獲・羅網に関しては、以下のような措置が奨励されました。

- (1) 定置網等に入網したコククジラを生きのまま逃がすことを奨励・促進する仕組の導入
- (2) 関係漁業者等を対象とした啓発活動の継続
- (3) 定置網等にコククジラが入網した場合に、関係漁業者等による対応を支援する緊急対応チームを立ち上げる適切な者の選定

以上の状況にかんがみ、下記のとおり、関連する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び市町村等を通じた漁業者等への周知徹底等にご協力をお願いいたします。

## 記

1. 別紙1の関係漁業者等向けの啓発用チラシの配布。なお、配布の際には、別途、貴県担当官宛にメールにて送付する電子ファイル（Microsoft PowerPoint形式）に貴県担当部局の連絡先を記載の上、関係団体等に配布（紙又は電子ファイル）いただきますようお願いいたします。

2. 関係団体等に対する西部北太平洋系群コククジラを巡る状況の説明及び、コククジラと思われる鯨が目撃された場合や定置網に入網した場合の、速やかな貴都道府県担当部局への通報。

3. 上記2の目撃情報の水産庁資源管理部遠洋課長に対する報告及び隣接都道府県への提供（別紙2）。

# コククジラの迷い込みに注意！

～ コククジラは、農林水産省令により捕獲・所持・販売が禁止されています ～



## コククジラ

- ▶ 体色は灰色
- ▶ 体にフジツボなどが付着



提供:(一財)日本鯨類研究所、東京海洋大学

- ▶ **コククジラが網の中に迷い込んでいたら、速やかに海へ戻してください。**
- ▶ **混獲して死亡した場合、海岸などに座礁して死亡している場合でも、所持・販売は禁止されています。**

**コククジラを見つけたら、まずは県 (or 都道府) 庁に連絡を**

連絡先:(各都道府県担当課名 電話 ○○○ FAX ○○○)

付録 3 (9)

食品衛生法 (抄)  
(昭和 22 年法律第 233 号)

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第三条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ② 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。
- ③ 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害

の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

- ② この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
- ③ この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。
- ④ この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- ⑤ この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。
- ⑥ この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。
- ⑦ この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
- ⑧ この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。
- ⑨ この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

第五条 販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの

疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第七条 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それらの物を食品として販売することを禁止することができる。

② 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

③ 厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

④ 厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

⑤ 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

付録 3 (10)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（抄）  
（昭和 45 年法律第 136 号）

第二条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、船舶からの有害水バラストの排出、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないうに努めなければならない。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

第十九条の三十五の四 何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。

2～5（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）  
（昭和45年法律第137号）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行う

こと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指

示することができる。

- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）  
（昭和 46 年政令第 300 号）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
  - イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
    - （1）一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
    - （2）収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
  - ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
  - ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
  - ホ （略）
  - ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
    - （1）積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
    - （2）積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
    - （3）積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
  - ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
  - チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。
  - リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
    - （1）保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
      - （イ）周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
      - （ロ）環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

- (2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
  - (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
  - (ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
  - (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
  - ヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。
- ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。
- 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。
  - イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
  - ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
  - ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号イの規定の例によること。
  - ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。
  - ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。
  - ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
  - ト （略）
- 三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（ワに規定する場合にあつては、（1）を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。
  - イ 埋立処分は、次のように行うこと。
    - (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。
    - (2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であること。

表示がされている場所で行うこと。

- ロ 一般廃棄物（ヌ（２）に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方メートル以下又は埋立容量が五万立方メートル以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。
- ニ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
- へ〜リ（略）
- ヌ 水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。（２）及び（３）において同じ。）の埋立処分を行う場合には、次によること。
  - （１）水面埋立処分を行ってはならないこと。
  - （２）水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
  - （３）水銀処理物（（２）に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。
- ル 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号ロの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。こと。
- ヲ 感染性一般廃棄物を第四条の二第二号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。こと。
- ワ ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。
  - （１）ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。

- (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
  - (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

### 付録3 (12)

## 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに 海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年法律第82号)

### (目的)

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

- 第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
- 2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
  - 3 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。
  - 4 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

### (総合的な海岸の環境の保全及び再生)

第三条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

### (責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

### (海洋環境の保全)

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなけれ

ばならない。

## 2 (略)

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(処理の責任等)

第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

小型鯨類資源管理方針

水産庁資源管理部長通知

制定 平成 14 年 7 月 31 日付け 14 水管第 1752 号  
最終改正 令和 6 年 7 月 12 日付け 6 水管第 379 号

1 趣旨

(1) 小型鯨類（まっこうくじらを除く歯鯨をいう。）を対象とする漁業（以下「小型鯨類漁業」という。）には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づく漁業である基地式捕鯨業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 93 条の規定に基づき歯鯨をとる漁業（以下「いるか漁業」という。）があり、このうち、いるか漁業については、都道府県知事の許可により行われている。

(2) また、「漁業の許可及び取締り等に関する省令第 91 条から第 93 条までの鯨類（いるか等小型鯨類を含む）の捕獲・混獲等の取扱いについて」（平成 13 年 7 月 1 日付け 13 水管第 1004 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 3 の 2 により、「いるか漁業を許可する都道府県においては、別途、水産庁資源管理部長が定める「小型鯨類資源管理方針」に基づき、毎年、設定する都道府県・漁業種類・鯨種別捕獲枠を越えない範囲内で捕獲が行われるよう、許可に当たって許可の条件（法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項）を付加し、随時捕獲頭数を把握する体制を確保する措置、捕獲枠に達する場合の操業の停止の措置などの適切な措置をとることが必要」とされている。

(3) 上記に鑑み、以下の「小型鯨類資源管理方針」を策定することとする。

2 都道府県・漁業種類・鯨種別捕獲枠の通知等

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所（以下「資源研」という。）は、資源研が実施する目視調査の結果等を基に、小型鯨類の鯨種ごとの推定資源量及び捕獲可能量を算出し、水産庁へ提供する。

なお、捕獲可能量の算出に当たっては、法第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定される資源管理の目標に係る考え方に即して行う。

(2) 水産庁は、資源研から提供された上記推定資源量及び捕獲可能量等を踏まえ、年ごとの都道府県・漁業種類・鯨種別捕獲枠及び国の留保枠を決定し、基地式捕鯨業者及び関係都道府県に対して、それぞれ所要の捕獲枠を通知する。

(3) 都道府県・漁業種類・鯨種別捕獲枠の変更については、関係者間の合意が得られた場合であって、資源の保存及び管理上支障がないと水産庁が認めた場合に限り、行うこととする。

### 3 捕獲等データの集積

長官通知の第4の2に基づき、関係都道府県は小型鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査を実施し、水産庁は年別・都道府県別・漁業種類別・鯨種別の捕獲・混獲・座礁等の頭数及び処理状況のデータを集積する。

### 4 調査研究体制

#### (1) 調査体制

小型鯨類の資源調査は、法第9条第5項に基づき、資源研が実施するものとし、その実施に当たり資源研は、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）第7条第1項に基づき農林水産大臣が指定する指定鯨類科学調査法人（以下「指定鯨類科学調査法人」という。）、都道府県及び大学など他の専門機関（研究者）等と連携するものとする。

また、資源研は、必要に応じて、基地式捕鯨業者及びいるか漁業者の協力を得ることとする。

#### (2) 研究体制

資源研は、必要に応じて、指定鯨類科学調査法人、都道府県、大学などの他の専門機関（研究者）等の協力を得つつ、推定資源量及び捕獲可能量の算出等のための標本分析とデータ解析を行う。

## 誓約書

座礁対処責任者 ○○ ○○ 殿

今般、座礁鯨救出及び処理に参加するにあたっては、私自身の責任において参加するとともに以下の諸点を遵守致しますので、よろしく参加を承認頂けますようお願い申し上げます。

1. 座礁関連作業に従事している間は、全般にわたり座礁対処責任者の指示に従って行動致します。
2. 特に座礁対処責任者が危険と判断した作業には従事致しません。
3. 座礁関連作業に従事している間にかかる個人的経費は、基本的に自弁と致します。
4. 作業参加にあたってはボランティア保険等に加入し、万一事故に遭いましても座礁対処責任者にご迷惑をおかけいたしません。
5. その他座礁対処責任者が協議を必要と認める事項。

以上の事項を遵守できない場合には、座礁作業から離脱いたします。

令和 年 月 日

氏名 ; 印

住所 ;

連絡先 ;

その他 (ボランティア保険番号など) ;

## 海外における座礁対応基本方針及び事例

## アメリカ

海産哺乳動物保護法(MMPA)は、生死を問わず海産哺乳動物とその体の一部の採取、いかなる形のハラスメント、一時的であっても拘留や拘束する事を明確に禁止しており、任務を遂行する政府担当官と権限を与えられた個人に限って例外が認められている。ストランディングに関わる者は、連邦、州、地方の行政機関によって作られた法的枠組みの中で活動し、これらの機関と協力をしなければならない。

海岸にストランディングした動物を助けたいと思う個人や団体は国立海洋漁業局(NMFS)に許可の発行を願い出なければならない。この許可書によって鯨類と鰭脚類(セイウチを除く)に関わる事が出来る。セイウチ、ラッコ、マナティは魚類野生動物局(USFWS)の管轄下でありこれらの動物に関わるにはこの機関の許可が必要である。実際的には、ストランディングに関わる一般的な方法は、権限を与えられている人間か研究機関にまず連絡をする事である。沿岸州の多くには州全体を管轄する担当官(マリンパトロール、野生動物管理官)か、地方を管轄する担当官(パークレンジャー)がいる。ストランディングに関わる者はこれらの管轄権の及ぶ地理的な範囲と法律を尊重しなければならない。地域によっては州法の執行官がストランディングの際に援助するように連邦官庁と公式に契約している事がある。地元警察は浜辺における全ての活動に権限を持ち、その場所に近づく事を制限し、秩序を保って動物を保護する事が出来る。警察はさらに火器の使用、制限されている薬物の使用を管理する事がある。沿岸警備隊は人命の危険や船舶の航行に支障を来す状況においてのみ責任がある。

合衆国のストランディングネットワークは名目上NMFSの管理区に基づいている。各NMFS地域にはストランディングコーディネーター一人とオペレーションセンターが少なくとも一つある。センターは水族館、専門の施設、研究所、博物館、州の野生動物あるいは保護部門のサテライトユニットによって運営されている。オペレーションセンターの基本的役割は、電話で常に対応者のいるテレフォンサービスを行い、ストランディングの報告を受けて確認し、対応をコーディネートする事である(ストランディングフィールドガイド:海遊舎1996)。米国におけるストランディング個体の救出は動物愛護団体や環境保護団体によって行われており、その資金は寄付で賄われている(個人情報)。

ストランディング個体に安楽死を選択するか否かの判断は、政府機関もしくは

は政府機関に任命された代表者やストランディングネットワークの人間にゆだねられている(CRC Handbook of Marine Mammal Medicine: CRC Press 2001)。

## イギリス

英国においては14世紀以来の法律により、英国水域及び海岸に座礁漂着するすべての鯨類は「王の魚」として国王に所有権がある。この事は英国におけるストランディングの記録が歴史的に世界一充実している理由にもなっている。この法は1970年の見直しでほとんど効力が失われたが、英国自然史博物館はこの「王の魚」に関する規定をストランディング報告システムの法的根拠にし、時がたつにつれ地域によってこの「王の魚」に対する権利は他の組織団体に譲渡あるいは貸与されてきた。スコットランドでは独自の法体系により、トックリクジラ、ヒレナガゴンドウ及び25フィート(8m)未満の鯨類は「王の魚」としておらず、それゆえ他の地域と同じ取り扱いをする必要がない。20世紀初めに英国自然史博物館は、商業会議所と協議して、「王の魚」のストランディングは「遭難」なので Receiver of Wreck が得たすべての「王の魚」について情報を博物館に報告する事とした。実際には海岸を日常的に探索する沿岸警備隊が、最初の報告ネットワークを作り、ストランディングの情報を Receiver of Wreck と自然史博物館の双方に提供している。この機構は1913年に始まり、現在も機能している(Klinowska 1985, Rep. Int. Whal. Commn 35, 459-467)。

「王の魚」の死体の収集や処分は Receiver of Wreck の諮問を受け、州もしくは地方の Regional Council が行う。スコットランドでは地域の環境保健局がすべての鯨類の死体の収集と処分を行う。1981年に定められた Wildlife and Countryside Act により、鯨類の殺傷や捕獲が禁止され、たとえ死体の一部でも許可のない採集は違法となった。1990年からは動物学研究所が漂着死体の剖検を積極的に行っている。一般市民が鯨類の死体を発見した場合は、スコットランドではスコットランド農業大学にある National Stranding Coordinator に、イングランド及びウェールズでは自然史博物館に電話をするよう求められている。

座礁個体の救出は動物愛護団体や環境保護団体によって行われ、スコットランドにおいては CRRU (Cetacean Research and Rescue Unit), イングランドとウェールズにおいては BDMLR (British Divers and Marine Life Rescue) 等の救出団体に連絡するか、SSPCA (Scottish Society for the Preventing Cruelty to Animals) や RSPCA (Royal Society for the Preventing Cruelty to Animals) 等の愛護団体に連絡する事を推奨している (Evans, 1995, Sea Watch Foundation 他)。

## オーストラリア

1982年に公表された National Cetacean Strandings Contingency Plan 及びいくつかの州の計画は、担当当局の責任分担や、座礁した鯨の取り扱い及び救出、生存、死亡した動物双方からの科学的データの収集についてのガイドラインを提供している。すべての座礁・漂着した動物を発見した場合、速やかに地域の当局に報告しなければならない。ほとんどの州政府の保護局は、鯨の大小に関わらずストランディング対応計画 Stranding Contingency Plans を準備している。鯨の座礁時にはボランティアもしばしば参加し、地域当局を助けて多くの鯨を海に戻している。

座礁漂着した鯨類への対応は地域、州により様々である。クイーンズランド州では、1992年に制定された The Nature Conservation Act により、保護動物の管理及び保護を規定している。グレートバリアリーフ海洋公園当局 (GBRMPA) は、1998年にクイーンズランドの公園野生生物サービス (QPWS) と協力して、一般市民がストランディングした海洋動物を迅速に報告できるホットラインを確立した。ホットラインは州全域の海洋公園レンジャーにリンクしており、月におよそ 40 件の連絡がある。QPWS 及び GBRMPA は座礁した海洋動物の救出に高い優先順位を与えており、死んだ動物は剖検を行い、死因を究明して種に対する脅威の管理に役立てている。クイーンズランド州政府の環境保護部局 (EPA) は、StrandNet と呼ばれるストランディングのデータベースを維持整備しており、動物の傷や死の原因について評価し、毎年報告書を作成している。安楽死については、EPA が作成したボランティアによる保護動物の救出に関する規定 (Code of Practice-Care of orphaned, sick or injured protected animals by wildlife care volunteers) によれば、EPA に認定された獣医もしくは野生生物スタッフによつてのみ、薬物を用いて行うとされている。

タスマニア州は 1999 年に座礁した鯨の救出のためのアクションプランを制定している。鯨の座礁に際してはタスマニア公園野生生物サービス (PWS) が担当部署となり、詳細なマニュアルに基づき救出活動を行うが、安楽死については、否定はしていないものの基本的に避けるべきであると規定している。

## ニュージーランド

ニュージーランド (NZ) においては、すべての鯨類・鰭脚類が海産哺乳類保護法 (The Marine Mammal Protection Act 1978) によって保護されており、動物の取り扱いについては 1992 年に制定された海産哺乳類保護規則 (The Marine Mammal Protection Regulation) に従わなければならない。政府の保護局 The Department of Conservation (DoC) が海産哺乳類保護を担当しており、ストランディングと救出を管理している。ストランディング発生時には DoC にすみや

かに報告を行わなければならない。DoC は鯨の死体の埋却も行うが、鯨の死を無駄にしないために、漂着した鯨類の死体や安楽死させた鯨の調査を行っている。DoC は鯨の死体一頭毎に体長を測定し、外傷などの観察を行う他、採集した標本を研究者に送っている。

NZ はマッコウクジラのマスストランディングが多い国でもある。NZ 当局は安楽死を推奨していないが、マッコウクジラの座礁に関しては海に戻せない（浮力の得られない）個体は安楽死させるべきであるとの世論が強い。このため NZ は 1997 年に対空砲を改造した携帯可能なマッコウクジラ安楽死用の銃 (the Sperm Whale Euthanasia Device : SWED) を開発し、なお実験中である (Report of the Workshop on Whale Killing Methods, IWC/51/12, 1999)。

#### デンマーク

NZ と同様に、デンマークにおいてもマッコウクジラのマスストランディングへの対応は深刻な問題である。1997 年にマスストランディングが発生した後、ストランディングした鯨類の人道的取り扱いに関するワークショップが開催された。ワークショップでは、ストランディングして生存が困難な個体については、安楽死を行わず放置する (=自然に任す) 事が人道的であると勧告し、以後の政府当局の方針となっている (Report of the Workshop on Whale Killing Methods, IWC/51/12, 1999)。

(提供： 財団法人日本鯨類研究所 石川 創)

# 鯨 研 通 信

第364号

1986年9月

財団法人 鯨類研究所 〒136 東京都江東区大島3丁目32番11号

電話 03 (683) 3621 (代表)



## 鯨類骨格標本作成要領

鯨類研究所 加藤秀弘

### はじめに

鯨類研究所では大村所長を中心として大型鯨の骨学的な研究を実施してきているが、仮に現在地への研究所の移転がなかったとしても、サイズの大きい骨格標本の所蔵は自力では困難で、必然的に諸機関との共同研究としたり、寄贈して標本の所蔵をお願いすることが多い。

一方、近年各方面の博物館、水族館等の機関でも大型鯨の骨格標本の確保に興味を示され、この関係から骨格標本作成についての照会が多くなってきている。その都度拙いメモ書きによってお答えしていたが、この際鯨研通信を借りて一部を残す事とした。これらが、多少なりともお役に立てば幸いである。また、標本作成された段階での諸計測も学術的には極めて貴重な資料であり、その実施をお願いしたい（実施される場合には鯨研などに問い合わせれば幸いである）。勿論、従来のように作成段階からの協力も出来る限り行いたいと考えている。

### I 鯨類骨格略述

鯨類の骨格は他の哺乳類と形態を大きく異にしており、骨格標本の博物学的、進化学的及び分類学的価値は極めて高い。完全なる骨格の保存は自然科学のみならず社会科学にも十分な価値が認められている事は周知のとおりである。

本小文ではヒゲクジラを対象として標本採取から埋設・掘り出しに至るまでの過程の留意点を簡単に述べ

た。これらを参考に作成環境に応じ標本作成されたい。また、本小文は捕鯨業によって得られた鯨体からの骨格標本作成を前提としているが、ストランディング等による鯨体からの作成でも留意点は同様である。ただし、解剖にあたっては骨の損傷に留意して頂きたい。

尚、筋肉を取り去った後の骨格類を適度に湯どうしすれば、骨格標本作成期間は少くとも3ヶ月は短縮しうる。ただし部所によっては紛失の可能性もあるので注意すること。

鯨類の骨格は図1に示す様に頭骨、下顎骨、脊椎骨、上肢骨、腰骨、肋骨、胸骨、舌骨よりなる。ヒゲ鯨類の脊椎骨はおよそ49~58個前後である。

特に採取に注意すべき骨は舌骨、腰骨、V字骨および脊椎骨末端部（通称一三ツ矢）である。

### II 標本鯨の選択

骨格標本作成する場合はなるべく肉体的成熟に達した後の鯨体が好ましい。特に若令個体の場合は椎体と骨端骨が遊離している等（軟骨によって結合図2）、標本作成上好ましくない上に、頭骨なども種（あるいはストック）による特徴の形成が完了していない可能性がある。

ニタリ鯨の場合はおおよそ13.2m、ミンク鯨では、7.5m（北半球）から8.5m（南半球）以上の鯨体であれば骨端がはずれることはないと思われる。

捕鯨もりによる損傷が少ないものが好ましいことは言うまでもないが、特に頭部に傷のあるものはさけること。

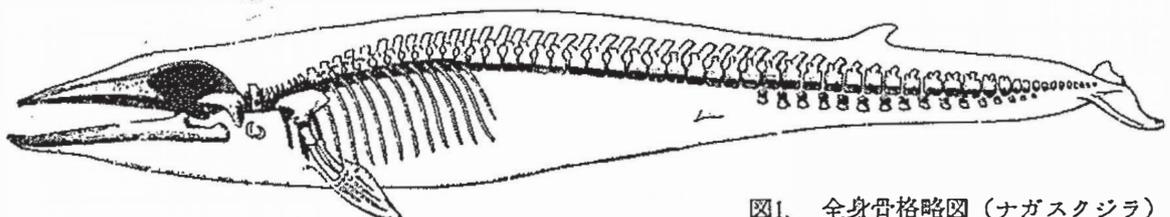


図1. 全身骨格略図（ナガスクジラ）

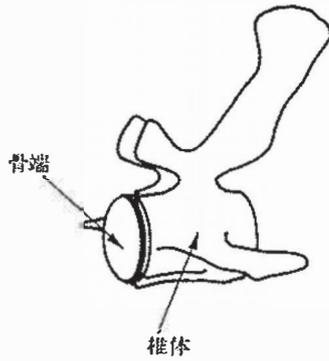


図2. 椎体

### Ⅲ 解剖上における注意点

#### 1) 脊椎骨 (通称胸骨) 部

##### <脊椎骨>

骨格はできる限り筋肉を取り除く。つまり日本式の通常の解剖によれば、肉かき取りの後が好ましい。胸骨を切断して運搬の場合は特に形態に留意して切り離すこと (図3)。

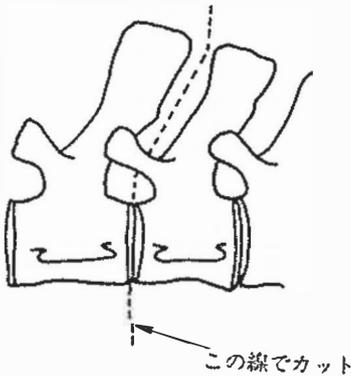


図3

##### <三ツ矢部>

図4の太線で囲まれる部分が三ツ矢 (通称) である。

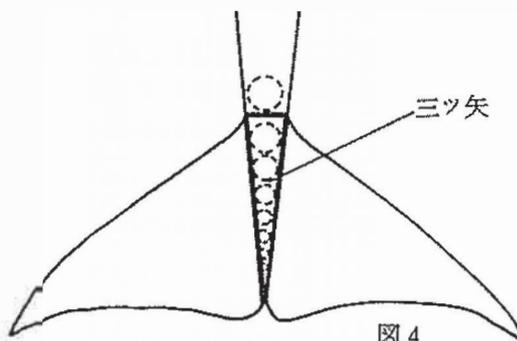


図4

三ツ矢中には胸骨部より連続する小さな尾椎が存在し、見落としやすくかつ重要な部分であるので、無理に内部解剖をせず、そのまま十分に管理のできる場所へ運搬し、別途白骨化させる。

##### <胸骨>

比較的採集の容易な骨であるが、忘れやすい部分でもあるので注意の事。形態は以下の様な変形ヒシ形状を呈する。この胸骨と連絡する肋骨は1~2対にすぎない。(図5)

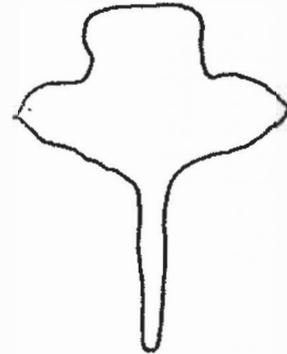


図5. 胸骨 (ミンククジラ)

##### <肋骨>

肋骨は筋肉を払った後にできる限り丁寧に脊椎骨より取りはずすこと。関節を無視した切断は絶対に行わないこと。尚、右左および順番を明記して (札などを取り付ける) とりまとめておくと便利である。

##### <V字骨>

尾椎部腹側に遊離して存在するのがV字骨である。特に後部では小さくなるので紛失のない様、十分注意すること。

#### 2) 頭骨部

できる限り丁寧に筋肉を取り除くが、必要以上に包丁を入れないこと。頭骨は骨格標本の主体をなすものであり、少なくとも頭骨にもり傷のないものを選ぶことが必要である。尚、吻端は特に欠けやすく、また耳骨も取れやすいので十分な注意が必要である。

##### <下顎>

皮、筋肉などはできる限り取り除くこと。

##### <舌骨>

舌の基部、いん頭部付近にある。図6の様な形態を示す。注意深く採取のこと。



図6. 舌骨 (ミンククジラ)

3) その他

<前肢>

肩甲骨（通称一扇骨）とひれ部に分離し、ひれ部の解剖は行わずに、手羽ごと十分に管理のできる研究担当所に運搬し、別に標本を作成する（手羽中には極めて小さい骨が存在するため一図7）。

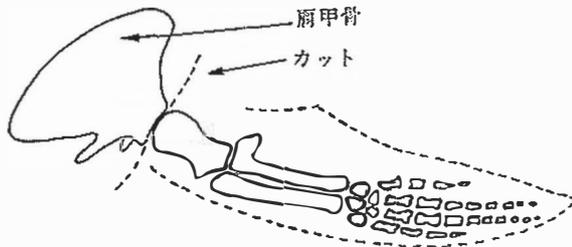


図7. 前肢骨格（ミンククジラ）

<腰骨>—通称アシ

性生殖器周辺に存在する一対の骨で、種々で性によって若干の形態の差がある（図8）。これらは水生適応によって退化した骨盤の痕跡である。採取面では最も忘れやすい骨であるので、十分に注意を払うこと。たまかんに肉を払い必要以上に解剖しないこと。

形態は次の通り

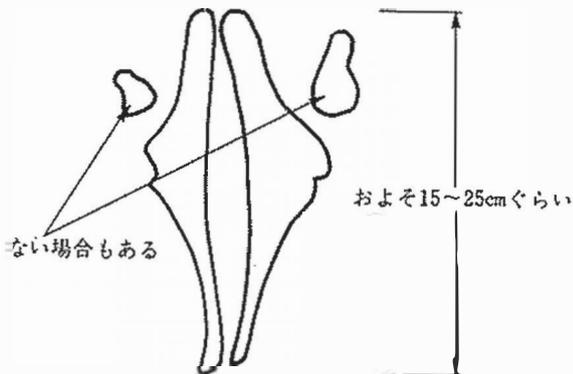


図8. 腰骨（ミンククジラ）

<その他>

三ツ矢、ひれ、腰骨、舌骨などは紛失しやすく、他の大型鯨類とは別にひとまとめにしておく方がよい。

以上解剖上における注意を簡略に述べた。通常の日本式解剖であれば、ほとんど特別なことは必要ない。ただし、三ツ矢、腰骨、V字骨、舌骨などについては十分な注意が必要である。

IV 標本鯨の生物学的データ

捕獲年月日、捕獲位置、処理番号、体長および性別を必ず記録のこと（捕鯨業によって得られた場合には耳垢栓、歯牙、卵巣などは通常通り遠洋水研へ送付する）。

また可能であれば所定の様式に従い鯨体各部計測を実施する。

V 標本の埋没

鯨類の骨には油が多量に含まれており、骨格の長期保存のためには土中に埋没させ、油抜きをする必要がある。

全骨格を取りまとめ十分収容しうるような穴を掘り骨格を収納する。ただし三ツ矢、舌骨、前鱗、腰骨、V字骨の小さいものは、各々防虫網で袋を造り、十分に管理のできる場所で白骨化させること（ドラム缶等の中で）。

穴の大きさは骨の大きさによって異なるが、ニタリ鯨の場合には、12×8×1.4（m）の程度の穴を使用した。埋没地としては水はけのよい所を選び、深さは深すぎても浅すぎてもよくなく、標本最上部から50cmの土がかぶる程度がよい（埋没後、標本類は多少沈下する）。尚、砂地に埋める場合は漁網等で脊椎骨、肋骨などをくるんでおけば標本の散逸が防げる。

肋骨、脊椎骨などは埋める前に必ず個数と順序プラスチックあるいは金属のラベルを各々に付けておく（掘り出した時のために）。また土をかける前に必ず全配置の写真をとっておくこと。

VI 標本の掘り出し

標本の掘り出し時期は埋没した時の標本の処理状態、埋没した区域の土壌によって異なるのは当然である。ただし、かなり入念に周辺組織を除去し、水はけの良い土壌に夏季を含む1年間埋没した骨格でも頭骨内部の油抜きが充分でなかった例もあり、少なくとも2回の夏季を含む1年半から2年の埋没は必要となろう。

掘り出し時には埋没時に記録した標本の配置、数、順序等に注意し、掘り残しのないようにすること。別途管理している、手羽、三ツ矢等は標本の大きさによって煮沸によって周辺組織の除去と油抜きをする事も可能であるが、過度の煮沸は骨を脆くさせることに注意しなければならない。また、この場合にも各小骨の数や配置のチェックを充分に行うこと。